

季
刊

社会保障研究

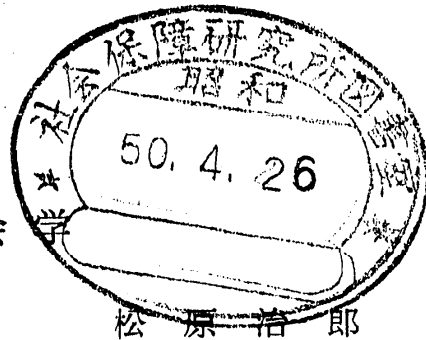
Vol. 10, No. 4

社会保障研究所

1975

研究の窓

住民運動と社会学



最近の地域社会の動きは、「住民運動」という大衆エネルギーの組織的発現ということをはずして考えることはできない。社会学が取り組むべき重要テーマであることも、間違いない。ところが、これまで「住民」というタームそのものが、社会学の分析概念として範疇化されていなかったし、まして「住民運動」という大衆エネルギーの広範な展開について、その動きの法則性を説明する理論を、学問の世界がまだ持つにいたってはいない。

それでも、ここ数年、わずかながらではあるが、新聞・雑誌等に記載された住民運動を統計的に処理してその類型化や量的把握を試みたり、ケース・スタディを通して運動の展開過程をとらえ分析したり、運動参加者の態度や意識を調査したりするようになっている。ともかくいま、まず事実をより多く知ることが必要である。

山積する研究課題をざっと考えただけでも住民運動をどう性格づけるか……それがどのような基盤と条件のもとで成立し、どのような過程を経て強いエネルギーとなって発揮されるのか……そこでのリーダーシップの特質は……運動展開の過程で、参加者のうちにどのような態度や価値観の変容が生ずるのか……住民運動の発生が地方自治体をどのように変え、さらには地域社会の権力関係をはじめとする社会構造をどのように変動させるか……等々が挙げられる。

とくに発生そのものは偶然的だったり、その意味で原初的(オリジナル)であることが多いし、参加者自体も、これまで既成の組織活動とはあまり縁のなかった人々(主婦、老人、農民、自由業型インテリ層など)であるにもかかわらず、あらゆる運動手段を模索し、集合による物理的エネルギーの発揮を伴いながら、これまでの他の大衆運動(労働運動、農民運動、学生運動、市民運動など)にみられないほどの、異常なスピードで、参加者の知識・技術・態度・価値観の変容をもたらす。公害問題などへの技術的知識、法律的知識、運動戦術などを、驚くほど早く体得する。

考えてみると、住民運動は、労働運動などと違って、その展開を担保する既得の法律も協約もルールもない。したがって、ありとあらゆる可能性を模索しながら、要求を貫こうとする。もちろん具体的な戦術のモデルは、労働運動や政治運動、ときには学生運動に求めるが、住民運動の定式があるわけではない。しかも、それは、世のため人のためといった大義名分によってでなく、あくまでも自分たちの日常定住の生活からくる要求や不安の解消を前提にしている。まさにエゴイズムに立っている。

だが一方、住民運動のもうひとつの特徴は、それでいて組織化の基礎に「地域性」というものを置いている点で、地域的連帯といった情感、地域共属の認識、地域共通利害の追求などを結合媒体にしている。あまり恰好や体裁やイデオロギーの粉飾はない。

こうして住民運動は、今日の社会的状況のもとにおいて個別の生活者にとって「地域社会」とは何かをあらためて認識させているし、地域環境そのものを考える姿勢を強めている。また知識の高まりは、これまでの行政テクノクラートの優位性をつき崩し、行政への住民参加の可能性に道を拓きはじめている。さらに市民生活における情報の重要性、地域社会におけるフィードバック・システムの必要性を痛感させるにいたっている。

地方自治論、地域社会論、集合行動論、組織論、社会運動論、リーダーシップ論、生活福祉論など多くの学問分野にとっても、注目すべき対象であることは間違いない。

経済開発と社会保障

——経済、社会、政治の接点を探る——

平 恒 次

はじめに

ILO と NORAD の共同主催で 1974 年 10 月前半期にマニラで開かれた社会保障セミナーに、「部外協力者」（関係諸機関のどれにも属していない第三者）として参加し、多くの教訓を得た。年初、ILO の樋口富男氏から「社会保障と国民経済」という題で、2 時間宛の四回分に相当する講義と討論を担当してほしいと誘われた時は、正直に言ってこれは難題だと思ったものである。というのは、経済学者の間では、開発途上国の経済段階では社会保障は無用であるという考え方が支配的であったからである。社会保障セミナーに参加して、社会保障無用論について講義することは場違いのそしりを免れないことは明らかである。

開発途上国に対する社会保障無用論は、もっともらしい「社会保障上級財説」の下方延長としての、低所得社会における「社会保障贅沢品説」に支えられている。私はこういう諸説を信用しないのであるが、私的なサークルならいざ知らず、ILO の国際セミナーで通説に抗して自説を披露することが果して正しいサービスになるかどうか戸惑ったのである。それで、特に私的試論に過ぎないと断って文献〔19〕を得たのである。ここでは、この試論的方法的土台について、要点の弁護をしながら議論を進めて見たいと思う。

当然、社会保障とは何かということから始まるわけであるが、これについては、ISSA（国際社会保障協会）の事務局長リース氏と同調することにする。氏によれば、社会保障とは、「自己の過失によらない社会的事故の被害者や、自己の過失によらず社会的に著しく不利益な立場にある者に、一定の社会正義理念に基いて、一定の生活水準を

保障する国家の施策である」ということである（文献〔17〕）。この定義を、社会科学的に、時には必要に応じて経済学をも援用しながら、説明することが、本稿の課題である。リース定義に含まれる諸要因を差当り三項目にまとめたいと思う。（1）自己過失と社会的事故、（2）国家の性質と役割、（3）社会正義と最低生活水準、がそれである。

以下、議論が錯綜するおそれがあるが、中心課題はむしろ単純な定量的なもので、社会保障費と国民総生産（GNP）との比率が国ごとに異なるのは何故かということである。本稿には一本の回帰方程式も登場しないけれども、この定量的課題をいわば提燈のように前にかざせば、本稿の混沌とした暗愚な議論もいく分か明るみになるかも知れないと思う。結局は、社会保障制度の必然性、形態、規模、及び効率等を、経済的・社会的・政治的諸要素の絡み合いの所産として描き出すことが、本稿の試みである。

I 自己過失と社会的事故

過失は損害をひきおこし過失責任者は損害賠償の責めを負う。過失責任と損害賠償について一定のルールをもたない社会はおよそ存在しない。こうしたルールが、表現様式こそ異なれ、いかなる社会にもあるということは、過失責任と損害賠償とのつながりが極めて原初的・本源的なものであることを物語るものであろう。

もう少し注意して見ると、過失と損害賠償との対応は、人間社会におけるもっと恒常的・普遍的な社会関係である交換という行為に附随するものようである。エンゲルスが『空想より科学へ』で唯物史観の第一命題として「生産、それについて生産物の交換が一切の社会制度の基礎である」

とのべていることは、唯物史観をもつ・もたぬに拘わらず全く正しいと言わなければならない。交換の枠組の中で、時折発生する偶発事象として過失があるということになる。過失は、正常な交換関係の一時的攪乱であり、そのために普通以上の支払い—賠償—が要求されるのであるとも言える。

(社会保障を論ずるに当って、交換という原初的な社会関係にまでさかのぼるのは、現代民主主義国家の憲法などに宣言される生存権の理念や、資本主義市場経済にありそうもない社会連帯の思想などを援用すれば、理想主義的な社会保障肯定論だと一笑に付されるのが普通だからである。つまり、倫理や理想に訴えることなく、人間の社会的存在の冷厳な現実には社会保障の源泉を探りあて、それがいかなる環境のいかなる過程をへて、政治国家の反応としての社会保障「制度」へと上昇結実していくかを理解したいからである。)

正常な交換は、当事者の納得と合意を基礎にする限り公正な取引であるが、人間の判断や行動に常時完璧を期しえない限り、あえて悪意によらないとしても、種々の誤りや見落しのために取引が公正のルールからはずれる場合があることは十分に予想される。そこに過失責任と損害賠償という補完的交換関係の必然性があるわけである。(いふならば損害と賠償との「交換」である。)これらの社会関係は、カール・ポラニーの語法を借りれば「相互性」(reciprocity)として一括することが出来る。社会構造、経済機構、政治様式の如何を問わず、社会全体の安定と均衡は一にかかって社会成員間の「相互性」にあるということは、ポラニーが力説する人類の基本的社会法則である(文献[16])。この均衡が攪乱されるとき、均衡回復装置の一部として過失責任と損害賠償のルールが機能し出すのである。

リース氏が「自己の過失によらない……被害者」と言うのは結局、損害賠償請求権が誰にあるかを明示した表現である。こう見れば社会保障制度とは、自己の過失によらずに所得と経済活動との均衡を攪乱された被害者の損害賠償を処理する制度であるということができる。ここに到って、「社会保障上級財説」や「社会保障贅沢品説」が

如何に人間社会の現実に悖る非科学的観念にすぎないかがわかる。ある社会成員が「自己の過失によらない」損害を蒙ったというのに、社会総生産が増強されるまでは損害賠償おことわりなどと言っているのは、社会そのものの安定の基礎が動揺することになるだけである。「相互性」充足に不注意な統治体制には、治安コストが高くつくものであることは、史書に明らかなところである。

ここでいよいよ、被害者を過失責任から解放する「社会的事故」とは何かという問いに移ることになる。「事故」とは字引的な表現をすれば「ふだんとちがった不幸な出来ごと」である。「事故」が「社会的」であって、被害者の過失責任が問われないためには、客観的現実として、事故回避のための個人的自由乃至戦略が著しく制限されており、事故回避の行動を取ろうとすれば、その結果は事故に会うのと同じ程の苦痛を代償とするという、個人と社会との特殊な関係が成立していなければならない。そのために、「ふだんとちがった不幸な出来ごと」にあうかも知れないのに、人は日常の生活にいそしむのである。その典型的な事例が、市場経済における労働市場参加という経済活動である。いかなる特定の個人も責任のもてない総需要の不安定によって、労働需要が時々減退し、幾人かの労働者が失業によって所得喪失という損害を蒙ることになる。失業という「社会的事故」を完全に回避しようと思えば、労働市場参加を拒否する外はない。多くの労働者にとって、こういう事故回避方法は、坐して死を待つという、失業時の所得喪失以上の苦痛を伴うものである。したがって、死が生と同じく自由選択の対象であるという生物の基本的本能に悖る仮定でもおかしい限り、労働市場への参加・不参加は完全に労働者の自由であるとは言えないわけである。

それでは、労働者が失業という社会的事故に対して、損害賠償を請求する相手の責任者である「社会」とは具体的にはどこにあるのであろうか。いずれは、社会保障制度がこの損害賠償業務に当るわけであるが、社会的事故に対する「社会」の責任が、社会保障制度という「国家」の反応として具体化する過程は極めて複雑である。それは当

然、経済、社会、国家の絡み合いを考察しないで
は解明できない課題である。

社会的事故による損害賠償業務を制度化する過程
においての不可欠な条件は、事故の被害者又は
そのおそれのある人々の長期間に亘る執拗な要求
運動である。社会的事故ではなく、事業所内の事
故に関してさえ、被害者である労働者を過失責任
から解放し、使用者責任を確立するのに、如何に
多大の時間と闘争が必要であったかを想起するの
もよい。労災補償が社会保障制度の起点となった
ことは、過失責任と損害賠償という考え方を社会
的事故にも適用する機縁を作ったといってもよい。

不幸にして、社会的事故の場合には、被害者を
過失責任から解放し賠償請求権の行使主体たらし
めるには、更に多くの時間と努力が必要であった。
たとえば、近代国家であり経済大国である日本で
さえ、20年前は、事故の社会性の識別さえ一般的
でなかったことを坂寄俊雄氏の指摘で知ることが
できる。「特にわが国のように、病氣や失業、そ
の他の生活上にひきおこされる事故や起伏を『社
会的なもの』として承認する歴史が弱く、主とし
て『慈恵と家族制度』で解決してきたところでは、
社会保障制度を確立しようとする運動は非常に困
難である」と(文献〔6〕9 ページ)。

しかし最近も状況は大同小異であることを小宮
隆太郎氏が指摘される。「福祉の理念は、『老後に
困窮するのは、若いときの心掛けが悪かったから
だ』とか、『子供が親の面倒をみるのは日本古来
の家族主義の美風であり、国が面倒をみる必要は
ない』とか、『病氣になってもタダで直してもら
えるようになり、その間の給料もすべて支払われ
るようになれば、勤儉貯蓄の美風がすたれ、日本
人がすべて怠け者になってしまう』といった、あ
る種の伝統主義、自己責任主義の観念とは相容れ
ない。しかもそのような観念は、かなり広く牢固
として存在していることを忘れてはならない」(文
献〔8〕38 ページ)。

社会的事故か自己過失かについて、いかなる社
会にも適用できるような一般的な判定基準を設定
することは困難である。一つの社会においても歴
史的に、社会的事故の形態及び認識が変化して行

くことは、日本の経験が示すところである。行政
上の整合性を促進するために、ILO では社会保障
の国際的最低基準を設定したり、統計資料の国際
比較の便宜のために一定の定式化を試みたりして
いるが、社会的事故のすべてが網羅されているわ
けではないようである。社会保障制度は本質的に
は社会的事故に事後的に対処するものであるかぎ
り、この制度だけでは社会の事故率は減少しない
わけである。社会的事故防止対策をも社会保障制
度に組入れることは望ましいことであるが、歴史
的事情によって、これらの対策は、他の国家又は
公共機関に先どりされている傾向がある。たと
えば、業務災害防止のための事業所安全監督、失
業防止のための完全雇用及び労働市場政策、健康
の維持促進に役立つ住宅政策、環境改善、等々、そ
の好例である。

しかし、保障と防止のコストとしての代替関係
(トレード・オフ)を通じて、社会保障費の増加が
防止のための努力を刺戟するということもありう
るであろう。異なる機関に執行される業務ではあ
っても、同一国家業務の異なる部門にすぎないわ
けで、国費極少化の経営理性が財源の制約などで
触発されるはずである。したがって、社会保障が
高価なものになればなる程、その原因である社会
的事故の防止はますます必要になってくるわけだ
る。次節で考察する国家の行動様式に関する論
理からしても、保障の要求に防止措置をもって応
ずるということがあっても決して不思議ではない。

ここで「事故」という語の効用と限界について
も一応ふれておく必要があると思う。本稿の姿勢
は、社会保障の正当性を、人間社会における最も
基本的な社会関係としての交換の場における、過
失責任と損害賠償という、現代社会保障理念に先
行する原理に求めようというのであるが、もし人
間社会の道德水準が非常に高く、まさに現代理念
が唱導する如く愛と連帯性に満ちているものであ
れば、何も賠償請求などという冷酷な武器を振回
さなくてもよい。惜しいことには、多くの国国に
おいて、社会保障制度の背後にある道義的必然性
はそれ程高くはないと思う。愛に欠け連帯性も薄
いことが社会の偽らざる現実であるならば、恰も

愛と連帯性が十分にあるかの様に仮定して、社会保障の望ましさを説くことは、社会科学的方法とは言えないのではないかと思うのである。

凡そ社会保障を考える者は誰でも、同一の考察対象が、異なる社会においては慶凶の明暗を截然と分けるに到ることを、社会科学的勇気をもって直視すべきであろう。子供と老人の社会的地位がその好例である。ある社会では年をとることは慶祝に値することである。しかし現代社会においては、年をとることは生活水準の低下、個人的尊厳の喪失、生命の無意味さを伴う社会的事故・不幸を伴いがちな現象である。又、児童にして見ても、自由平等な個人として此の世に生を享けながら、自ら何の過失もなく、ただ生命搬入の使者である鶴のきまぐれによって、低所得家庭にはこびこまれたために、社会的不利益の下に人間形成期をすごさなければならない場合がある。これこそ社会的事故でなくて何であろうか。この為に現代社会にあっては、老齢年金や児童などの社会保障上の措置があるけれども、これが愛と連帯性の所産であるなどとは到底言えたものではないであろう。

こうして社会的事故とは何かという問いに対する答えは、社会の歴史的段階と関連づけられなければならない。経済的既開発国（所謂「先進国」）はとりもなおさず、社会的事故が多様で頻度の高い国である。たしかに、事故対処の準備もかなり整備され、そのための資源調達も相当な分量になってはいようが、だからといってそれだけで特に望ましい福祉国家になったのではない。山田雄三教授の表現を借用すれば（文献〔9〕）、「ニード」に対して「給付」がどの程度に追いついているかによって社会保障の充実度を見ることができはずである。とすれば、「先進国」の「ニード」が相当なものである以上、社会保障の相対的不足が事実であるかも知れないとも言える。従って、社会保障制度の「先進」「後進」の度合を国際比較で判定するためには、社会的事故が同種、同頻度、同強度であって（すなわち「ニード」そのものが等量等質であって）、これに対処する仕方が、経済資源の投入量（給付）などで計って、一方が高く他方が低いというのでなければならない

い。最近社会保障制度の進歩や充実の指標として、社会保障費対 GNP 比率などを使用する傾向があるが、この数字が果して意図される目的に妥当するかどうか問題であろう。（但し、江見教授の国際比較にはこういう方法的危険が十分に避けられていて甚だ示唆に富む。文献〔1〕〔2〕。）

社会的事故の頻度や強度の高い社会と低い社会とでは、前者が相対的により多くの資源を社会保障に投入しているとしても、それだけでその社会保障が後者に較べて進歩又は充実していることにはならないのである。開発途上国の社会保障の実態を考えるに当ってはこの点が極めて重要なのである。社会保障費対 GNP 比率では、途上国が「おくらしている」ように見えよう。しかしそこには、老齢も若年も社会的事故とはなっていないし、その他の事故（例えば、労災や失業）も近代部門に限られていて、社会全体との対比においては極めて低位にあることを想起する必要がある。従って、経済発展と共に社会保障費対 GNP 比率が上昇するといっても、社会保障が社会的事故にどう対応しているかを独立に識別することができなければ、社会保障の進歩や充実を語ることはできないわけである。（リース氏の指摘によれば、社会保障が社会的事故の後遺症をどの程度に克服しているかについての追跡調査が、西欧諸国ではじめられたということである。文献〔17〕。社会保障の充実度測定にとっては不可欠の調査であろう。）

II 国家の性質と役割

社会保障制度は社会的事故に対する国家の反応から生れる。それはある場合には（例えばビスマルクのドイツのように）、社会的事故が誘発する政治的不安定に対する、政權担当者の自衛的反應を慈惠的姿勢で表現したものであるかも知れない。それは他の場合には、（例えば労働組合運動におけるように）、事故の被害者となりやすい人々が、事故防止及び損害賠償請求のために立ち上がり、国家に過失責任を認めさせた結果であるかも知れない。後者の場合でも国家は常に道義的な立場に立って威信を極大化しようとして表面をとりつこう傾向があることは警戒を要する点である。憲

法においてさえ人民の請求は請願にすりかえられ、憲法が国家の責任を宣言すれば法律で骨抜きにする（例えば日本国の憲法第25条と生活保護法のように）政治過程の奇妙な「鬼ごっこ」があることは、忘れてはならない現代国家の性格であろう。

威信を目的変数とする権力機構である現代国家はどうして成立したのであろうか。マキーヴァー（文献〔13〕）の説を借りて分析的に見れば、近代市場経済が社会の慣習、価値、社会関係などの伝統的桎梏から解放され、自律性の高い部門として成立することと平行して、近代国家も法による統治機構として同様に自律性の高い政治部門となり、経済と社会に対峙するようになったとされる。社会保障制度のような国家の装置を考える場合には、広義の社会を少なくとも三部門（政治、経済、社会）よりなるシステムとして考える必要がある。三部門の一つとしての「社会」はいわば「狭義の社会」で、法と権力の間である政治、財の生産と分配の機構である経済、という二部門を、従来の包括的な社会から選別抽出したあとに残るすべての社会的なものである。それはたとえば、家、親族、地域社会、宗教集団、慈善団体、クラブ、種々の運動や協同など、国家統治のための政治過程とも、市場の経済関係とも異なる人間関係の形態を含み、同時に、慣習、価値、動機、評判、信用、友情、などのような国家とも市場とも関係の薄い人間存在の心理的枠組をも含む。

国家・社会・経済の三部門関係は必ずしも安定した鼎立関係だけではないということが、社会保障制度を国家の装置として理解する第一歩である。経済部門が非常に強く、「国家の威信は丸つぶれ」という状況もあれば、何ごとも慣習に支配され、社会部門が圧倒的な伝統社会もある。国家が社会と経済を廃止し改造する程の権力と威信をもった事例が、スターリン時代のソ連邦である。面白いことには社会的事故も同時に撤廃された筈で、完全な社会保障体制が成立したわけである。ヒトラーでさえ、ドイツ経済及び社会の自律性をそれ程破壊しえなかったことを想起すれば、ナチズムが西欧的社会システムの病理的偏倚に過ぎなかったのに対して、ソ連邦共産主義は全く異なった文

明そのものであったとも言える。ソ連邦の成立は、全く掛値ない「革命」であったわけである。

西欧的社会システムの歴史的推移過程においては三部門関係は、特に取返しのつかないような極端な状況を生み出すことなく、拮抗と協調を重ねながら現在に到ったように見える。発生史的に見れば、近代以前の社会システムは未分化の状態にあり、国家も経済も狭義の社会も渾然として伝統と慣習の中にあったのが、市場経済が生成発達して独自の部門を形成し、伝統や慣習を無視して自らの法則（市場メカニズムの内部における利潤追求と資本蓄積という行動様式）に従って運動するようになった。この経済が生み出した新しい勢力——中産階級——はやがて前近代的社会システムの一部であった伝統的国家を近代国家に改造し、所謂「市民社会」を新しい社会システムとして実現した。この古典的市民社会システムで最も威力があったのは経済部門であった。国家の機能は警察と防衛に圧縮され市場メカニズムの「夜警」を勤めるにすぎなくなる一方、狭義の社会部門は、市場メカニズムが放出し放題にした外部不経済と社会的事故を吸収する立場に追込まれ荒廃を重ねた。こうして、経済の繁栄と共に、国家の矮小化と社会の窮乏化が発生したわけである。

上記のような三部門間の不均衡は遂に社会の反乱をひき起し、一方では市場メカニズムの修正が要求され、他方では政治過程の中産階級独占からの解放が促進された。こうして社会は、外部不経済と社会的事故の後始末を経済に返上し、国家に転嫁する動きを始めた。この動きが修正資本主義となり、更に福祉国家となるのである。

しかしいかなるモデルもその構造変数の値に多少の国際差があるものである。上記の社会システムのモデルが最も典型的に現われたのはイギリスであった（ポラニー、文献〔16〕参照）。欧州大陸の指導者たちは、イギリスにおける社会システムの動態を注意深く観察して、経済の繁栄を羨みながらも社会の窮乏化による治安の低下をおそれたであろう。ここから、欧州大陸諸国の経済発展促進のための新しい方式が編み出されることにな

るのである。つまりそれは、経済的先進国イギリスが示した経済メカニズムの論理を応用して、伝統的エリート自身が企業家となり、経済近代化に伴う伝統社会の転覆又は荒廃を避けることであった。そして伝統的エリートの慈恵的世界観と自己保存本能とによって、資本主義市場経済の社会的コストを和らげる努力をもちた。そこに、旧エリート指導下の半近代国家による社会保障制度の誕生が見られることになるのである。ドイツ、オーストリア、フランス等の社会保障における「先進性」は工業化始発期における経済的「後進性」から生れたことになる。(そして今や、世界中で経済開発が主要課題となって見れば、イギリス資本主義に対する欧州諸国の初期の反応の仕方は極めて示唆に富むわけで、そこからゲルシェンクロン・モデルが生れたのは故なしとしない(文献〔11〕)。

こうして、現時点における社会保障の規模という量的側面だけにおける国家間の異同を考えるに当たっても、政治、経済、社会三部門の拮抗と調整という関係について、各国の歴史的特殊性に注意を払う必要があるわけである。一定の段階におけるこれら三部門の関係から社会保障制度が発生し、時を追って拡充整備されるのであるが、その過程で社会的事故も多様化し、各事故の頻度や強度も変化し、また事故の被害者に対する社会の関心も高まるものであろう。同時に、国家の介入を待つまでもなく、「社会」そのものが、家族、親族、地域社会、又は諸種の組合団体等を通じて社会的事故に対処しようともすることであろう。又、市場経済の発展と精緻化に伴って私的保険事業が発達し、社会的事故の市場経済部門における処理も進むことであろう。同時に、事故防止のための個人的知恵も国家の施策も発達することであろう。要するに、経済発展過程における、国家業務としての社会保障の規模と内容に影響する要因は、このように複雑多岐に亘り、これらを複数の独立変数とし、社会保障の規模や構造を従属変数として、体裁のよい函数にまとめあげることが困難であるにちがいない。

社会保障費対 GNP 比率の国際比較において最も有意度の高い説明変数は、各国の社会保障経験

年数である。これは、社会保障の相対規模を政治部門の反応によって説明しようとした上掲の分析手法によって裏づけることができるものである。(この点の極めて詳しい分析は文献〔5〕第六章に見られる。)

同様に、社会部門の反応、又は反応の欠如、に説明要因が潜んでいるかも知れない。例えば社会システムの近代化過程において、狭義の社会部門が社会的事故を吸収する能力を相対的に失うであろうということに注目することができる。家族は核家族化への過程で扶養能力を失い、同族集団は解体し、地域社会は市場化して共同体的連帯性を失い、宗教団体はクラブ化して娯楽機関となる。こうして、少くとも伝統的社会にありえたような方式では、増大する市場経済参加人口の労災、失業、疾病、老齡、多子等の社会的事故の被害を吸収することはできなくなる。この点、深谷昌弘氏が、家族規模の縮小や都市化(いわば共同体崩壊の指標)等によって、社会保障費対 GNP 比率の極めて有意度の高い説明をえられたことは全く適切である(文献〔3〕)。

伝統的社会の事故被害吸収能力が低下する反面、新しい社会的集団(例えば労働組合、福祉団体等)が発生し発展するとしても、社会的事故の多様化に追いつけず、勢い政治部門に入りこみ国家へ働きかけるようになるのが通例である。しかし、これらの新しい近代的社會集團が政治過程に参加することによって社会保障運動が発生することになるのである。現代社会保障制度の拡充と充実によってこの社会保障運動はなくてはならないものである。(この点は次節の議論でますます明らかになるはずである。)

にもかかわらず、社会部門の無力さは単線的に社会保障運動へつながるわけではないことを戦前の日本の経験が示している。戦前の日本の都市労働者にとっては、社会そのものが解体して個々の労働者は個人として市場経済とのつながりしかもたなかったこと、しかもそれでいて、自己の社会からの疎外を克服する努力もしなかったことを下田平裕身氏が指摘される。「労働者は、早くから巨大な都市社会のなかで、あらゆる絆から切り離

された孤立的な存在として生活せざるをえなかった。この場合において労働者の生活上の努力は、自主的な「社会保障」運動への方向性をもたず、個人的な努力として拡散する傾向をもつ……郵便貯金、簡易保険、銀行預金などの……個人的な小額貯蓄の著しい普及は、生活における個人主義的な処理の性向がきわめて高いことを物語っている」(文献〔7〕20ページ)。戦後日本の貯蓄率の異常な高さの一端も社会保障の不備に帰せられることが出来るとされるが、これも裏返せば日本人の「個人主義的な性向」の故ではないかとも考えられる。経済部門や社会部門が十分に対応できない程に社会的事故が発生するときには、普通の状況では社会不安や秩序紊乱のおそれがあるために、国家は社会保障などの施策で治安維持をはかろうとするのである。ところが日本におけるように、経済も社会も十分に対応できないのに個人が各個に可能な範囲で社会的事故に対処する傾向がある国では、その分だけ国家の社会保障責任も軽減されることになり、それでいて治安状況も決して悪くはないという、国権担当者にとって極めて都合のよい状態が作り出されるわけである。1973年夏のシアトルでの日本経済研究会で、渡部経彦氏が日本を「静かな社会」と称し、大方の啓蒙に大いに貢献されたことは全くもっともであった。(この研究会の成果は、カリフォルニア大学出版部で出版準備中であるとき。)

期せずして個人の耐乏能力の発見によって、社会システム三部門間の拮抗の調整という過程における国家の役割が割引きされることになったが、大筋としては、社会保障費対 GNP 比率の国際比較に必要な枠組は浮彫りにされたことと思う。いずれはこの枠組から資料処理に役立つ仮説などを整合的に引き出したいと願うものである。

III 社会正義と最低生活水準

リースの定義は、社会的事故の被害者以外に「社会的に著しく不利益な立場」にある者をも含み、社会保障はこれに「一定の社会正義理念」に基づき「一定の生活水準」を保障するとする。ここにいう「一定の」(a certain concept of social justice)

という不定冠詞に注意すれば、社会正義理念にも色々あって社会はそれぞれ一定の時期毎に最適な理念をもつものであることを意味しているようである。「社会的事故」の場合にそうであったように、社会正義についても恒常不変の定義をあらかじめ設定することはできないわけである。もし社会正義理念が社会的事故のように社会システムの変化と共に変化するものであれば、一体「正義」とは何か、その変化の原動力は何か、などという疑問が当然わくことであろう。

まず第一に、「正義」という語は道義的に解釈さるべきではなく、英語のジャスチスのように、法概念的に解釈さるべきである点に注目したい。ジャスチスとは、事の当・不当の判断であって善悪正邪の判断ではないという点が大事であるように思う。

字引にさからうようであるが、日本語の「正義」も「正しい義」として道徳的基準の意とせず、「義を正す」行いとして能動的に読めば英語のジャスチスの含みと似たものになると思う。「義」とは、人と人との関係(君臣、父子、長幼等)や社会と人との関係(公私)を表わす語であり、「義を正す」とは不当な、又は不当になる恐れのある、関係を正常化し常軌にもどすことである。こう考えれば、「正義」という語は justice の語感を正直に伝えている名訳であると言える。「社会正義」とは、能動的に考えれば、社会成員間の社会関係を不当ならざるものにする、つまり社会的現状の当・不当を判断し、不当ならざるものに手直しして行くという含みがあるように思う。ヨーロッパ人は「社会正義」という表現を好むが、アメリカでは、少くとも経済学者の間では「(社会的)公平」(equity)という表現が好まれるようである。

(語法論議のついでにつけ加えれば、アメリカと違ってヨーロッパの social は society (社会)の形容詞ではなく、労働又は労働者階級の形容詞であることが多い。従って social justice とは「社会のための正義」ではなく「労働者階級のための正義」であるところが重要である。社会学では、混乱を避けるために社会システムの形容詞としては

social ではなく societal という語を使用するようになっている。social security (社会保障) という表現は、ほとんどのものはずみでアメリカから始まったのであるが、ヨーロッパではすでに social に特殊な意味があったために、アメリカにない「社会正義」理念と融合した「社会保障」となり、ヨーロッパ的首尾一貫性を達成したわけである。日本でも「社会政策」においてヨーロッパ的 social が生きているが、日本の「社会保障」の「社会」は果して同義であろうか、概念の首尾一貫性の見地から大方の御教示をえたい課題である。しかし、諸学派の聖域に必要以上に接近しすぎたかも知れないので、何卒御寛容いただきたい。)

アメリカ的「正義」=「公平」の規範を分析する方法としては厚生経済学がある。最近「経済正義」(文献〔14〕) という語も出回るようになったことから見れば、アメリカとヨーロッパとの概念的等質化は、「社会正義」をめぐる違和感を克服しはじめたかも知れない。厚生経済学は経済活動の大義名分を社会総厚生に増加にありとして、経済的変化が社会総厚生に貢献する条件を探究しようとするのである。(厚生原語は welfare で福祉としてもよいが、ここでは日本の近代経済学の語法に従うことにする。) そのため、誰でも異論なく、社会総厚生が増加したと思うはずの状態を厳密に規定して、その他の状況については、この基本的規定に転化しうるか否かによって、社会総厚生の増減を判断しようとするのである。

その基本的規定というのは、一定の事情の変更に応じて、社会の誰かがとくをし、誰も損をしなような結果になれば、社会総厚生は増加したと判断する、ということである。この場合のそんな・とくの判断は、各社会成員の自主的判断によるものとする。当然のことながら、一定の事情の変更の下で一人でも損をする者が居れば、他のすべての人々がとくをしたとしても、果して社会総厚生が増加したかどうかかわからないわけである。それでいて、事情変更を強行すれば、それは不当であり不公平であるということになる。

不特定の一人が驚くばかりの拒否権をもっているようであるが、解決方法は自ずから明らかであ

る。つまり皆でその一人に損をさせないようにすることである。すなわち、補助的命題として、一定の事情変更の下で、とくをする人々が、損をする人々に原状復帰の線まで損失補償をして、自らもなおいく分かの純利得をえているならば、社会総厚生は増加したものと認める、という命題がひき出されるわけである。損失補償のあとで、とくをしたはずの人々に純利得が何も残らなくなれば、社会総厚生は増加しなかっただけでなく、事情変更とその事後処理の分だけ不愉快さを経験したということになる。

これだけでも、厚生経済学は極めて有力な政策批判の武器となることができる。一定の政策導入によって事情変更が起った場合、誰がとくをし誰が損をしたかは、注意深く研究すればわかることである。又、厚生経済学のいわば「自己申告制」ともいえる各個人の自主的判断を集計し確認する調査研究の方法を案出することもできる筈である。歴史的には損失補償などに構わず数々の政策が、実に多くの国々で強行されてきた。厚生経済学の光をあてれば、各国で果して如何程の社会総厚生の増加がありえたであろうか、疑う余地は十分にあるわけである。(いわば応用厚生経済学の見事な労作とも言えるものが文献〔10〕である。)

しかし上記の伝統的(パレート)厚生経済学にはアキレス腱がある。それは事情変更前後の所得分布構造及び社会的階層構造について何も言っていないということである。損失補償がその都度完全に行われるとしても、事情変更前の所得分布にもどすだけのことであって、もし初期の所得分布が不当なものであったとすればいつまでも「正義」は行われぬということになる。こういう論難に対して伝統的厚生経済学は次のように言いのがれをすることもできる。すなわち、長期的に見れば一連の事情変更が一定の偏向をもち、一定の階層を常に損失を蒙る立場におくものであるかどうかは即断できないということ、そして市場経済が能率的であれば、所得分布は公平の基準を満足させる位に平準化するものであろうということ、などである。これらの諸点は歴史的制度的考察を必要とするもので、結果が厚生経済学の期待に反

するものであっても、とくに厚生経済学の規範を
寄り去ることにはならないであろう。事実、市場
経済の現実的効率はずしも所得平準化傾向を内
包しているのではなく、更に資本主義経済と並存
する国家の施策は、長期的には資本の利益と整合
的になるのが普通であるとしても、前記厚生経済
学の方法を不利益な立場にある人々の利益増進の
ために利用することは可能であろう。

個人が自己の厚生増減を判断する基礎となる厚
生函数はおそらく各人独自のもので、社会総厚生
の増減を判断するための資料としては、各人の
「自己申告」だけでよいとは言うものの、各自の
厚生函数の中に入っている変数が大体どういう種
類のものであるかを推測することは或る程度可能
である。恐らくどの個人の厚生函数にも入ってい
ると思われる変数が差当り二つある。すなわち、
実質所得の絶対的水準と自己の社会的立場に関す
る何等かの指標である。後者は、第1節でのべた
人間の原初的要求としての自己と社会との「相互
性」にその基礎を置くもので、社会参加資格の自
己認識、従って自己と社会との間の取引条件の個
人的当・不当の判断に役立つ指標である。手取り
早い一つの指標は、世間一般の平均所得に対す
る自己所得の位置であろう。愛憎、羨望、反感、
恐怖などの相互性指標の分析的活用も可能である
が(例えば文献〔12〕) 先ず最も普遍的と思われる
(私個人だけがそう思うのではなく、恐らく誰でも
そう思うであろう筈の) 前記の二変数について考
えてみよう。

世間一般の平均所得に対する自己所得の下方偏
倚は、能力、資格、趣味、性格等の自己認識によ
って正当である部分と「世間が悪い」とでも言う
外はない不当な部分を含むものと考えられる。平
均所得以下の所得階層はこうして二つの集団から
成るということもできる。すなわち、事情変更が
自己に不利に行われない限り、自己の所得水準を
或る程度正当なものと思う集団と現状のままで自
己の所得が不当に低いと強く感じている集団とが
あると考えられる。事情変更で個人的厚生水準が
低下したのを、厚生経済学の補償原理の適用で
「社会正義」が或る程度貫かれるのは第一の集団

である。この集団にとって、個人的厚生水準不変
という最低限の「正義」は、その所得が世間一般
の平均所得と同率で変化することである。

第二の集団の場合には、事情変更後の補償原理
の適用だけでは「不当に低い」厚生水準を固定す
ることになるだけである。社会の平均所得からど
の位下方偏倚すれば、この「不当に低い」所得の
臨界線に到達するのかは、「相対的貧困論」(例え
ば文献〔18〕)の難問の一つであるが、低所得者
に「不当」感をもたせるためには一般社会の蔑視、
敬遠、排除などの「相互性」の拒絶がなければなら
ないとされる。又、社会が特定の個人又は集団
に不利益処遇をもつてのぞむのは、その個人や集
団が主として低所得の故に目に見えて異質異様な
生活様式を余儀なくされているという場合が多い。
明らかに、いわゆる「貧困層」と一般社会との間
にはある特殊な相互関係(広い意味での交換関係)
が存在するものと見られ、その交換条件が貧困層
にとって「著しく不利益」なものになっていると
見ることも出来る。

貧困集団のこの「不当」感は、単に心のもち方
であって、よって立つべき義をもたないといえる
のであろうか。貧困集団の人的構成や「転落」過
程の履歴などを見ると、もし本稿におけるような
社会的事故に対する賠(補)償や厚生経済学の補償
原理が貫徹されるような社会であれば、困窮しな
くてもすんだはずだと思われるケースが非常に多
い。つまり一定の時点で発見される貧困は、その
時点に先行する期間における公共政策の誤りや社
会保障の不備に、その大方の原因をもつというこ
とができる。この意味において貧困はその分だけ
政治過程の偏向と不義を反映しているということ
ができる。従って「義を正す」意味において、貧
困者が、社会と国家に対して賠償乃至補償を請求
する権利は十分にあるということもできる。

余りにも長い間この請求権を無視し続けると、
1960年代のアメリカ合衆国のように、「都市の反
乱」などの治安紊乱を見るようになる。貧困解消
の費用を惜しんだ為に、治安維持及び回復の費用
が嵩むというトレード・オフになるわけである。
このために、国権担当者の中でも賢明とされる権

力者達は、本音は統治機構の安全保障でありながらも表向きは慈恵の姿勢をとって、公的扶助のような方式で貧困層の生活を少なくとも一定の水準に維持しようとするのである。しかしそれが治安維持費の変形である以上、扶助基準や扶助給付の難易高低は、貧困層の暴動能力の高低と世間にひきおこす恐怖効果の強弱に依存するということもできる。まさにボールディング（文献〔10〕）が指摘する如く、愛も脅迫も本来の交換行為と並んで相当の資源配分効果をもつと言えるわけである。戦闘的な貧困層はこうして貧困の政治的・社会的費用を高からしめ、トレード・オフの論理によって、貧困防止のための国家の努力を刺戟することにもなるわけである。（文献〔15〕参照。）

些細なことであるが、上記のような理由からして、公的扶助基準のような貧困の価格、貧困層の「不当」感が暴動にまで燃え上がらないように、適度の高さにきめられ、調整されなければならないということになる。「一定の社会正義理念に基づく一定の生活水準」とは、このように、社会成員の一部である貧困層が騒擾罪の危険を冒してまで「義を正す」ために勝ちとらねばならないと決意する悲壮な最低限度の水準のことである。国がちがえば、貧困層の闘争意欲も運動の好拙も異なることであろう。従順善良な貧困層をもつ国では、社会正義の価格としての最低限度の生活水準もけだし低かろうと思う。力こそまさに正義である。こういう意味で、下層社会の戦闘性も国際比較の対象にならなければならない、と思う。

おわりに

本稿は、国家の施策としての社会保障を、経済的、社会的、政治的諸要因の拮抗と調整に求めようとした。結局は、社会保障制度が調達し配分する資源が、国民総生産に対して如何なる水準にあるかを、国際比較する場合に役だつ方法を模索しての試論であった。主要視点は、社会システムを政治、経済及び狭義の社会の三部門からなるものとし、社会保障の必要性は経済部門で発生するが、その必要をみたすことが出来ない社会部門で社会保障運動が起り、やがて政治過程に合流して国家

の反応として社会保障制度が結実拡充されるということである。システムの諸部門および各部門の要所要所に社会保障費対 GNP 比率の説明変数がひそんでおり、これらの諸変数を引き出して数量化する必要があるというのが本稿の示唆である。

もし本稿に行動帰結があるとすれば、社会保障の成立と発展を、人間愛や社会連帯などという道義的理念に求めるのでなく、冷酷非情な社会システムの力学の中で、所得の中断、喪失、不足という損害（または被害）をもたらす種々の社会的事故に対する賠償（または補償）請求権の主張、さらに治安攪乱を潜在的（時には顕在化する）武器として国家の譲歩を迫る社会運動に求めようとするところであろう。社会保障運動も、他のすべての社会運動と同様に、「もっと、もっと、さらにもっと」資源を獲得することを行動目標とするはずであるが、社会システムの中には資源の分け前を要求する運動はいくらでもあるわけで、これらの諸運動がぶつかり合い、打ち合い、又は協調しあったりして国策の緩急順序に影響を与え、市場外的資源配分（ボールディングのいわゆるグラント・エコノミー）を決定するわけであろう。

文 献

- 〔1〕 江見康一「社会保障の長期的動向と国際比較」『経済研究』第24巻、第2号（1973年4月）。
- 〔2〕 江見康一「社会保障における資源配分と所得再配分視点」『経済研究』第25巻、第2号（1974年5月）。
- 〔3〕 深谷昌弘「社会保障と家族規模（Ⅰ）」『季刊社会保障研究』第10巻第2号、（1974年10月）。
- 〔4〕 現代総合研究集団（主査 長洲一二）「緊急提言 国民福祉基金を創設せよ」『中央公論』（1974年5月）。
- 〔5〕 小山路男、藤沢益夫編著『経済発展と福祉社会』（社会保険法規研究会刊、1972）。
- 〔6〕 坂寄俊雄『社会保障』（岩波新書、1958）。
- 〔7〕 下田平裕身「社会保障運動に関する若干の問題」『季刊社会保障研究』第4巻第2号（1968）。
- 〔8〕 宇沢弘文、小宮隆太郎「福祉の理念を探る（上）」『日本経済研究センター会報』第199号（1973年5月1日）。
- 〔9〕 山田雄三「社会保障政策論ニード」『別冊社会保障研究』（1973）。
- 〔10〕 Boulding, K. E. *The Economy of Love and Fear* (Belmont, California: Wadsworth Publishing Company, 1973)。

- (11) Gerschenkron, A. *Economic Development in Historical Perspective* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1962).
- (12) Hayashi, Toshihiko. *On a Positive Theory of Fair Allocation* (Working Paper No. 17, Institute of Economic Research, Kobe University of Commerce, 1974).
- (13) MacIver, R. M. *The Modern State* (London: Oxford University Press, 1926).
- (14) Phelps, E. S. (editor). *Economic Justice* (Penguin Education, 1973).
- (15) Piven, Frances F. and Richard A. Cloward. *Regulating the Poor: The Functions of Public Welfare* (New York: Random House, 1971).
- (16) Polanyi, Karl. *The Great Transformation* (Boston: Beacon Press, 1957).
- (17) Rys, Vladimir. *Problems of Social Security Planning with Particular Reference to Developing Countries* (EASSS/13/1973) (Geneva: International Labour Office, 1973).
- (18) Taira, Koji. "Consumer Preferences, Poverty Norms, and Extent of Poverty." *Quarterly Review of Economics and Business*, Vol. 9, No. 2 (July 1969).
- (19) Taira, Koji. *Social Security and National Economy* (ASS/IV/1/1974) Geneva: International Labour Office, 1974).

福祉社会と勢力構造

向井利昌

I 序——テーマの意味内容について

「福祉社会」という概念は、最近の社会科学ならびにジャーナリズムの一つの中心的な議題となっているが、その意味内容については、まだ十分な検討が加えられてはおらず、また、定着した見解が確立されてはいないといえるであろう。英訳すれば、Welfare Society という言葉が適切であろうとおもわれるが、この場合の welfare というものの意味をどのように把握するかについては、さまざまな見方があげられうる。

従来、経済学界では、ピグー (A. C. Pigou) の“Economics of Welfare”についての学説の普及化を中心的根拠として、welfare は、経済的原生の意味に、すなわち、社会成員の生活水準の均等の安定と向上の意味に理解されてきており、したがって、Welfare Society を「厚生社会」と呼ぶときには、経済的厚生を中心的目標とした社会を問題としているという解釈が許されうるであろう。

しかしながら、最近、周知のように、経済至上主義とくに適度の経済成長主義の政策をもたらす自然のおよび社会的な諸弊害に対する反省および経済至上主義に代る社会目標の新しい方向への政策の転換をめぐる¹⁾、GNP に対する非 GNP 価値あるいは NNW などの問題がとりあげられている場合の「福祉社会」の概念は、自然的環境の浄化、文化的生活の保障、人間間の連帯感の形成、職業におけるモラルの発達……などといった、経済的厚生以外の、多種多様な非経済的な（あるいは非貨幣価値的な）生活諸現象についての安定および向上を中心目標とする社会という意味に理

解されていることを否定しえない。きわめて概略的な表現を用いるならば、従来の福祉社会（あるいは厚生社会）においては物的価値のあり方が中心目標とされていたのに対して、最近議論されている福祉社会では人的価値のあり方が重要視されてきているのであり、したがって、それらの価値の基準の測定をめぐる、前者においては経済指標が、後者においては社会指標（または非経済的指標）²⁾ が、論議されていることも多言を要しないであろう。また、たとえば、人間生活に対する「計画」の目標に関しての、「経済計画」Economic Planning→「社会計画」Social Planning→「全体計画」Total Planning といった発展の必要性を主張する議論³⁾も、福祉社会の中心目標が非経済的諸現象のあり方の問題に移行してきているという見解と、根本的には、軌を一にするものとみなされうる。

ところで、福祉社会の「福祉」のあり方の意味を非経済的諸事象において問題にすると、この場合の非経済的な諸現象の内容をどのようにとらえ、また、それらの安定と向上を社会の全成員に対する普遍的妥当性の点よりどのように評価するかということを、科学の客観的法則のレベルで解明することは、少なくとも現在の発展段階の科学の水準では、きわめて多難な仕事であるといわざるをえない。

第一に指摘されねばならないのは、科学したがって社会科学の研究対象を、社会生活の諸現象の総合あるいはそれらについての一般原理ではなくて、社会生活の一側面の特定の現象に限定するわ

1) 拙稿「経済優位時代を超えて」、難波田春夫編『社会哲学』1973早春号、社会哲学研究会（拙著『社会科学概論』第三増訂版、三和書房、昭和49年、第三章第六節）。

2) たとえば、富永健一「社会指標と社会計画」（『産業社会の動態』東洋経済新報社、昭和48年、Ⅲ、11）。

3) 青井和夫「経済計画・社会計画・全体計画」、『季刊社会保障研究』Vol. 9, No. 3, 昭和49年。

れわれの立場からすれば⁴⁾、単に「非経済的諸現象」一般を問題にすることは、「経済的現象」に対する残余概念の内容をなす多様で雑多な諸事象をとりあげるにすぎないことになり、専門科学の固有の領域が見失われるということである。

この点について、筆者がとくに強調したいことは、最近問題視されている福祉社会の中心目標となっている非経済的現象の科学的考察にあたって、専門的法則科学としての社会学の立場⁵⁾から、このような非経済的諸現象のなかで、ひととひととの関係あるいは間柄それ自身を本質的内容としている固有の意味での「対人的」interpersonal, zwischenmenschlich 現象を論述の対象とし⁶⁾、その安定と向上のあり方の理論的分析をこころみることの意義である。そして、この意義が最近の福祉社会論ではほとんど看過されていることを否定しえないであろう。人間の欲求を検討してみると、生存を維持するための衣・食・住への欲求を初めとして、実にさまざまなものをあげうるが、一つの基本的なものとしてあげられうるのが、ひとのひとそれ自身に対する欲求としての「対人的」欲求であり、それはひとそれ自身に対する愛着または嫌悪・憎悪さらには優越・支配の欲求などの形をとって、原始以来現代にいたるまで、社会生活の成立および変動におけるきわめて重要な要因となってきたことが、反省されねばならないのであり、このような対人的欲求によって成立し形成される独自の社会現象を「社会」と呼ぶならば、このような意味での「社会」が、現実的には、経済、政治、法、道德、宗教、芸術……といった諸現象と相互に密接に制約し合い浸透し合って社会生活を実現させてはいるが、後者の諸現象からは本質的に区別されうる独自の意味内容において存立していて、社会学の専門的研究分野を

なしていることを、われわれは主張しつづけている。

現代の時点で論議されている福祉社会における非経済的諸現象に関しての福祉のあり方を、筆者の主張するように、固有の対人的現象としての「社会」に研究対象の焦点をおいて論究することに対しては、あるいは、現代の社会生活のなかでのきわめて狭小で非現実的な一側面を問題にするにすぎないという批判がありうるであろう。しかしながら、筆者のいう「社会」のあり方に焦点をおいて現代の社会生活の福祉の内容を論究することは、少なくとも実践的な問題意識としては、すでに多くのひとびとが指摘してきている事柄にはかならないのであり、このことは、最近、人間関係の面での疎外感または断絶感あるいは連帯感の喪失などをどのようにして回復させるかが、いわゆる精神的公害の排除の一大問題として、さかんに論議されている事実からも明らかであろう。また、最近、とくに官僚制的大規模組織の企業や官庁などにおいて、人事管理の問題や「ヒューマン・リレーション」の問題が、一大関心事となっていることも⁷⁾、同様の事実を示すものであろう。したがって、私見によれば、一方において、人間関係の新しいあり方の問題が社会生活での切実な現実的課題となって大きくクローズ・アップされている現代の状況にもかかわらず、他方において、人間関係それ自体についての上述した意味での専門的な科学的分析が軽視されあるいは看過されているところに、まさに現代の社会科学界の一大盲点があり、このことは、最近の福祉社会論の科学的考察に関しても妥当すると考えざるをえないのである。

以上の点よりして、筆者は、福祉社会を、専門的法則科学としての社会学の観点から、固有の対人的現象としての「社会」の安定および向上のあり方という側面に焦点をおいて考察することにするが、このような見解の特色をより明確にさせるために、つぎに、福祉社会の概念内容について、異った角度からのとらえ方も含めて、とくに、以

4) 高田保馬『社会科学通論』有斐閣、昭和25年、第二部第四章。拙著『社会科学概論』第三増訂版、第二章第二節。
5) 高田保馬、前掲書、第五章、『社会学概論』新版、岩波書店、昭和46年、第一章。
6) L. v. Wiese, Wirtschaftstheorie und Wirtschaftssoziologie (Schmollers Jahrbuch, 60. Jg. Heft 6., 1936), SS. 21~22, Das Soziale, 1956, SS. 8~9. R. M. MacIver, Social Causation, 1942, pp. 273~274 Footnotes. 高田保馬『社会学概論』新版、3~4頁。

7) 拙稿「企業の非物的分配機能——企業と社会保障との関連性についての一試論——」、『季刊社会保障研究』Vol. 7, No. 4, 昭和47年。

下の諸点からの検討を加えておくことにする。

(1) 福祉社会を、固有の対人的現象としての「社会」を分析の対象として論究することは、ここでいう「社会」以外の諸現象についての考慮を全く除外することを意味しているのではない。このことについては、科学の専門的法則の探究についての、いわゆる「漸次的接近」 successive approximation の手法⁸⁾が適用されるべきであり、分析の専門的对象はあくまでも「社会」にもとめながら、それを、経済、政治、法、諸文化現象などとの相互関連性を考慮にとり入れて、現実妥当性をできるだけ高めてゆきながら考察してゆくことが必要となってくる。

(2) 福祉社会の内容を問題にするにあたって、社会の意味のとらえ方によって、つぎのような諸点が考慮されねばならない。

(i) 社会を、上述したように、固有の対人的現象としての「社会」として把握するときには、福祉社会の内容は、二つの意味において理解される。(一) 一つは、既述した私見の意味での、すなわち、それ自身の安定と向上を中心目標としている「社会」である。(二) 他は、経済、政治、法、道徳、諸精神文化さらにはひとびとの健康などのような、固有の対人的現象以外の諸現象の安定と向上のあり方と結びついている「社会」であり、この場合には、「社会」それ自身の安定と向上は、第二次的な考察の対象となっており、したがって、たとえば、経済の面での福祉の向上と結びついている対立的で不安定な「社会」の状態ということも、少なくとも短期的で過渡的な状態としては、考えられうるのである。(二)の意味での福祉社会は、それが発展するに伴って、結局は「社会」それ自身の安定および向上と結びつくことになるので、(一)の意味での福祉社会と(二)の意味での福祉社会とは、現実の社会状態では、密接に浸透し合っていることを否定しえないのであるが、両者は、福祉の中心的焦点の面から、理論的にはあくまでも区別して把握されるべきである。

(ii) つぎに、社会ということを、——通常の

多くの諸見解にみられるように——社会諸現象の複合的関連態としての社会生活として、きわめて広義に理解する立場もありうるが、既述したように、このような社会の概念は、専門的法則科学の立場からみれば、その内容があまりにも多義的であり、理論的分析の対象としては不適切であるといわざるをえない。ただ、固有の意味での「社会」を他の諸現象との関連性において現実接近的に考察してゆく場合における考慮の対象としては、見逃しえない事柄であるといえよう。

さて、福祉社会の内容を、固有の対人的現象としての「社会」の安定と向上に焦点をおいて論述をすすめるにあたって、このような「社会」の安定と向上のあり方が、さまざまな面より検討されねばならない。

ここでいう「社会」を、その抽象的な側面である「ひとびとの間の用意」 zwischenmenschliche Bereitschaftとしての「社会関係」 social relationship, soziale Beziehung⁹⁾の点より分析するとき、対人的方向よりみた「根原関係」¹⁰⁾として、相互肯定の結合関係と、相互拒否の分離関係と、勢力の量的相違による被服従者と服従者との関係である上下関係(従属関係または勢力関係)とに区分されるが、われわれの問題とする「社会」の安定と向上ということは、根本的な事柄として、概括的にみて、社会関係の面において、(A)結合関係が分離関係よりも優位を占めること、(B)分離関係が社会生活の向上に対して積極的な作用をいとなむような競争関係の形をとって形成されること、(C)上下関係におけるひとびとの間の勢力の相違が縮小されてゆくことあるいは勢力の均等化の傾向がみられることを、意味しているといえる。「社会」の福祉を考えるうえで、社会関係についてのこの(A)、(B)、(C)の諸事象は、相互に密接に関連し合っており、社会関係のなかで結合関係がもっとも中心的または基礎的な位置を占めていることを主張する「結合上位説」¹¹⁾の立場よりみれば、(A)の事象がもっとも重要な問題ともみ

9) 高田保馬『社会関係の研究』岩波書店、大正15年、第六章第一節。

10) 同書、第六章第三節。

11) 同書、第四章。

8) 前掲拙著、22~24ページ。

なされうるであろうが、筆者は、ここでは(C)の上下関係すなわち勢力関係に焦点をしばって、議論の展開をこころみたいとおもう。なお、固有の意味の「社会」は、基本的には、上述したような、対人的用意としての「社会関係」として理解されうるが、一方において、社会関係の要素としての諸個人が具体的に形成している「社会形態」(家族、村落、都市、国家、教会、学校、企業、組合、政党、諸文化団体……など)の点からの考察が必要となり¹²⁾、さまざまな社会形態が、それらの一定の範囲における全体としての複合的関連態である「全体社会」¹³⁾において、相互に関連し合っている様式を「社会構造」structure of society, Struktur der Gesellschaft と呼ぶとき、社会関係としての上下関係は、「社会構造」の一側面をなす「勢力構造」すなわち一定の社会(全体社会)の成員が勢力の量的相違によって区分されている状態といういわばマクロ的観点との結びつきにおいて論究されることの意義が強調されねばならない。

筆者は、この論稿において、「社会」の福祉のあり方の問題をこのような「勢力構造」との関連性における上下関係に中心的論点をおいて論述することの意義について、あらかじめ、つぎの諸点を指摘しておくことにする。

1. 福祉社会は、デモクラシー社会と密接不可分の関連状態にあり、筆者の社会学的観点よりすれば、デモクラシー社会は、それを社会構造の面より問題にすると、諸個人の勢力の均等化の状態ということが、中心的内容となってくるといえる¹⁴⁾。

2. 福祉社会の実現は、この場合の福祉の内容を、固有の意味での「社会」以外のさまざまな事柄を考慮に入れてとらえる場合でも、社会体制の根本的な改革を必要とするものであり、それは、

とくに体制変革のための政策の中核的主体となる国家の政治権力のあり方と結びついた「勢力構造」の変動傾向との必然的な関連性をもっている。

3. 現代の高度文明社会において、個人主義と平等主義が一般的に普及し、社会の大部分の成員に関して、生活水準が向上し、階級的勢力の相違が縮小化の傾向にあるときには、人間の基本的な欲望の一つともいえるべき、盲目的拡大性をその根本的特色とする対人的優越意欲である「力の欲望」¹⁵⁾が、名誉欲、権力欲、地位欲、虚栄欲……などの形をとって、社会の全成員によって排他的競争のもとに追求されるようになり、このような力の欲望の充足に対する不満感あるいは劣等感による人間関係における不和感または疎外感の増大が、社会関係の面での結合関係の形成の抑止と分離関係の成立の促進を生ぜしめるとともに、社会生活全般の統合を困難にしていることが特筆されねばならないのであり、この点からも、勢力の均等化の問題が、——前述した社会関係における(A)の結合関係の優位性および(B)の社会生活の向上に関する分離関係の積極的作用性の実現の問題とも結びついて——現代における「社会」の福祉のあり方に関する一大課題といえるのである。

II 勢力構造についての概括的考察

筆者は、上述した意味での福祉社会と勢力構造との関連性に関しての論述を展開するにあたって、「勢力構造」について、すでにしばしば主張してきている私見を検討し、基本的な事柄についての概括的な説明を加えておくことにする。

既述したように、ここでいう勢力構造は、一定の全体社会(その代表的典型は国民社会)の成員としての諸個人が勢力の量的相違によって区分されていて、序列的上下の関係にあるそれぞれの層に属している状態であるが、この場合の「勢力」power, Macht は、他人によって服従せられる個人の一定の能力を意味しており¹⁶⁾、それは、諸個人の具体的勢力を形成している要素的形態の点よ

12) F. H. Giddings, *The Principles of Sociology*, The 3rd Ed., 1890, p.2. 高田保馬『社会学概論』新版, 26~27ページ、『社会学』有斐閣, 昭和29年, 10ページ。

13) 高田保馬『社会と国家』岩波書店, 大正11年, 11~18ページ、『社会学』43~45ページ。拙稿「全体社会の基礎構造」、『国民経済雑誌』神戸大学経済経営学会, 第82巻第5号, 40ページ。

14) 拙稿「現代資本主義と経済的デモクラシー」居安正・向井利昌・南院泰美・野口寛共著『現代社会とデモクラシー』ミネルヴァ書房, 昭和48年, 55~58ページ。

15) 高田保馬『勢力論』改訂版, 有斐閣, 昭和34年, 22~32ページ。

16) 高田保馬, 同書, 1~3ページ。拙著『階級構造の基礎理論』日本評論社, 昭和38年, 42~44ページ。

りみて、つぎのように区分されうる。

まず、(A)血統の尊貴や人格的威厳や伝統的(またはカリスマ的)権威などに対する相手の側の自発的悦服によって受動的に成立する「内的勢力」または威力と、(B)強制手段、物財、職権、知識……などの一定の外的手段を通じての能動的なはたらきかけによって相手を従わせる「外的勢力」との区別が考えられ、さらに、(B)の外的勢力は、(b₁)相手を自由選択の余地を与えずに一方的に服従せしめる「直接的・強制的勢力」(武力、権力など)と、(b₂)相手をなんらかの目的または利益をもとめるための手段として自由選択によって服従させうる「間接的・誘導的勢力」とに区分されうる¹⁷⁾。

「社会関係」の面で、結合、分離、上下のすべてにわたって、一定の利益または目的を追求するために相互に相手を自由に選択する計慮的要素を決定的なものとする「合理的社会関係」が、情意的または慣習的要素を決定的なものとする「非合理的社会関係」に代って、中心位置を占めている現代社会においては¹⁸⁾、ひとびとを上下の層に区分する勢力に関しても、(B)(b₂)の間接的・誘導的勢力が優越的なものとなっており、その代表的なものとして、資本主義社会の基本型の特有の階級構造の区分の決定的要因となっている「経済的勢力」(または富力)すなわち、一定の財の提供によって相手を服従させる勢力をあげうるが¹⁹⁾、筆者は従来から、間接的・誘導的勢力、経済的勢力以外に、財の提供に基づかない勢力をも含めて考察することの必要性を強調しているのである。後者の勢力の典型的な例としては、現代の大規模企業の非資本家的企業者や企業者職能を分担する上層ホワイト・カラーや国家の行政組織の上級官僚や世論を指導する知識人やジャーナリスト……などにみられる、さまざまな諸勢力が指摘されうるのであり、これらの諸勢力は、なんらかの財の提供というよりも、組織の管理・運営あるいは——単純な労働用役として物化(客体化)されがたい

——高度の専門的職能それ自身を決定的要因として、成立しうるものであり、資本主義社会の発展型および資本主義社会からつぎの新しい社会への変転期したがって福祉社会の形成期において、資本家の経済的勢に代って、勢力構造成立の優越的要因となってきたことが²⁰⁾、考慮されねばならない。

このような要素的形態の諸勢力は、そのすべてが勢力構造におけるひとびとの社会的地位をきめるにあたって、なんらかの程度と意味において関連性をもっているが、社会のそれぞれの発展段階に特有の勢力構造の成立に対して決定的要因となる勢力を「優越的勢力」と呼ぶとき、それは社会生活の歴史的変動と結びついて、一方において、可動的(または反動的)な傾向を含めた複雑多様な諸過程によって制約されながら、基本的動向の点よりみて、(A)内的勢力→(B)(b₁)直接的・強制的勢力→(B)(b₂)間接的・誘導的勢力の順序で、さらに(B)(b₂)の間接的・誘導的勢力のなかで、経済的勢力からそれ以外の勢力としての非経済的勢力へと、変移してゆくのであり²¹⁾、このような優越的勢力の変移との本質的な関連において、勢力構造は、定型的にみて、つぎの二つの形態に区別されうる。

すなわち、勢力構造は、(1)諸個人の社会的地位が固定的でその可動性が小であり、諸種の勢力が少数者によって排他的に占有されている「封鎖的・勢力集中的構造」と、(2)諸個人の社会的地位が流動的でその可動性が大きく、諸種の勢力が比較的多数者によって分有されている「開放的・勢力分散的構造」とに、区別され、(1)の構造においては、内的勢力および直接的・強制的勢力が、(2)の構造においては、間接的・誘導的勢力が、それぞれ優越的勢力となっているといえる²²⁾。そして、(1)の「封鎖的・勢力集中的構造」

17) 高田保馬、同書、12～15ページ。同拙著、65～67ページ。

18) 同拙著、133～137ページ。

19) 高田保馬、同書、48～52ページ。同拙著、223～231ページ。

20) 同拙著、67ページ、256～258ページ、拙稿「産業社会の発展と優越的勢力の変動——階級変動論の一課題——」(青沼吉松・斎藤正二・富田富士雄編著『現代社会の構造と変動』新評論社、昭和45年、53～54ページ、「資本主義体制の変質と非経済的勢力」、『神戸大学 経済学研究年報』20、昭和48年、60～73ページ。

21) 同拙著、98～104ページ。

22) 同拙著、104～128ページ。

は、優越的勢力を成立させる要因の中心的なものが、出生、門閥、社会の伝統、慣習などからなる自然生成的または後天的要因であり、優越的勢力における上位者に対する下位者の服従の態度に、自由選択性を欠いていることよりして、「非合理的勢力構造」と、また、(2)の「開放的・勢力分散的構造」は、優越的勢力の成立の中心的要因が、業績、知識、学歴、職能、所得などによる人為形成的、または後天的要因であり、優越的勢力における上位者に対する下位者の態度の決定的要素が目的手段的な自由選択性であるという点において、「合理的勢力構造」と、それぞれ定義されうであろう²³⁾。

ところで、以上のような意味での勢力構造に関して、福祉社会およびそれと結びついたデモクラシー社会の問題との関連において、とくに考慮されねばならない事柄は、勢力構造は、上位者と下位者との関係が、上位者の優越的な地位、特権および利益の排他的追求のための支配の態度によって、決定づけられていないか、決定づけられているかによって、定型として、「指導構造」と「階級構造」とに区別され²⁴⁾、原始以来現代にいたる社会の歴史的大勢の点より概観して、勢力構造は、(A)原始社会における、純粋な形態での内的勢力を優越的勢力とする「非合理的指導構造」→(B)封建社会および初期の近代社会にみられる、弛緩した形態での内的勢力および直接的・強制的勢力を優越的勢力とする「非合理的階級構造」→(C)資本主義社会に特有の、経済的勢力を優越的勢力とする「合理的階級構造」→(D)高度の自由社会あるいはデモクラシー社会、と結びついている、純粋な形態の間接的・誘導的勢力を優越的勢力とする「合理的指導構造」という基本的な発展傾向を示すものであり²⁵⁾、この(C)から(D)への変動傾向との結びつきにおいて、福祉社会の実現が考えられうるということである。

III 現代社会における勢力構造の変動と福祉社会への動向

1. 現代社会における勢力構造の変動傾向と

「社会」の福祉との関連についての諸問題さて、筆者の提起した固有の対人的現象としての「社会」の安定と向上に焦点をおいてとらえた福祉社会と勢力構造との関連性の考察にあたって、ここでいう福祉社会が、「合理的指導構造」という形態での勢力構造を前提としてこそ成立しうることは明らかである。

そして、現代の先進諸国においては、資本主義社会の変質的發展に伴って、基本的で大局的な傾向として、勢力構造の優越的勢力に関して、資本家の勢力を基本的なものとする経済的勢力から多種多様な非経済的勢力としての間接的・誘導的勢力への変異の過程が換言すれば、間接的・誘導的勢力の純粋化の過程がみとめられ、このような過程が、合理的階級構造から合理的指導構造への漸進的移行を結果的にもたらすことになる、諸個人の勢力の均等化を生ぜしめてきていることが考えられうるであろう。

このような勢力の均等化の過程に関しては、筆者はすでにしばしば論述を試みてきているが、とくに主要な事柄として、以下のような諸事象が指摘されねばならない²⁶⁾。

(1) 第一は、資本主義経済体制の中核的位置を占めている企業組織の発展に基づいて進行する、資本主義の発展それ自身と本質的に結びついて生ずるつぎのような勢力の均等化の過程である。

(i) 資本主義社会におけるひとびとの階級的地位は、企業組織内の一定の地位を占めることを中心的要因として成立する勢力の大きさによって決定され、企業組織内での地位に基づいて生ずる諸個人の勢力の相違の決定的根拠は、企業組織の諸職能のなかでもっとも中枢的で主体的な職能である企業生産の「決意」decision-makingと「執行」executionを実質的に担当する「企業者職能」

23) 同拙著、71～72ページ、拙稿「経済体制と階級構造」、『国民経済雑誌』第122巻第5号、67～68ページ。

24) 同拙著、63～64ページ。

25) 同拙著、286～292ページ。

26) 同拙著、245～258ページ、拙稿「産業社会の発展と優越的勢力の変動」、58～68ページ、『現代資本主義と経済的デモシー』、89～104ページ。

entrepreneurial function, Unternehmensfunktion)の所有と行使の有無およびその程度の相違にあるというが²⁷⁾、初期の基本型の資本主義経済体制に特徴的な小規模企業組織では、資本家がみずからの所有する資本の生産への提供に基づいて企業者職能を排他的に占有し行使することによって、企業組織内での圧倒的な支配的地位を占めているのに対して、資本主義経済体制の変質的發展と結びついた企業組織の規模の拡大が進行し、企業成員の諸職能の増大および分化が発達することによって、企業者職能の実質的な行使または担当が、しだいに従来の資本家の手をはなれて、雇用者としての非資本家的企業者および被雇用者としてのホワイト・カラーの上層部からなる非資本家の経営層によって行われるようになり、このことから、企業組織内での資本家の勢力の減退と非資本家的経営層の勢力の優越化の傾向が生じてくることを否定しえない²⁸⁾。

このような傾向に関して、基本的な事柄としてとくに注目されねばならないのは、社会における上層階級としての「支配層」あるいは「エリート層」の成員が、資本家が優越的勢力を所有している段階では少数であるのに対して、非資本家的経営層の勢力の優越化に伴って多数化していること、勢力構造を成立させる優越的勢力についての、既述したような意味での経済的勢力から非経済的勢力へと漸次的移行を通じて、間接的・誘導的勢力の純粋化の動向が生じてくること、資本家の経済的勢力が優越性を保持している基本型の資本主義社会においては、私有財産が、直接的・強制的勢力の一形態としての伝統的権力による所有権との不可分の結びつきにおいて存立しており、血縁者によって相続され世襲されることによって、資本家の勢力の持続性が可能となっていることよりして、勢力構造の優越的勢力の成立に関して、——人為形成的要因が中心の根拠となっていないが——自然生成的要因の残存的制約性がかなりの程度においてみとめられるのに対して、非資本家

的経営層の非経済的勢力の優越化が生じてきている現代の変質型の資本主義社会では、勢力構造の優越的勢力の成立について、業績、職能、学歴その他の人為形成的要因の占める重要性がいちじるしく増大していること、である。

(ii) 基本型の資本主義経済体制の小規模企業組織においては、被雇用者の中心的部分である「ブルー・カラー」としての肉体労働者は、代替性の大きな単純な労働用役の提供によって雇用されているため、その階級的地位は極小の状態にあるが、現代の大規模企業にみられる生産方法および生産組織の発達、多種多様な複雑で高級な労働用役の必要性を増大させてゆくに伴って、これらの労働用役の提供者であるホワイト・カラーおよび肉体労働者の企業組織内での勢力が、前述したような企業者職能の分担および後述するような対抗組織の力による方法とは異なる面で、資本主義の発展との本質的な関連において増大してゆく²⁹⁾。

(2) つぎにあげられるのは、時期的には資本主義の発展と対応して現われるが、本質的な点において、資本主義の発展それ自身と必然的な関連をもたずに、生じてくる勢力の均等化の過程であり、これについては、とくにつぎのような諸現象が注目されうであろう。

(i) 企業におけるブルー・カラーを中心とする階級の下位者が、——前述の(1)(ii)の企業生産の発展による複雑・高級な労働用役の提供以外に——労働組合をその典型とする、みずからの利益および社会的地位の維持・向上のための対抗組織の発達によって、その勢力を上昇されるようになる³⁰⁾。

(ii) 資本主義経済体制の発展過程に対応して、国家が、経済生活に対する統制の作用を増大

27) 拙稿「企業組織と階級的勢力」、『神戸大学経済学研究年報』18, 昭和46年, 61~68ページ。

28) 同拙稿, 75~83ページ。

29) 拙稿「資本主義の発展と労働者階級の勢力」、『国民経済雑誌』第120巻第3号, 25~28ページ。

30) J.K. Galbraith, *American Capitalism: The Concept of Countervailing Power*, 1957, pp. 110~134, 藤瀬五郎訳『アメリカの資本主義』時事通信出版局, 昭和30年, 114~172ページ。J. Strachey, *Contemporary Capitalism*, 1957, p. 109, pp. 179~180. 関嘉彦・三宅正也訳『現代の資本主義』東洋経済新報社, 昭和33年, 131ページ, 224~226ページ。同上拙稿, 28~29ページ。

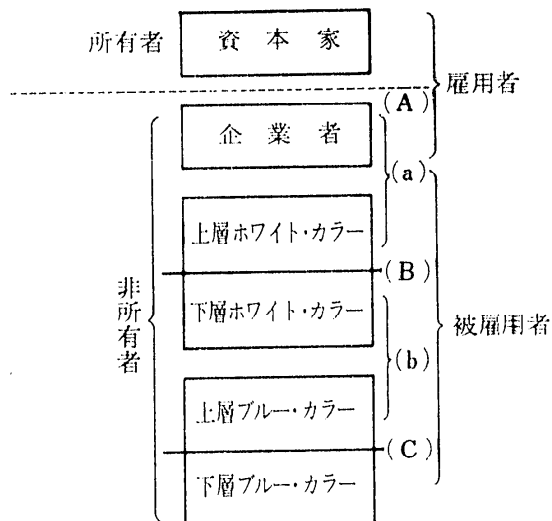
させてゆくとともに、その政治権力の民主化によって、たとえば、労働組合のような階級の下位者の対抗組織の発達にみられるように、諸経済主体の間の地位の優劣性を調整する位置を占めるようになり、諸個人の勢力の均等化に対する促進作用をいとなむようになる³¹⁾。このような事態に関して、とくに考慮されねばならないのは、国家の政治組織の規模の拡大が官僚制の行政組織を発達させ、国家の中央集権的な政治権力の行使が、さまざまな官公吏としての諸職員に分散的に委譲されるようになると、このような官公吏の勢力は、国家の政治組織の民主化の進行に伴って、その基礎をなしている直接的・強制的勢力としての国家の政治権力からしだいに独立化、自律化の傾向を示し、官僚制的な政治組織および行政組織の管理・運営を決定的要因とする間接的・誘導的勢力としての性質を高めてくるようになり³²⁾、このような形態での国家の政治組織の勢力が、既述したような大規模企業組織において台頭してきている非経済的勢力としての間接的・誘導的勢力と相互に連繋し合って、現代社会に特有の勢力構造の形成の一大要因となってきている。

ところで、われわれは、現代社会における勢力構造の変動傾向と「社会」の福祉のあり方との関連性の問題をめぐって、一方において、上述したような、資本主義社会の変質的發展過程における諸個人の勢力の均等化の傾向をみとめるとともに、他方において、すすんで、このような勢力の均等化の傾向が、社会生活の発展の現段階では、以下のような諸点について、「社会」の安定と向上を十分に実現しているとはいいがたく、むしろ、それに対して消極的な作用をいとなんでいることを考慮せねばならないであろう。

(1) まず、資本主義社会の変質的發展に伴って上述のような勢力の均等化が進行してきているにしても、勢力の均等化はまだ不十分であり、また、一方において、現代の発展型の資本主義社会に特有の勢力の不均等性あるいは格差が生じてき

ていることが、指摘されねばならない。

すなわち、現代の資本主義社会における階級構造の特色は、つぎのように図示されうるが、これについては、以下のような説明が必要である。



(i) 初期の基本型の資本主義社会では、(A)生産手段または資本の所有・非所有に基づいて、企業者職能を占有している資本家である雇用者の階級と単純で低級な労働用役を提供するブルー・カラーが圧倒的部分を占めている被雇用者の階級とからなる——マルクスの階級モデルにみられるような——いわば二分法的な階級構造が成立していて、上位階級と下位階級との勢力の差異は、身分社会や古代社会に比べるといちじるしく縮小しているとはいえ、経済的勢力の量的相違に基づいて、かなり大であるのに対して、発展型の資本主義社会の階級構造については、(A)の所有・非所有という点からの区別は、依然として基本的な制約性を保っているにしても、決定的根拠ではなくなっており、(B)のホワイト・カラー内部および(C)のブルー・カラー内部のおのおのにおける上層部と下層部との間に、以下に述べるような意味での、現代の資本主義社会の階級構造に特有の非連続的な格差または断層が生じてきている。

(一) 技術的、事務的な職能によって雇用されるホワイト・カラーのなかで、その上層部の成員は、企業組織の成員の地位の序列の決定的要因となる企業者職能と本質的に結びついた専門的職能をさまざまな分化した形態で分担することに

31) 拙稿「経済体制における国家の位置」、『国民経済雑誌』第126巻第1号、16～18ページ。

32) 同拙稿、9～10ページ、拙稿「産業社会の発展と優越的勢力の変動」、67～68ページ。

よって、雇用者としての非資本家的企業者の勢力に接近してゆく勢力を取得し、経済的勢力を中心とする従来の資本家の勢力に代って、非経済的勢力としての間接的・誘導的勢力を決定的要素として優越的な階級的地位を占めてくる新しい支配層としての非資本家的経営層に属することになるが、問題とする企業者職能との本質的な結びつきをもたない諸職能を担当する下層ホワイト・カラーの階級的勢力は、むしろ上層ブルー・カラーの勢力に類似したものとなってくる³³⁾。

(二) ブルー・カラーとしての肉体労働者の内部での上層部と下層部との間の勢力の格差の拡大が問題視されねばならない。すなわち、上層ブルー・カラーは、下層ホワイト・カラーの場合とはほぼ同様に、企業生産の発達が必要とする複雑・高級労働の提供と、労働組合を中心とする対抗組織の発達、強化を通じて、みずからの勢力を上昇させてきているのに対して、下層ブルー・カラーは、代替性の大である低級な非熟練労働によって雇用されるにすぎないものであり、また、対抗組織の形成も困難であるため、現代社会の下層階級または「貧困層」を形成しており、現状では、社会保障による国家の政治力によるはたらきかけ以外には、その勢力は、上昇の可能性はきわめて少なく、上層ブルー・カラーの勢力の上昇化と対照的に低下してゆく傾向にあると、いわざるをえないであろう³⁴⁾。

上述の(B)のホワイト・カラー内部および(C)のブルー・カラー内部の勢力の非連続的格差は、とくに(B)の場合の格差は、基本型の資本主義社会における(A)の所有・非所有による階級区分と比較すると、縮小化されており、社会制度の民主化や専門的職能や組織の管理的地位をうるための高等教育の機会の均等化や階級の下位者の対抗組織の発達……などによって、現代の資本主義社会の階級構造は、基本型の資本主義社会の場合よりも、その合理性すなわち開放性と勢力分散性が徹

底化する傾向にあることは否定できないが、そのような階級構造の合理化の進行傾向の状態にあるだけに、さらにいえば、個人主義と平等主義が普及化し、階級的地位の決定要因に関して、「能力主義」(または「業績主義」) meritocracy が原則的基準として浸透化している段階にあるだけに、問題とする(B)および(C)の勢力の格差が、社会成員の対人的意欲とくに対人的優越意欲としての「力の欲望」の充足に関しての、不満足感、疎外感、排他的競争心……などの激化をもたらし、「社会」の不安定を生ぜしめていることを、とくに以下の諸点に関して、考察する必要がある。

(1) たとえば、ダーレンドルフ(R. Dahrendorf)は、いわゆる「新中間階級」としてのホワイト・カラー内部での、支配階級の延長をなしている「官僚」と労働者階級と密形に結びついている「単なる職員」または「ホワイト・カラー労働者」とを区別する明白な境界線は、「官僚的位階」bureaucratic hierarchy の部分をなす地位を占めているかいないかによって引かれていることを主張しているが³⁵⁾、企業組織の大規模化が官僚制的性格を増大させてゆき、多種多様に分化した諸職能を組織の共同の目標に向けて総合するための職階的序列が確立されるに伴って、企業組織の勢力の成立は、現状では、合理的階級構造と本質的に結びついている「能力主義」の原則によるよりも、むしろ、経歴、年功、勤続年数などの形式主義的な資格の序列に左右される度合が大となっており、企業成員とくにホワイト・カラーの成員は、みずからの才能あるいは業績に相応した地位につくことが容易でなくなり、この面からの不満感または疎外感がとくに知識人のなかに充満してくる。

(2) 階級構造の開放化および勢力分散化が進展し、階級間の距離の縮小化が進行するに伴って、社会の大部分の成員の上位の階級地位を目指しての排他的競争は激化し、社会の連帯性は衰退してゆくことを否定しえない。かつてジンメルは、「平等な社会圏のなかにみられる地位および生活

33) 拙稿「資本主義経済体制と中間階級」、『神戸大学経済学研究年報』9, 昭和37年, 94~114ページ。「所得分配における新中間階級の問題」、『国民経済雑誌』第118巻第1号, 42~51ページ。

34) 拙稿「現代社会の下層階級についての社会学的一考察」、『季刊社会保障研究』Vol. 2, No. 1, 27~31ページ。

35) R. Dahrendorf, *Class and Class Conflict in Industrial Society*, The Revised English Edition, 1959, pp. 51~57, 富永健一訳『産業社会における階級および階級闘争』ダイヤモンド社, 昭和39年, 71~78ページ。

享受における微小な差異は、一方では羨望と競争を、他方では高慢を、要するに、いちじるしい距離をもった諸階級の間に存在する差異と同一の程度において分化のすべての結果をひき起すものである。……他の人間と他の点で共通するというが大であればあるほど、ひとびとは他人との差異をますます鋭く感ずるということは、しばしば認められる事実である」と主張しているが³⁶⁾、階級構造が勢力の均等化の傾向に向っており、デモクラシーが進展している段階においては、客観的には、諸個人間の勢力の差異は縮小化されていても、ひとびとの主観的意識の面では、むしろ勢力の相違が敏感に誇大視され、勢力の獲得および上昇をめぐる競争は、無限に拡大してゆく。

そして、このような勢力の獲得と上昇を目指しての競争が、とくに対抗組織の強化を通じて、非合理的闘争の形をとって現われるとき、「社会」の非合理的形態の可逆的（反動的）優越化を生ぜしめる傾向にあることも否定しえないであろう³⁷⁾。

(3) 前述したように、上述の図の(a)の非資本家の経営層は、企業組織の大規模化という資本主義の発展との本質的な結びつきにおいて、(b)の下層ホワイト・カラーと上層ブルー・カラーとは、企業組織の発展による高級・熟練労働の必要性の増大ととくに対抗組織の強化によって、それぞれ階級的勢力を上昇せしめているのに対して、下層ブルー・カラーの階級的勢力は、(a)および(b)の階級的勢力の上昇化とは逆行的に、相対的に下降してゆく傾向にあり、この最下層階級の成員における無力感、絶望感、虚無感の増大が、「社会」の福祉に対する消極的要因を形成していることを見逃しえない。

(4) 現代社会にみられる経済生活および社会生活に対する国家の政治的統制力の拡大は、(3)の最下層階級に対する社会保障の充実の問題をとってみても明らかであるように、現段階では福祉社会の形成のための不可欠の要件となっており、こ

の場合の国家の政治的統制力は、既述したように、デモクラシーの発達と結びついて、直接的・強制的要素よりも間接的・誘導的要素を中心的要素とするようになってきているが、一定の事情のもとに、——たとえば、(2)で述べた勢力の獲得と上昇を目指しての非合理的闘争の激化による社会生活の動揺を抑止するための政治権力の強化の事態にみられるように——中央集権的で独裁的な強制権力として出現し、デモクラシー社会および福祉社会の形成とは逆行して、非合理的階級構造を成立させることになりうることを考慮せねばならない³⁸⁾。

2. 「社会」の福祉と勢力構造についての政策的一試論

以上のように筆者は、固有の対人的現象としての「社会」の安定と向上という意味内容においてとらえた福祉社会の成立と勢力構造との関連性を、現代の資本主義社会の発展に伴う階級構造の変動傾向にみられる諸問題に焦点をおいて考察してきたが、結論として、これらの諸問題を打開して漸進的ながらも「社会」の福祉を実現させてゆくための勢力構造の前進的発展を促進する政策を考察するうえでの基本的な事柄を、概括的な試論として、指摘しておくことにする。

私見によれば、現代の発展した資本主義社会にみられる客観的傾向に基づいて、「社会」の将来の変動傾向を洞察するとき、反動的過程を含めた複雑多様な諸過程からの制約と干渉のなかにおいて、基本的な大勢的動向としては、勢力構造は、既述したような諸過程を通じて、漸進的に合理的階級構造から合理的指導構造へと移行してゆき、「社会」の福祉を、「社会」以外のさまざまな諸現象との関連において、生ぜしめてゆく可能性がみとめられうるが、このような基本的傾向の可能性を実現するためには、現代の社会生活の中心をなしている諸集団の新しい社会目標を目指しての協調的な政策が必要となってくる。この場合の政策の主体となる集団について、国家がもっとも中心的位置を占めていることはもとよりであるが、国

36) G. Simmel, *Über Sociale Differenzierung*, *Soziologische und Psychologische Untersuchungen*, 1890, S. 99, 居安正訳『社会分化論 社会学』青木書店、昭和45年、(現代社会学大系1), 117~118ページ。

37) 前掲拙著, 207~217ページ。

38) 同書, 125~127ページ。

家にここでいう政策のすべてあるいは主要な大部分を任せておくことは、福祉社会の形成に対しては不適切であり、場合によっては、国家の権力的統制の強化と拡充が、非合理的階級構造の出現をひき起こすことになることを考えねばならない。

したがって、福祉社会の成立の基盤となる勢力構造としての合理的指導構造を実現してゆくためには、国家を中央計画の主体としながらも、政党、企業、組合、諸種の文化団体などの諸集団、共同の社会目標へ向っての、自主的で、それぞれの成員の創意と能力と生活目標を最大限反映させるような諸政策を遂行してゆく、いわば多元的計画体制の確立が不可欠な条件となってくるのである。

そのような計画体制における勢力構造は、能力主義および合理主義の高度の発展と結びついた間接的・誘導的勢力を優越的勢力とするものであるが、この点をめぐって、とくに下記の諸点が問題となる。

(1) 「社会」の福祉は、単に能力主義および合理主義の徹底化だけでは、十分に実現しがたいものがあり、一方において、社会関係の面で、合理主義の高度の発展と平行して、情意的要素の育成が不可欠なものとなってくる。このことは、たとえば、職場での人間関係の円滑性の維持、社会の上位の地位からの脱落者や下層的地位の成員に対する同情感、共感の普及化、さらには、芸術その他の精神文化の意義の向上……などにとっても、重要な課題となってくるであろう。そして、この場合の情意的要素は、血縁や地縁による自然生成的なものではなくて、将来の社会の次元において考えられうる高次の情操を中心としたものであり、したがって、多元的計画体制における教育団体および文化団体の占める位置が、高評価されねばならない。

(2) 能力主義による競争を中心原理とする勢力構造は、その開放性および勢力分散性の純粋化

によって、きわめて流動的な性格を発達させてゆくが、このことは、諸個人の地位や職種の不安定性を増大させ、諸個人の緊張感および不安感を拡大させてゆくことにもなる。「社会」の福祉の維持のためには、諸個人の地位や職種について、その可変性の発達を促進するとともに、他方において、ある程度の安定性を保障する政策が必要となってくる。

(3) 合理的指導構造の優越的勢力である間接的・誘導的勢力に関して、支配的要素に代って、指導的要素が、「社会」の福祉に対して十分な効果を発揮しうするためには、被指導者の側において、指導者の勢力の行使に対する十分な理解と納得あるいは信頼が、さらには、指導者と被指導者との間の連帯感が、存立していることを前提とするが、「社会」の合理化の発展に伴う個人主義の徹底化は、一面において、諸個人間の孤立化、断続化、対立化を生ぜしめる傾向のあることを否定しえない。

したがって、間接的・誘導的勢力が福祉社会の実現に対して積極的な機能を遂行してゆくためには、多元的計画体制の諸主体のなかで、職場や組合や学校などのような、日常生活と比較的密接なつながりをもっていて、個人間の意志や感情の交流が比較的容易である諸種の団体における、諸個人間の連帯感を育成してゆく政策が要請されるであろう。

これらの諸問題を解決するためにどのような具体的な政策が考えられねばならないかを立入って検討することが、現実的な課題となってくるが、この小論では、それを論述する余裕はなく、固有の対人的現象としての「社会」の福祉と勢力構造との関連性のあり方をめぐっての、いくつかの基本的問題点の理論的模索をこころみただけにすぎないのである。

英国の看護管理・看護教育の変革

—Salmon Committee Report, Briggs Committee Report and
RCN Comment を中心として—

三友雅夫・上野フジエ

はじめに

英国の NHS の改造は、1974 年 4 月に発足したが、この改造は 2 回にわたって発行されたグリーン・ペーパーによって改正の論議が行われ、1972 年 8 月に刊行されたホワイト・ペーパー National Health Service Reorganization: England によって政府の行政改革の一部として行われたものである。NHS の改造の論議には、その担い手である医師や看護婦などのマンパワー問題を避けてとおるわけにはいかない。この潮流の中で NHS を中心に考えれば、Sub-Committee として諮問され、報告されたレポートが Salmon Committee Report であり、Briggs Committee Report である。そして、王立看護学会からする公式のコメントが RCN (Royal College of Nursing) の Comment である。これらの提案や実施をめぐる関係者はそれぞれの立場で真剣に取り組んでおり、現在の英国看護界での問題の焦点といえる。レポートの概要については、すでに紹介されているものもあるが、それぞれの提案内容を順を追って述べることにしたい。

I Salmon Committee Report

1. サーモン・レポートの要約と沿革

現在 NHS の病院においては、ほとんどサーモン委員会提唱の新管理機構による管理体制が実施されている。この委員会は、実業家 B. Salmon 氏を委員長とする 9 人の委員によって構成され、病院活動の形態での将来実施可能な諸発展をかんがみて、看護管理を考察すべく 1963 年保健大臣から要請されて成立した委員会である。委員会は 1966 年看護婦の職務と遂行、幹部看護職員のより

合理的・効果的な組織構成の示唆、看護政策、管理機構、非看護業務からの解放などについて、新しい構造の助言勧告を行った。一部においては、このレポートは管理運営に集中されて、患者の立場をかえりみないという批判がなされたが、効果的な管理運営と看護技術のより有益な効用に基づいて患者をケアするためには必要な要請であり、勧告内容の出発点はあくまでも患者にあることが強調された。同年 5 月に、このレポートは関係諸機関に送付され、いくつかの団体は看護教育に関する分野で異議を申し立てたことがあったが、大多数の団体から賛同を得ることができて、1967 年 3 月に下院で採用が決定された。

採用決定の要旨では、看護行政ラインの形態、各等級に簡約された組織構造、管理機関、責任に対する系統的調整が広く受け入れられたと報告している。履行の裏づけとして、常に人的資源と財源を伴うが、保健大臣はサーモンのパイロット計画が多く導入されるよう協力を約束し、National Nursing-Staff Committee を設けて、管理教育の推進をはかった。これらは、現在主として公的な教育機関、地方における大学、そして Kings fund College などで行われている management training である。

新組織の実施にあたっては、この看護管理組織を病院活動に導入する前段階として、最良の手段をテストする意図を目的として 9 つの病院集団でパイロット・スタディが行われた。組織変更の性質、内容の説明、管理レベルの管理、任命等の範囲の査定、看護政策、職務の満足度について、あらゆるレベルの看護職員とのコミュニケーションがもたれている。1968 年秋には、殆んどの地域で

導入されたが、この推進がみられた背景には、病院や看護婦の組織団体の幹部が、新旧組織の混乱を防止するために、National Board for Prices and Incomes (物価給与問題国家委員会) に、緊急改善を要請したいきさつがあり、この内容は次のとおりであった。

- (1) 幹部看護職員の再編成の必要性
- (2) 新管理方式に基づいた等級名称の適用
- (3) 新旧の看護組織における混乱の防止
- (4) 現状の中での新看護組織の採用(NHS の再編成が完了するまでの期間)

その後 1971 年までには、66.0% の地方で Chief Nursing Officer (CNO) が任命され、Regional Nursing Officer (地方看護担当官) とともに看護組織運営への開発を学習し、Management Course に出席して管理教育の訓練を受けている。

2. パイロット計画の概要

(1) 新機構導入の初期段階

この段階では、任命された CNO の信用を確立するための努力、非看護業務の整理、それに伴う業務分析、他部門との調整、Job Discription (仕事の分類) 作成の準備、ポストの充足と処理などが課題とされていた。仕事の分類の編成は、実際には非常に骨のおれる仕事であるが、アウトラインは CNO とグループ・セクレタリーの援助のもとに準備された。この時期における看護職員の多くの不安は、CNO の地位と看護サービスに関するものが大部分を占めている。つまり、看護職員の多くは、management の意義をよく理解していないために、管理の圧力をおそれすぎたきらいがあり、中高年齢層が解雇されるのではないか、大学卒だけが幹部のポストに任命されるのではないか、容易に配置換えさせられないか、CNO が病棟婦長の職務を奪うのではないか、臨床分野で働き続けることは昇進の道を狭くするのではないかなどが、その不安の主なものであった。

しかし、実際には管理の目的は、必要な時に最大限可能な結合で、患者の援助に正しい専門的・職業的援助と資源を与えることであることが理解され、昇進は公平な機会と重複を避けるよう配慮

されており、現在任命されている CNO の年齢の多くが 40~50 歳で、大学卒は 215 のうち、わずか 6 人という実情から多くの不安は解消されていた。この段階では、準備活動する期間が限定されていたために、正しい情報のみを伝達するということに、とくに注意が払われていた。

(2) パイロット計画における長期の変動

初期段階から長期への境界線があったわけではないが、しだいに新機構運営へ移行することを理想とした。管理体制の中心的課題は、①明確な看護管理のパターンの導入で、集中的に患者ケアと指導にあたること、②看護職員に病院運営に貢献する機会を与えること、③幹部看護職員の地位をより満足のいくものにすることであり、そのための管理準備教育の“場”を提供することであった。さらに、新機構は、単に形式的なものにとどまることなく、現実にもくして常に適切でありうるかという再調査を要求し、それ故により意味での変動が絶えず生じていなければならないという確認が、また大きな任務であることを強調している。

3. 各等級についてのコメント

新管理機構は、幹部看護職員にそれぞれ階級を決め、それにより処遇がきまるのである。この機構は病棟などのセクションをグループ別にまとめて単位 Unit とし、単位を地域 Area に、地域を部 Division にまとめている。1つの Hospital Management Committee (病院運営委員会) または Board of Governors (管理委員会) は、3~4 あるいはそれ以上の部をうけもつことになると報告している。このようなまとめ方は、看護職員に第一線監督層、中間管理層、最高管理層という 3 段階の管理面で、職権の領域を明示することになる。なお、病院内の旧職階との照応関係は、図 1 の 10 級・9 級は旧職階の総婦長に相当し、8 級は副総婦長に相当し、7 級・6 級は病棟婦長・主任看護婦に相当する(図 1)。

(1) Grade 6 = Ward Sister, Charge Nurse

役割の変動については、サーモン・レポートでは提案されていないが、この地位は現行の病棟婦長あるいは主任看護婦に相当する、いわゆる第一

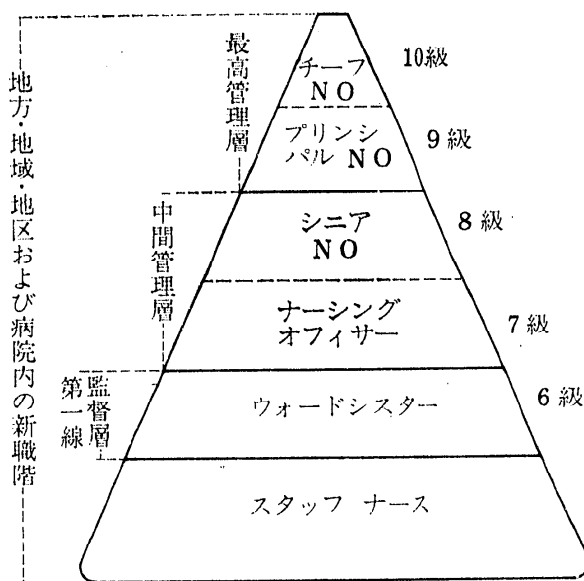


図1 看護管理機構図

線の監督層である。役割の条件として、①看護業務以外の任務をなくすこと、②中間監督層からサポートを受けること、③コミュニケーション・ラインを改善すること、が挙げられている。ユニットにおける中心的存在は病棟婦長である。病棟婦長は病棟の管理をしながら、直接の患者ケアもするし、学生の臨床指導もしなければならない。患者を中心として他部門の調整を維持しながら、これらを統合させていく能力が要請されてくる。この階級の看護職員たちは、Nursing Officer (NO) が病棟まで管理調整の手をさしのべすぎるのではないかという懸念をもってしたが、病棟婦長の経験年数は平均6~7年であり、実際にはNOの指導を必要とする階層であること、しかもパイロット計画実施ののち、彼女らの多くの反応は、NOを心よく受け入れていると報告された。批判の多くは、セクションに関すること、すなわち、ベッドの割り当てと利用率、地理的配置と病院のレイアウトなどに関することであった。

(2) Grade 7 = Nursing Officer (NO)

NOは臨床と管理運営上の役割をもち、ユニットの資源を開発するためと、看護ケアの基準をよりよく維持するために監督するポジションにおかれる。レポートによると、ユニットのタイプは、

一般の単科と手術棟、精神科、産科などの特殊分野に分けて、その1組あるいはいくつかの病棟を担当することになる。場合によっては、本人の経験したことのない科目を受け持たされることも起り得るが、一般には、臨床的能力を発揮できるように担当科目に経験豊かなNOが配置されることになっている。これによって、従来の管理あるいはベッドサイドの看護の何れかを選ばざるを得なかった片寄った道をとらずにすむことができるわけである。いわば、Grade 7は病棟と管理との中間の段階におかれることになる。もっとも、すべての臨床科目に精通しているNOをもつことは不可能に近いので、ユニット内で専門外に関する問題が生じたときは、地域の上級看護職員から指導を受けることになるわけである。

このNOはユニット内に事務所において、病棟内の諸問題について、また、看護についてスタッフと意見を交換し、患者に対して適切なケアを行うことに責任をもつ。その意味では、病棟婦長よりも客観性をもって、仕事の調整ができる立場におかれている。すべての看護職員が、管理教育と訓練を受けられるよう配慮することもNOの任務とされている。

(3) Grade 8 = Senior Nursing Officer (SNO)

SNOはmiddle managementに対するかなりの臨床経験と管理能力を要求され、その地域の看護活動を調整し、看護教育方針とケア基準を計画することになる。はじめは、このポストについて疑問をもたれていたが、このポストはNOの仕事进行调整する必要から生じたものである。従来の中病院のMatron(総婦長)に相当する立場におかれるが、地域が大病院の一領域をコントロールする場合には申し分ないが、小病院の集合であるときは、実際には、各々の病院間は数マイルも離れていることが多いので、看護上のガイダンスは地域看護担当官と検討して、助言することになる。

この地位のNOは、地域の看護活動を調整する役割をもつ。このことは、例えば、事故・救急センターの手術棟のように24時間機能しているところでは、高い水準の組織が要求されるだけに、訓練された看護職員の相互活用、技術的に経験の

ある職員を活用することが望まれるからである。地域内のすべての病院の手術棟の組織と医療機器を規格化し、必要に応じての病院間の看護職員の交流をすすめることは、いろんな面で有効であり、従来の on-call 制は漸次廃止されていくことになっている。

(4) Grade 9 = Principal Nursing Officer (PNO)

PNO は Division の管理にあたるが、看護政策の形成、計画、実行の能力が要求される。PNO はグループ内のすべての看護教育訓練に関して CNO に責任をもつため、CNO の近くに事務所を設けた方が、仕事はスムーズに運ぶようであると報告している。この Division は一般看護、母性・精神科看護を含むが、700~800 床の急性期の患者を収容するベッド、手術棟と未熟児センターがあるところでない、PNO は役不足になるという声もある。地域の規模、仕事の量と質などについては、まだ決定していない部分も残っている。NHS の再編成後、それぞれの地域の医師、看護職員、事務管理者がチームとして、管理にあたらなければならないので、彼女らは看護管理業務の担当者としての地位を築くために、活発なコミュニケーションをもち、論議を積み重ねてきている。

(5) Grade 10 = Chief Nursing Officer (CNO)

CNO は、グループのすべての看護活動や看護教育に関し、病院管理委員会において政策形成の分野で責任をもっている。この委員会の下には、多くて 15、少ないところで 2~3 の病院群があり、したがって、CNO は 1 つの病院の中に 1 人いる場合もあれば、委員会のなかの CNO もいることになる。このポストは、看護問題に関して、その決定や政策形成の過程、資源、予算配分、そして運営についても貢献できる立場である。しかし、新機構組織における CNO の役割については、他部門の人によく理解されていない点も多くしばしば、従来の大病院の総婦長の機能と混同されている。

サーモン委員会が提唱した看護組織機構は Grade 6~10 で構成され、運営されることになる。新機構では、看護職員は臨床看護、看護管理、看護教育の 3 部門に進出することができる。従来は、専門的に経験を積んだ有能な看護職員が、病棟管

理面に関する教育をもたないまま病棟婦長に昇進させられていたが、新機構では、このような地位につく前には、管理面についてのコースをとって準備教育される。例えば Grade 6 では 4 週間、Grade 7 では 12 週間、Grade 10 では 1 年というように上級職員になる程管理教育の期間は長くなっている。

管理教育の特徴としては、患者ケアのために、多くの職種のスタッフの力をコーディネートするために、グループで管理に関する学習をする傾向にある。例えば、ファースト・レベルの Grade 6 では、薬剤師、PT、OT のメンバーと一緒に教育を受け、トップ・レベルの Grade 10 では、地域全体の病院を管理する医師、事務官などと一緒に“policy programming execute”について訓練を受け、管理に関する相互の理解を深めている。従来の各施設におけるミクロな看護から、より広いコミュニティを包括したマクロな看護へと、新しい管理教育は脱皮しつつあるといえよう。

ところで、新機構の専門分野における主な見解の相違は、主として教育に関するものであった。論争の中心は看護学院長としての Matron Position であったが、新機構での教育区の責任は CNO になる。CNO は第一義的に職業教育に責任をもち、看護学生の段階で問題となる臨床的要素、臨床管理と Nursing Care の供給にも責任を有する。卒後教育、院内教育の促進は、SNO が実施しているところもあるが、教育上のアドバイスは、主として PNO があたり、教育的活動は地域の教育部において組織されつつある。職員教育とその促進の責任は、ライン・マネージメントから除外することはできないようである。

パイロット計画では、Night Staff の Position にも改良が示されている。SNO と NO は、夜間勤務者とミーティングをもつために、通常朝の時間を利用し、よりよいコミュニケーションにつとめた。このことは、日勤者との間に介在していた対抗意識や意志疎通の改善にも役立ち、これによつて夜勤者のための教育も計画されるようになった。コミュニケーションは、運営のヒエラルキー面でも two-way でなくてはならない。人々は何

がなされているか、どのような決定がなされたかを知らたがる傾向にある。ベット・サイドの看護職員は CNO に必要な情報を提供することで、彼女らの見解が考慮されていくことを、やがてシステムの中で感じとっていくであろう。ミーティングはコミュニケーションの手段として活用すべきであるが、十分な計画と構成要素がもろこまれるべきである。看護組織の再編成に伴って、管理教育とコミュニケーションの改善は、サーモン機構の要点ともいえよう。

とはいっても、サーモン機構が現実に行動し、軌道にのって十分機能するまでには、やはり「時」が必要のようである。CNO でさえも、任命後の2年間は準備期間とされている。まだまだ解決していかなければならない多くの看護問題に対しては、状況分析が続けられている。しかし、新システムが作動しているところでは、患者を看護している人々のよりよい組織的なサポートをとおして、患者ケアの質の向上に、大きな貢献をもたらしていることが報告されている。

4. Job Discription (仕事の分類)

サーモン機構は、病棟婦長以上の幹部看護職員についてのみ新管理機構を吸収させるかのような印象を与えるが、現実には、看護組織を今までよりも明確にして、病棟で直接に患者ケアを実践している看護職員にも、よりよい管理の方法を与えようとしているのである。看護婦が期待されている行動、行動する場合の職権、判断できる範囲の自覚が、それぞれの看護婦に要求されてくる。そこで、まず、各等級別に職権と任務が明示されたのである。任務と責任の所在、役割、権限をはっきりと整理して、医師、管理者、あるいは他部門の職員と協力していく方法を記述したものが仕事の分類と呼ばれているものである。

各等級別に述べられているといっても、Grade 6の病棟婦長に関しては、ポストの多様性と役割と機能面において、新機構が導入されても急速には変動しないだろうという予見のもとで分類からはずされている。ガイダンスは、Grade 10~7を対象に、主として一般看護を中心につくられてい

る。看護管理の頂点にいる CNO は、地域医療の総合政策の一端を担いながら、看護レベルでの政策をうちだすことになる。したがって、各等級の看護職員が、仕事の分類を作成するときは、一定の方針によって、CNO から指導をうけることになる。仕事の分類は、現時点では確立された看護政策ではあるが、他面、進歩する医療状況に適應させていくために柔軟性をもたせてあり、それ故に細部にわたって準備記述されているものではない。

提案記述の内容は、①看護政策の形成、②看護ケア、③看護業務ではない部門との連絡、④スタッフの展開、⑤看護教育、⑥人事、⑦コミュニケーション、に分けて準備されている(表1)。

一般看護サービス、看護教育、産科・精神科看護を含むすべての看護活動は、グループごとに CNO のもとで最終的に管理され、政策形成をすることになるので、CNO はブレーンとして、その地域の看護職員の中からエキスパートを雇うことが許されている。また、必要に応じて研究機関を活用することもできる。地域看護サービスを管理する能力が要求されるだけに、管理者コースは単に管理理論のみにとどまらず、調査研究、経営学など、看護政策形成に貢献できる学問がマスターできるようになっている。Grade 9 は Division の管理にあたるが、グループ内の看護活動に関する限り CNO に対して責任をもち、CNO と相談して政策形成の具体案を準備することになる。いわゆる最高管理者層となる Grade 10, 9 の CNO と PNO は、過去において批判されていた決定する能力はもっていても実行していることは少ない、という看護管理者のイメージを克服するために、方針、計画、実行という管理能力の開発につとめながら、自己の地位を築いていかなければならない運命にある。

ところで、サーモン・レポートで強調された役割分担業務の明確化が、Job Discription で果されたが、それぞれの看護婦はその責任を正確に反映し、他の等級看護婦の範囲に立ち入ってはならないことになっている。このことは、業務の重複をさけ、看護婦の業務に対するニーズを満足のいく

表1 ジェブ・ディスプレイポジションの概要表

	10 級	9 級	8 級	7 級
役 割	グループ・ナージング・サービスの統制 患者ケア、教育、管理に関する責任 看護方針の決定 看護政策の準備と形成	Division の統制 患者ケア、教育、管理に関する責任 看護方針の実施と実施	Area の統制 患者ケア、教育、管理に関する責任 看護方針の実施と計画	Ward Unit の管理 患者ケア、教育、管理に関する責任
看護政策の形成	（財）政 への助言	Division の看護政策の準備と形成	Area の看護政策の準備と形成	Unit の看護政策の準備と形成
組織の統制	看護サービスと看護教育の調整 実施結果の確認と評価 報告の受理と苦情処理	プログラミンと実施 実施のチェック 報告の受理 苦情の調査と処理	プログラミンと実施と評価 NO への報告と助言・援助 変動を熟知し必要に応じ報告 教育と見学者のためのプログラム作成	プログラミンと実施・評価 スタッフへの援助 婦長の要請による助言と個人的コミュニケーション 婦長不在時の病棟管理 SNO への報告
看護ケア	看護職員の専門知識を傾聴する 基準と実施の確認 観察と報告の受理 看護に関する調査研究の奨励	看護ケアの質的検討 基準と実施の確認 計画の調整 報告の受理・改善のための試策	効率的ケア政策の立案と報告、評価 実施に関する助言 ケア基準のチェック、理想、報告受理 改善のためのアイデアと方法を検討	臨床の改善とコンサルタントとしての 病棟巡回 質的向上のための助言 看護行為の把握と管理、基準のチェック 看護ケアの問題解決にスタッフと協力 する 改善のためのアイデア開発と技術指導
看護業務でない部門との連絡	看護サービスの基準と量 他部門との調整 改善のための再調査、問題点の討議	変動の調整 看護サービスのチェックと報告の 調整 改善のための再調査	調整のための計画、実施と評価 報告と助言、看護サービス・レベルの チェック 他部門との調整レベルのチェックと調査 有効な作業維持のための協力と調査	報告と助言 看護サービス、基準のチェック 他部門との調整、有効な関係維持、問題 点の調査研究
スタッフの展開	看護婦配置についての方針準備 看護職員数の確保と見直し 看護業務確立のための財源申請 職員の適正な割り当て、サービスの修正	配置についての助言 適正な看護婦数と地域間の調整 労働量の調査、CNO への報告 退職者の調整	長期計画と職員確保のための助言 職員の割り当てと統制 看護学生・生徒のための配置 報告とサービスに関する助言 職員の休暇調整	臨床経験のための学生、生徒の配置 訓練されている職員の配置 スタッフ・レベルの調整 病棟婦長業務の再調査と修正
看護教育	看護学生と生徒の実習 プログラムの決定、実施のチェック、 評価 現任教育方針、その準備と評価 再調査	学生と生徒の実習計画と調整 計画の調整と実施のチェック 臨床実習の効率的準備 教育のための組織構成 教育基準の実施と修正	学生・生徒のための実習計画、監督 臨床における教育要件のチェックと患者 の安全および修正と報告 現任教育の実施・監督・結果のチェック オリエンテーション・プログラムの作成	学生・生徒のための実習計画、監督 教育区域への協力 病棟婦長、看護学生らの討論に参加、 保持記録 スタッフのトレーニングのシステム化 と監督 新人と復職者のためのオリエンテーション
人事	助産婦と看護婦間のコミュニケーション 職員の補充、選択、オリエンテーション 職員数の調整 任命に関与、PNO に関する報告 カウンセリングとガイダンス	リーダーシップの行使 他部門とのコミュニケーション調整 SNO と NO の管理技術の開発 ガイダンスと援助、G6 の任命と報告 安全と福祉に関する計画と調整	リーダーシップの行使 スタッフの統制、看護婦長の激励 専門技術の開発と育成、カウンセリン グ 正看、准看、補助者の選考と任命 PNO と NO の業務の掌握	リーダーシップの行使 専門技術と管理技術の開発 カウンセリングとガイダンスの援助 スタッフへの通知と新職員の採用 Description の理解と遂行のチェック・ 再調査 福祉と安全保持
コミュニケーション	有効なシステムの開発 作動の確認と修正 病院と地域間の緊密な連絡 ボランティアの奨励、看護の PR	システムの組織調整 職員の情報提供の奨励 有効的活用、病院地域間の調整 ボランティアの奨励、看護の PR	実施のためのシステムを組織する 改善、情報に関して、スタッフに機会 を与え、 有効性のチェック、病院・地域間の調 整 ボランティアへの PR の提供、看護の PR	看護方針と変動内容の周知徹底 改善のための提案の機会の付与 病院・地域間の調整 ボランティアへの PR の奨励

ものとし、個人が判断して活動する権限をもたせる配慮を加えている。このことは、このように計画された仕事の分類が、サーモン提唱の新機構を効率よく実行する重要なポイントになると考えたからであろう。

II Briggs Committee Report

サーモン・レポートは看護管理組織について提案したのであるが、ブリッグス・レポートは、主として看護教育に関してのものである。拡大していく看護業務とそれに伴う責任は、必然的に看護教育の問題をうきばりにした。このような状況のもとで、保健大臣はサセックス大学副学長のBriggs氏を委員長とする委員会に諮問し、教育改革案について提出された答申レポートが、Briggs Committee Report である。

委員会の目標は、統合された NHS の下での病院や地域における看護職員の役割と役割遂行に必要な教育の要件、それによって限られた看護資源で、NHS のニードを充たすにはどうしたらよいかということであった。実施の段階となると、期間、財源、人的資源、法制度などの当面の問題が山積しており、特に、現状のように、看護学生が臨床看護の看護力として活用されている背景の中で、これらの状況改善を含めて提出されたレポートであった。看護関係者は、提案の主旨が、看護基礎教育とともに患者ケアを重要視した、究極的には看護の向上を目指しているものであり、理論上からは賛同しながらも、現実には、看護学生の実習教育のあり方が看護界のウイークポイントであるだけに、実施の方向づけには頭のいたい実状にあるといえるようである。しかし、改善案の実施に向ってすでにスタート・ラインを走りだしているこのレポートの要点を紹介しながら、最後に総括的に RCN (Royal College of Nursing) の改善案 (1973 年 2 月) を含めてコメントしたいと思う。

1. 勧告内容

(1) 法定的提案

主な提案内容は、新しい看護協議会の設立、病

院群単位の学校設立、入学資格年齢の引き下げ、18ヵ月の看護基礎教育、看護教員のための教育施設の準備、現任教育、教育資源と地方財政などである。

看護婦と助産婦のための教育と訓練に関する責任は、The Central Nursing and Midwifery Council がもつことになり、地域ごとに委員会が設けられる。今まで別々になっていた委員会を統一した協議会として法的に設立させることを目指している。看護学校への入学資格年齢制限は、現行の 17.5 歳から 1975 年には 17 歳に引き下げる提案をしている。Certificate of Nursing Practice (看護免許) の資格を得るための 18 ヶ月間の基礎教育は、その後の看護婦、助産婦教育に共通のコースであり、3~4 ヶ月のブロックでトレーニングされる。このコースは、病院と地域のなかにおける看護が十分にできるように、一般看護と精神科看護を含めて計画されている。長い教育と経験を必要としない、看護の役割を果たす人びとの最低基準の教育期間である。基礎コースを終了し試験に合格すれば免許看護婦 (准看護婦に相当する) として働くことができる。この段階で、希望する専攻科目を選択して、より高度の教育コース (18 ヶ月間) にすすんで資格看護婦になることができる。

看護学生・生徒の“夜勤の義務”は、全くの教育的見地からのみカリキュラムに組まなければならないとし、この場合、看護職員数が制限される週末などには、特にベテランの職員を配置して、学習の場としての臨床経験を質的に低下させることのないよう配慮がなされなければならないとしている。看護教育の改革、合理化は、現状でも不足がちな看護教員の量的不足を惹起する。しかし、必要数の教員は準備される必要があるが、教授細目のすべてを教える必要はない。看護教員の資格を得るためには、基本的には 1 年コースで学習すべきであるとしている。必要な人員の確保は、今後 10 年間の増員計画にもとづいて検討されることになっている。現任教育では、卒後教育、潜在看護婦のための臨床コース、海外からうけいれる看護婦のためのガイダンスコース、看護補助者コースなどが挙げられている。また、学校の建物や

設備に関する教育的資源は、地域委員会をとおして、原則的には地方財政によってまかなわれることになっている。

(2) マンパワー

看護学生や生徒を看護力として従事させることができなくなると、膨大な看護婦数を確保する方法を講ずる必要にせまられてくる。具体的には、男性起用の推進、中央レベルにおけるナース・バンクや地域レベルでの人材開発部の設置、情報システムの活用、必要経費をまかなうための特別予算案の措置申請などがあげられている。人材確保のためにつくられる委員会は、統合された NHS のスタッフと連繫を保ちながら、調査・研究・調整作業が続けられることになる。この任務にあたる人々は、専門的訓練を受けることを要求され、当面 100 人の養成を目指している。もちろん、人的資源に関する計画は、短期間に達成できる性質のものではなく、長い期間をかけて展開させていくことが必要であろう。

(3) 労働条件

長い 1 日の労働 (12 時間) は可能な限りやめるべきであり、夜勤の交替時間の検討、広範囲のカウンセリングの活用、一般産業にみられる管理訓練の適用、自動車駐車場、レクリエーション設備、休憩室の設備などを提案している。

夜勤交替時間の検討が前面にうちだされた背景には、英国における病棟の勤務体制が、原則的には 1 日を 2 つに分けたシフトによって成り立っているからであろう。労働条件に関することは Personnel Department (人事部) において取り扱われる。看護職員からだされる苦情処理については工夫、改善につとめ、総合的・アカデミックなアドバイス、職務上のガイダンスと個人的なカウンセリングのネットワークの必要性を提唱し、看護婦の仕事に対する満足度を少しでも高めて、看護職員の流動を食い止めたいという努力のあとがみられる。

(4) 看護組織の構造

業務組織は、病院と地域看護サービス間の連繫を、より以上に改善すべきであると主張している。このことは、NHS の保健事業が病院と地域看護

との相互の一貫性・継続性を主旨としているからである。しかし、実施の段階で必要なことは、看護業務を先行するあまり、患者ケアの向上をおきざりにすることのないようにと警告を発している。

看護婦と助産婦の幹部職員は、お互いに協調的なチームワークを図りながら、看護水準の向上と後輩の育成につとめることになる。看護職員としての経験と責任の範囲は、それにみあった地位と報酬を付与されるし、看護部門で管理者としてのトップ・ポジションの機会が与えられることになる。注目されることは、教育に関するスタッフ構造は、サービス構造から分離されることが望ましいと提案していることである。看護教育が、各病院でなく病院群単位でなされることになると、教育と雇用とは当然区別されなければならない問題となる。それぞれに主体性をもたせた体制が必要である。新入職員のための同化訓練は、細かな教育計画にもとづいて行われることになると述べられている。

2. 改善のための資源要求

人的資源と財政的資源についてなそうとする要求を、せまい範囲で予測することは難しいが、資源のために要求する勧告内容は次の項目に分けられている。

(1) 教育機関における職員の配置と組織変革に関するもの

すでに現行の全国看護委員会の改革のもとで、多くの病院は Group Teaching School を有しているが、NHS の再編成とサーモン・レポートの提出は、地域ごとの看護学校設立を促進させる引き金になっている。約 10 年前から、小さな看護学校を統合して集合化させていた施策の状況から、現行の建物や設備に、幾らかの実質的追加費用が見込まれる程度で、現在利用の教育資源の効率的活用が意図されている。

有資格者の看護職員の準備については、看護学生・生徒 30 人に 1 人の割合で配置されることになるであろう。となると、1979 年までに予定されている教員コースの終了者は 1,700 人であり、必要数の 2,600 人には程遠い。看護教員になるため

のコースには、特定の臨床経験が要求される。この他に、看護学生の個別指導とあわせて、相当数の臨床指導者をおく必要がある。この必要を充たすには、現在の有資格看護婦と今後3年間に資格を得る看護婦から起用される予定となっている。

看護職員としての基礎資格コースにおける看護教育の短縮化は、一方において、看護学生の個人的必要度や能力に応じて、より高度の教育訓練へとすすむモジュール的な教育方針のもとに、人的資源と資金が追加されることになっているが、100%の確実性はないようである。

(2) 増員計画と労働条件に関するもの

増員計画に伴う看護職員の補充活動の主力は、新入職員の採用、潜在看護婦の活用、男性の起用を国家的キャンペーンで計画することにある。労働時間に関する改善は、病棟における交替時間システムの修正、看護学生の夜勤義務の軽減と on-call システムが含まれている。これらの要求に対する費用は、看護職員のための設備（住宅、駐車場、休憩室など）に部分的に多少見積られることになっているが、この他のものは、引締め傾向にある社会情勢から、現行規定を拡大していくことになるだろう。

人的資源と人事部門を取り扱う委員会は、サーモン機構との結合においてすでに行動を開始している。しかし、委員会が直面する多くの看護問題の処理能力を養うまでは、メンバーが訓練される必要がある。地域保健当局レベルでカウンセリング・サービスの活用などの訓練に費やされる資源は、年間費用を要求できることになっている。

(3) 看護教育の新形態に関するもの

改善案にみられる入学年齢17歳への引き下げは、過去の入学基準18歳と、1973年までに17.5歳とし、1975年から17歳とした。2段階での変革を単純に評価することは難しいとしているが、看護婦不足を解消するための一施策としてとられた方法と思われる。英国の義務教育が16歳で修了するのに対して、入学基準18歳まで待てずに、永久に看護への道を断念せざるを得なかった人びとにとっては福音であろう。これらの状況から見積られる増員計画とは別に、一時的に減少する時

期が生じてくるかもしれない。なぜならば、現行の一般看護や精神看護コースを専攻している学生が、いくつかのスペシャル・コースを選ぶような過程もおこりうるからである。海外から受けいれている看護婦のための唯一の改善案は、オリエンテーション・コースについてのものである。しかし、講義の多くが、病院や地域レベルのメンバーによって自発的になされるために、年間3,000～4,000人の3週間コースに必要な経費は見積られそうである。

提案された教育・訓練システムのモデル形態の計画立案にあつては、実施の調整と職員配置の点で問題が生じよう。新システムの理論と実際の行使は、伝統的な従来の制度を操作するうえにおいて難しいものになるかもしれない。しかし、教育機関と関連病院の職員が密接、かつ継続的な協力をおしまなければ、そのシステムは有効に機能するであろう。

全国看護委員会の研究部で行ったテスト資料から得た看護婦の年間新規採用者数、補充職員数から、おおよその予測はできる。しかし、これらの見積りは、将来、看護職員の補充数が無計画になされず、流動する割合が変化しないという前提条件のもとでなされた憶測である。増大しつつあるパート・タイムによる雇用は、時間帯による臨床教育を試みる必要があり、看護補助者のための訓練計画と相まって資金要求はなされるが、第二次システム開発の費用を見積ることは不可能のようである。

3. イメージと現実

現在から次の時代へと変革を志向している英国において、“Nursing”のイメージをレポートは次のようにまとめている。“the lady with the lamp” “the ministering angel”と表現されるように、Nursingには、つねに彼ではない彼女が存在している。病院看護婦は医者のおき協力者として、またおき ancillary としての役割を果たすものであり、“calling”の立場にある。ちなみに、彼女へ適用される形容詞は「献身」ということばであった。患者サイドのイメージは、このよう

な型にはまった考えから出発するかもしれないが、現実に直面すると評価は異ってくる。イメージは、そのまま受け継がれていくものではなく、時代とともに変容していくものである。一方では、看護婦は低い学問的能力によって組織されているというイメージが残っているが、助産婦との職業的同一性を維持することにつとめていけば、やがてこの概念は追放されていくであろう。

ところで、臨床における運営の良し悪しは、すべて看護婦長の存在価値がそのキーポイントとなる。セクションの看護婦や学生と話し合いの機会をつくり、よりよいコミュニケーションを維持させていくことは重要である。レポートは、形式的な職階制のかわりに、チームワークの必要性を、地位のかわりに専門職としての看護の役割を遂行することを強調している。

む す び

現時点での切実な問題はサーモン機構について、いまだに十分理解されていないということである。例えば、臨床的に優れた看護職員が管理的地位につくことになれば、患者ケアの面で水準が低下するだろうという危惧を抱いている人たちがいる。しかし、実際には、患者ケアの水準を高めるためには、看護における管理的な役割が重要視されなければならないのである。サーモン機構の有益性は、今やっと現われはじめたばかりであり、初步的な段階で困難に直面しながら、徐々に目的をもって計画を実行しつつある。特に、地域におけるトップ管理者としての CNO の地位は、今後、特殊な臨床的水準をつくりあげていくことになるであろうし、この地位への昇進については、多くの看護職員から関心がよせられている。

看護婦と助産婦が NHS のスタッフとして最も大きな集団を構成して以来、NHS 統合政策の成功の鍵は、彼女たちの効率的な教育訓練の展開と結果に大きく依存していくであろう。しかし、新機構に対するいくつかの問題点は、彼女らの意見や調査結果から明らかにされている。その一つは、この 10 年間、幹部看護職員が要求しつつつけた項目が、批判されてきたことへの不満であり、

個人的な問題としては、将来のある期間、休職せざるを得なくなったとき、訓練をうけた教育内容が、復職の時点で充分かつ適切なものであるだろうかという不安などである。

そこで、Briggs 委員会は、病院と地域看護婦や助産婦を対象に、改善に関する調査を行ったが、その優先順位をみると、①週労働時間の短縮、②基本給の増額、③よりよい交替時間制度、④快適なウイークエンド、⑤夜勤日数の減少、となっている。教育訓練に関する見解は、①教育の質、②理論と実践の関連、③臨床管理、③臨床指導と看護業務間の調整、④研究のための時間、⑤訓練期間、⑥指導者の質、などをあげている。

一方、病院と地域との統合がすすむにつれて、患者の personal care の継続性と柔軟・協調的な看護につとめる必要性が生じてくる。具体的には、病院はより高度の治療を行うために必要な期間のみ集中的に活用することになる。健康管理センターは、増大しつつある自宅治療の範囲と病院を結ぶ緊密な機関としての役割をもつことになる。したがって、患者は保健婦によって予防教育をうけ、地域看護婦によって家庭ケア、病院看護婦によって専門的ケアを段階的にうけることになる。患者サイドでは、医療をうける最もよい場は家庭であり、専門的治療を病院で行ったのち、また、家庭にもどるという方式になるが、NHS の保健事業の下だからこそ、実現できるのかもしれない。

Briggs レポートにおける看護教育の改革にもりこまれた看護のとらえ方としては、今までの task allocation から total patient care へ移行することを着眼点として、看護の経験をモジュール的に組み合わせ、病院と地域看護サービスの継続性をはかっている。看護そのものは、患者の全体的ニーズをみたす個人的ケアであり、ケアの基礎には思いやりのある態度が要求されるであろう。看護そのものが、看護婦にとっても患者にとっても満足 of いくものとするためには、看護管理組織について提案したサーモン・レポートと患者ケアの重要性を提案したブリッグス・レポートとが、バランスのとれたものとなったときである。

ところで、患者ケアにおける基本的看護業務は、

基礎資格コースを終えた Enroll Nurse の安定層によってなされ、より高度の個人的ケアはスペシャリストによって与えられることになる。RCN の改善案によると、ブリッグス案の入学年齢の引き下げについては、看護教育の新しいシステムが CNM に導入されて十分な教育訓練をうけた教員が確保されるまでは、年齢の引き下げ案に難色を示している。また、基礎コースのなかに老年学の単位を追加すべきであるという見解をもっているが、教員の増員 10 ヶ年計画案、看護および助産大学の設立案は支持している。しかし、患者ケアの重要性は認めているが、看護ニーズの分析と評価、看護ケアの責任については何も触れられていないことは改善案の大きな脱落だとみなしている。

医学の進歩は、わずか 1 世紀のあいだに、医療をとりまく多くの職種の人びとをつくりだし、NHS の中でもパラメディカル・スタッフの技術集団の出現をもたらしている。このような変遷状況における一般的批判は、看護婦たちに、看護が専門職としての機能を放棄してしまったのではないか、という主張を生み出したが、それは誤りである。これからの新しい専門職としての Nursing の仕事は、患者に対して直接ケアを行うことであり、過去にない独自のイメージをつくりあげることにある。しかし、一部において仕事の重要性和その背景、将来の展望について知る意欲に欠けているその人たちがいることも事実である。そこで、訓練中の看護職員たちには、職業的セラピストとしての仕事をとおして、十分な洞察力を身につけるよう教育的に配慮がなされている。

単に大学の単位のみをもっていても良い看護婦になれるとは限らない。読む、書く、洞察する、という三つの能力をもつ平均的な人が望まれてくる。RCN は、このような学習状況において、多様な保健サービスを研究する学生を集める手段として、地域のなかに保健研究大学の設置を勧告し、看護学生の教育的孤立化を防ごうとしている。このことは、結果的にパラメディカル・スタッフ間のコミュニケーション改善にも大いに役立つはずである。

洋の東西を問わず、看護婦の人手不足は世界共

通の問題である。看護婦の募集が困難であり、しかも在職が短期間の傾向を示している。ブリッグス・レポートで提案された男性起用に加えて、RNC では、条件として男性が一家の生計の担い手としての十分な給料を得るだけのレベルに引きあげるべきだと指摘している。看護婦の給与が、歴史的に未婚女性によって成立していた職業に組みこまれた事実において、現状の給与が低いこと、さらに、看護職を魅力あるものにするためには、労働条件の改善とあわせて給与水準の引き上げ要求は至極当然の成り行きともいえる。

ブリッグス・レポートと RCN の改善案によって示された内容は、次の点で全て一致している。

①看護婦の役割は、つねに患者のニーズを知っておくということ、②その必要性は、決して静的であってはならない。統合された看護サービスのよう、看護の専門的知識と技術を患者個人に対して適応させていかなければならない、ということである。

このように看護職員の役割は変動しつつあり、NHS の他の成員の役割から孤立しては、決して十分に機能を果しうるものではないということがいえよう。

それぞれのレポートを中心に、英国の直面している看護問題を紹介しながらコメントを加えてきたが、看護管理、看護業務の検討、看護教育の改革、現任教育など、どれ一つをとってもわが国が現在かかえている問題状況と表面は全く変わらない。そして、これらの問題が看護婦不足と密接な関係にあることも一致する。しかし、問題の発生状況が根本的に異なるために、問題の捉え方と実施の方向づけが違ってくる。例えば、看護婦の増員計画を考えると、英国ならば、看護労働力として働いていた学生のを補充するために計画されることになるが、さしずめわが国で、根本的に量の充足をはかろうとすれば、付添い婦を廃止した場合のことから考えないと、本当の意味での増員計画にはつながらないと思うのである。

医療制度そのものも違うので、看護改善策を、そのまま参考にはすることはできないと思うが、提

起された問題を克服していくまでの考え方、過程、取り組む姿勢や態度といったものは、わが国の看護界が、現在、どここの国でもない「わが国の看護」を志向しなければならない時期にきているだけに、大いに学ぶべきであろう。

参考文献

1. National Health Service Reorganization: England, HMSO, 1972., 三友雅夫著「英国の医療保障——National Health Service Reorganization:

England を中心として——」『立正大学文学部叢論』第 50 号所収。

2. Report of the Committee on Senior Nursing Staff Structure, HMSO, 1966. (Salmon Committee Report)
3. Report of the Committee on Nursing, HMSO, 1972. (Briggs Committee Report)
4. RCN Comment on the Report of the Committee on Nursing, the Royal College of Nursing and National Council of Nurses of the United Kingdom, 1973.

執筆者紹介(執筆順)

まつ	はら	はる	お	東京大学助教授
松	原	治	郎	
たい	こう	じ		イリノイ大学教授
平	恒	次		
むか	い	とし	まさ	神戸大学教授
向	井	利	昌	
み	とも	まさ	お	立正大学教授
三	友	雅	夫	
うえ	の	フジエ		国立栃木病院副総婦長
上	野			
ふじ	もと	たか	お	総理府統計局消費統計課
藤	本	喬	雄	
もり	おか	きよ	み	東京教育大学教授
森	岡	清	美	
たか	はし	ひろ	し	社会保障研究所研究員
高	橋	紘	士	
こ	ぬま	ただし		社会保障研究所調査役
小	沼	正		

所得分配における不平等度の測定

——社会的厚生関数アプローチ批判——

藤 本 喬 雄

はじめに

所得の不平等度あるいは不均等度の係数は、いろいろな経済分析の局面で使用されてきた。時間軸上で言えば、現在の所得分布が過去のそれよりも平等な分布になったかどうかという問題分析においてであるし、空間的もしくはクロス・セクション分析上では、先進工業国の所得分布が発展途上国の分布より平等かどうかの問題、また、一国の経済の中でもあるサブ・グループの所得分布を他のグループの分布と比較分析する時に用いられている。その際、不平等度の係数として、従来、ジニ係数、パレート係数、相対平均偏差 (Relative Mean Deviation)、変動係数等が、随時、それを使用する人の好みにしたがって使われてきた。どの係数が良いかということは、計算の容易さとか、係数の敏感さあるいは係数のわかりやすさによって決められていたようである。そして、その判断も多分に主観的なものであったと考えられる。

この事態を反省し、不平等度の測定法について統一的なアプローチを与えようとした試みが、50年以上前に Dalton [3] によってなされている。彼は従来のすべての係数の背後には、暗黙裏に社会厚生関数的なものが假定されていると考えた (実際には、そう単純には再定式化できないが)。そして、そういうことなら最初から明示的に厚生関数を与えて不平等度を測ろうとしたのである。Dalton は、社会的厚生関数が個人所得を変数とする additively separable かつ symmetric な関数だと假定した。わかりやすく言えば、個人の満足度は彼の所得だけを変数とする効用関数をもって測ることができ、しかもこの効用関数はすべての個人に共通である。そして、社会全体の満足度は個

人の満足度を加え合わすことにより得られると假定するのである。この極めて制限的な假定の下において、1人当たり平均の社会的厚生 W は、

$$W \equiv \int_0^{\infty} u(y) \cdot f(y) dy$$

と書けることになる (積分範囲の上限は無限でなくて、適当な高額値 $\bar{y}$ でもよい)。ここで、 y は個人所得額、 $u(y)$ は所得 y による個人の効用で一次導関数 $u'(y) > 0$ 、二次導関数 $u''(y) \leq 0$ を満たし、 $f(y)$ は y の所得を稼得している人の相対頻度である。そして、Dalton の示した平等度係数 E は、現実の厚生量 W をもし社会の全所得を平等に分配したら得られるであろう厚生量で除したものであった。すなわち、

$$E \equiv W/u(\mu)$$

ここで、 μ は1人当たり平均所得である。 E は効用 u が増加関数、限界効用が逓減するという性質によって、分布が完全平等の時には1となり、‘不平等’になるにしたがって0の方に近づくと考えられる訳である。 $I_D \equiv 1 - E$ と定義して、 I_D を改めて不平等度係数とみなせば、ジニ係数等と同様、完全平等で0となり‘不平等’になるに伴い1に近づく。Wedgwood [10] は $u(y) = \log y$ として Dalton のアプローチを応用している。

最近、Atkinson [2] は上述の Dalton のアプローチを、不確実性の下での決定理論と結合して、不平等度測定に関する見事な理論的展開を示してくれた。Atkinson 論文の主眼点は次の3点に要約できよう。

- i) 2個の同一平均値を有する所得分布が与えられたとしよう。その時、どんな効用関数 u (但し $u' > 0$, $u'' \leq 0$ は假定する) を採用しても、2個の分布の与える社会的厚生の大小順

位が不変であるのは、その2個の分布のローレンツ曲線が両端を除いては1回も交叉しない場合であり、また、その場合に限る。

- ii) 従来の係数には、それが暗黙裏に仮定する効用関数が非現実的であったり、あるいは、Daltonの2個の要請を満たさないものがある。不平等度係数に対する Dalton の2個の要請とは：

- ① 全員の所得がある一定率で比例的に変化した場合には、係数は不変である。
- ② より多くの所得を稼得している人がより少ない人に移転した場合、係数は減少する (u が厳密な意味で下方に凹であることを意味する)。

- iii) 上の2個の Dalton の要請を満たし、しかも効用関数を明示的にした、新しい不平等度係数を提示する (これを本稿では Atkinson 係数と呼ぶことにする)。

本稿の目的は以上の社会的厚生関数アプローチの批判である。そうは言っても、厚生経済学においてなされたような厚生関数の存在可能性に基づく批判ではなく、たとえ加法的な効用関数が存在したとしても、不平等度の測定においては効用と不平等係数を直接結びつける必要はないということ、時には不適当だということである。この論点を詳しく述べる前に、まず第I節では上記 Atkinson 論文の概要を紹介し、第II節において Atkinson 係数の図解並びに評価を試みる。次いで、第IIIで我々の議論を展開しよう。自然な成行きとしてIV節において新しい不平等度係数が提示される。

I Atkinson 論文の概要

Atkinson 論文〔2〕の第1の主眼点は、採用する効用関数の型に関係なく社会的厚生の大小順位が固定されるかどうかという問題に係わるものである。例えば、今、同一平均所得 μ を有する2個の分布 $f(y)$ と $f^*(y)$ があるとしよう。そして、効用関数 u を採用した時のそれぞれの分布が与える社会的厚生を W , W^* と記し、同様にある特定の効用関数 u_1 を採用した時の厚生量を W_1 , W_1^* と書こう。さて、上述の Dalton 不平等度係数

I_D を用いるとすれば、 $W_1 > W_1^*$ の時には、他のいかなる効用関数 u を採用しても、 $W > W^*$ であって欲しい訳である (そうでないと、採用する効用関数の型にしたがって平等度の大小順序が入れ代わることになる)。残念ながら、われわれの希望はかなえられない。それを示すのが、不確実性の下での決定理論で提出された次の定理である (Rothchild and Stiglitz〔7〕, Hadar and Russel〔4〕, Hanocho and Levy〔5〕を参照)。

《定理》 採用する効用関数 u の型に関係なく、 f が f^* より $W > W^*$ という意味で選好されるためには、次の条件の成立することが必要十分である。

(条件) すべての正の Z に対して

$$\int_0^Z [F(y) - F^*(y)] dy \leq 0, \text{ かつ}$$

ある y に対して、 $F(y) \neq F^*(y)$

$$\text{ここで、} F(y) = \int_0^y f(y) dy.$$

Atkinson 論文の優れた点は、上記の定理と Dalton のアプローチを結合して、一般に平等度の大小順位が採用する効用関数の型に依存することを示し、そして同時に上記定理中の条件をよく知られたローレンツ曲線を用いて表現し直したことであろう。すなわち、定理の中の条件は、分布 f と f^* に対応する2個のローレンツ曲線が両端を際いて交叉しないということの数学的表現であったという訳である。厳密な証明はそれぞれの文献に譲るとして、ここでは図を使いながら直観的な説明を試みよう。以下において、もし2個のローレンツ曲線が図1のように交叉している場合は、 $W_1 > W_1^*$ 、また、 $W_2 < W_2^*$ になるような2個の効用関数 u_1 , u_2 を構成できることを示そう。

まず、ローレンツ曲線 ϕ は、人口の累積度数比を $F \times 100\%$ とすると、 y_1 という所得を媒介変数として次のように表せる。

$$\phi(F) = \frac{1}{\mu} \int_0^{y_1} y \cdot f(y) dy, \quad F = \int_0^{y_1} f(y) dy$$

ここで、媒介変数微分法により、 $\phi'(F) = y_1/\mu$ となることに注意しよう。2個の曲線 ϕ と ϕ^* の交点 C を図1にみるごとく、 (F_0, ϕ_0) とすると、この点における曲線 ϕ の接線勾配に μ を乗じたもの

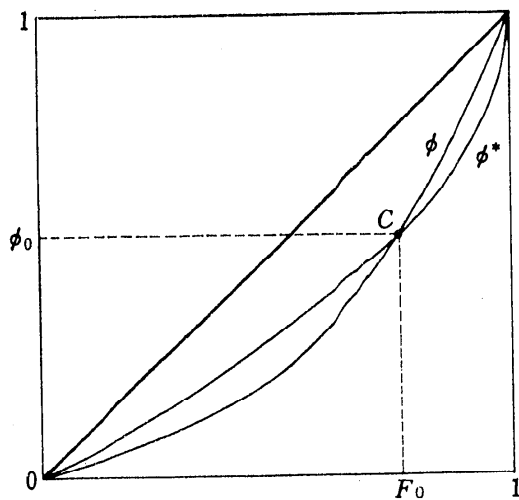


図 1

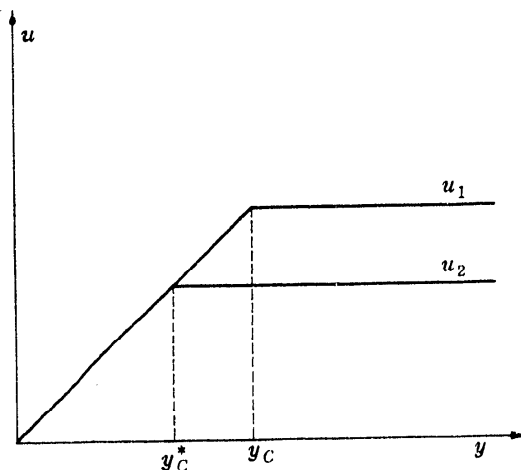


図 2

は、交叉点に対応する分布 f 上の所得 y_c を与える。同様に、 ϕ^* の点 C における接線勾配に μ を乗じたものを y_{c^*} と記そう (図より $y_{c^*} < y_c$)。ここで、 u_1 を図 2 にみるように、

$$u_1(y) \equiv \begin{cases} y & 0 \leq y < y_c \\ y_c & y \geq y_c \end{cases}$$

とすると、 $W_1 > W_1^*$ となる。というのは、

$$W_1 = \int_0^\infty u(y) f(y) dy = \int_0^{y_c} y \cdot f(y) dy + y_c \int_{y_c}^\infty f(y) dy = \phi_0 \cdot \mu + (1 - F_0) \cdot y_c$$

$$W_1^* = \phi_0 \cdot \mu + \int_{y_{c^*}}^\infty u(y) f^*(y) dy$$

$$< \phi_0 \cdot \mu + \int_{y_{c^*}}^\infty y_c \cdot f^*(y) dy = W_1$$

言葉で説明すると、分布 f, f^* 共に人口割合 F_0 までの人たちで、1人あたり効用 $\phi_0 \cdot \mu$ を達成した後、 f は残りの割合 $(1 - F_0)$ の人たちで $(1 - F_0) \cdot y_c$ という大きさの効用を上積みするのに対し、 f^* の方は残余の割合 $(1 - F_0)$ の人たちの中に効用が y_c より小さい人々が含まれてしまうのである。

次に、 u_2 の方は

$$u_2(y) \equiv \begin{cases} y & 0 \leq y < y_{c^*} \\ y_{c^*} & y \geq y_{c^*} \end{cases}$$

とすれば、 $W_2 < W_2^*$ が従う。証明は上とほぼ同様にできる。 u_1, u_2 は途中から微分係数が 0 になるが、これは本質的な問題ではない。

Atkinson 論文の第 2 のポイントは従来から使用されてきた不平等度係数を Dalton アプローチからみて批判することである。特に、Schutz [8] 等が推奨している相対平均偏差が Dalton の第 2 の要請を満たさない事実を指摘している。すなわち、相対平均偏差は

$$\int_0^\infty \left| \frac{y - \mu}{\mu} \right| \cdot f(y) dy$$

と定義されているので、平均値 μ に対して同一の側に位置する個人の間で移転が生じて、不平等度は変化しないことになる。この理由によって、Atkinson は相対平均偏差による不平等度測定を不適切だと考える。

第 3 のポイントは新しい不平等度係数、Atkinson 係数 I_A の提唱である。Dalton の係数 I_D が効用関数 $u(y)$ を線型変換した時に一般的には変化するという欠点を持っているので、その改良をめざしたのが新係数 I_A である。それは次のように定義される。

$$I_A \equiv 1 - y_{EDE} / \mu$$

ここで、 y_{EDE} (Equally Distributed Equivalent Level of Income) は

$$u(y_{EDE}) = \int_0^\infty u(y) f(y) dy$$

によって定められる値である。すなわち、 y_{EDE} は、もしこの額が全個人に平等に分配されると、現実の分布による社会的厚生と同レベルのものが達成されるような所得額である。

Atkinson は更に、Dalton の第 1 の要請に答え

るため、 $u(y)$ の型を制限する。そのために、不確実性の下での決定理論における Arrow [1] や Pratt [6] の結果を利用している。すなわち、社会を構成する全員の所得が比例的に $p\%$ 変化した時に、 y_{EDE} も $p\%$ 変化するには、 $u(y)$ は

$$u(y) = \begin{cases} A + B \frac{y^{1-\epsilon}}{1-\epsilon} & \epsilon \neq 1 \\ \log_e(y) & \epsilon = 1 \end{cases}$$

という型でなければならない。パラメータ ϵ のことを Atkinson は不平等忌避度 (degree of inequality aversion) と呼んだ。

結局、離散的な分布が与えられた時には、Atkinson 係数 I_A は

$$I_A = 1 - \frac{[\sum y_i^{1-\epsilon} \cdot f(y_i)]^{1/(1-\epsilon)}}{\mu}$$

となる。Atkinson は実際 ϵ の値をいろいろと試みて、各国の不平等度を計算し順位付けを行い、従来の係数による順位付けと比較している。その結果によると、 ϵ が 1 あるいはそれ以下だとジニ係数による順位付けとよく一致し、 ϵ が 2 ぐらいの時は対数標準偏差 (standard deviation of logarithm) によるものとよく一致している。

II Atkinson 係数の図解と評価

Atkinson 係数 I_A を人口 2 人の場合に図示すると図 3 のようになる。横軸に個人 1 の所得 y_1 、縦軸に個人 2 の所得 y_2 をとる。また、縦軸に個人 1 の効用 u_1 、横軸に個人 2 の効用 u_2 を重ねる (図

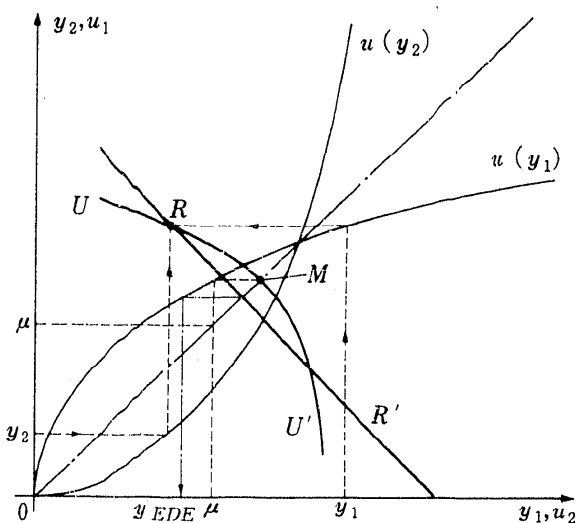


図 3

中に 2 人に共通な効用曲線を書き込んである)。実際の所得はそれぞれの軸上の y_1, y_2 であったとし、平均は μ と仮定しよう。すると、現実の効用分配点 R と平等分配点 (所得を平等に分配した時の効用分配点) M が図にみるように、補助線を介して示される。同様に R, M を通過する効用可能性曲線 $U-U'$ も示しうる (効用可能といっても、ここでは貨幣所得の再分配のみを考慮しての話である)。また、現実の総効用と等効用の線は R を通り y_1 軸と 45 度で交わる $R-R'$ 線である。平等分配で、その総効用を達成するためには 1 人当たり図中の y_{EDE} という所得でよいことが、やはり補助線を介して容易に出てくる。

次に、 $\epsilon=1$ とした場合、Atkinson 係数 I_A がどうなるかを示し、それをういつつ I_A の一応の評価を試みよう。 $\epsilon=1$ の場合、 I_A は効用として、 $u(y)=\log_e y$ を採用するので y_{EDE} は

$$\log_e y_{EDE} = \sum (\log_e y_i) \cdot f(y_i)$$

を満たすことになり、結局、 y_{EDE} は元の分布の幾何平均 G に等しくなる。よって、係数 I_A は $(\mu - G)/\mu$ である。 G については完全平等 (分散 0) の時のみ $G=\mu$ であり、その他の場合は $G<\mu$ ということがよく知られている。

今、A と B の 2 国の所得分布が図 4 のごとく、所得階層が大きく 2 つに分かれている形で与えられているとしよう。この 2 つの分布のローレンツ曲線は前出の図 1 のように交叉する。すると、A 国の Atkinson 係数 $I_A(A)$ は 0.20、同じく B 国の $I_A(B)$ は 0.18 となり、A 国の方が B 国より不平等だということになる。一方、ジニ係数では

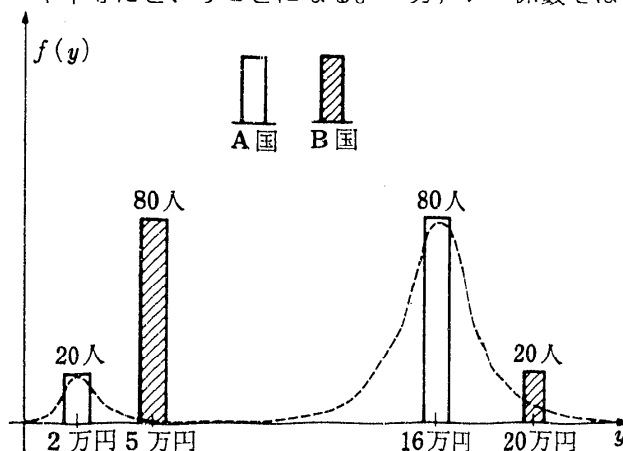


図 4

A国が0.18, B国が0.3で、逆にB国の方が大きく不平等と出てくる。今、A国の80人が得ている16万円という所得を全員12万円に減少させると、 $I_A(A)$ は0.18となりB国のそれと等しくなり、12万円からもっと減らすと $I_A(A)$ は0.18を下回り、ジニ係数同様A国がB国より平等と示すことになる。一方、A国のジニ係数は80人が得ている16万円が仮にいかに大きな額であったとしても、0.2を越えることはなく、A国がB国より不平等であると表示することはできない。このような意味で、Atkinson 係数はジニ係数より分布の変化に敏感である。

このことを、先進国と発展途上国における不平等度の比較を例にとり、もう一度説明しておこう。A国の100人全員の所得を比例的に3倍して、6万円が20人、48万円が80人いると設定し直し、先進国の分布とみなそう。同様に、図のB国の分布を発展途上国のそれとみなすことにする。所得の比例変化で $I_A(A)$ は影響を受けないから依然0.20で、先進国の方がより不平等と出る。仮に、A国の80人の得ている48万円が36万円以下だとすると、今度は先進国の方がより平等と示される。一方、ジニ係数では常に先進国の方を平等であると表示する訳である。これは極端な例であったが、図4の点線分布にみるように、滑らかな分布の極限の場合だと考えると、それ程非現実的な話ではないであろう。

III 社会的厚生関数アプローチの問題点

まず、話をわかりやすくするため極端な例をとって、 $\epsilon=0$ の場合を考えてみる。この場合、効用関数は線型となり、一般に、 $u(y)=a \cdot y+b$ と書かれる。すると、社会的厚生は $a \cdot \mu+b$ となり、 u_{EDE} は平均値 μ に等しくなる。かくて、 $I_A=0$ で完全平等分配だということを意味する。すなわち、効用関数が線型の時はどんな移転を行っても、社会的厚生に増減はなく一定である。だから、所得分布の分散度がいかに大きくても、それに関係なく平等だということになってしまう。不平等忌避度 ϵ が0なのだから自然な結果だといってしまうがそれまでだが、このあたりに社会的厚生関数ア

プローチの欠点が見えていないだろうか。図5を使いながら、Daltonの方法について再考してみよう。今、われわれは不平等度係数 I を考案したとしよう。そして所与の分布において、より金持からより貧しい人へ移転が行われたとする。この時、効用が下方に凹な限り社会的厚生 W は増加するが、一方、係数 I は減少すべきだというDaltonの要請は自然である。この相反する性質を利用して、 W を用いつつ係数 I を作製しようというのは1個のアイデアであるが、決して W と I の間に本質的な関係があるべきだということではない。ところが、DaltonやAtkinsonは W と I の間に何か本質的な関係があるべきだと考えているように思われる。だから、彼らは従来の不平等度係数が‘暗黙裏に仮定する’効用関数を引き出して、それが非現実的だと考える訳である。しかし、不平等度係数 I はあくまで係数であって、便宜上の1個のパラメータである。無論、種々のアプローチが許容されて良いのである(ただその際、Daltonの2個の要請を満たすことが望ましいし、できれば経済学的解釈の可能な係数の方が好ましいことは事実である)。例えば、変動係数は非現実的な効用関数を‘仮定’しているのではなく、全く別なアプローチから出てくる係数なのである。そのアプローチから見れば、今度はDaltonやAtkinsonの方法が不自然にみえるのである(次のパラグラフ及びIV節を参照)。要約すると、Daltonの方法は社会的厚生 W と係数 I を結びつけるという1個の可能なアプローチであって、必ず I は W を関係づけねばならないということはない。仮に、 $W=W^*$ (それぞれ分布 f, f^* に対応する厚生量)だとしても、不平等度係数 $I(f)$ と $I(f^*)$ とが等しい必要はない訳である。この点において、不確実性の下における個人の決定理論と社会的厚生関

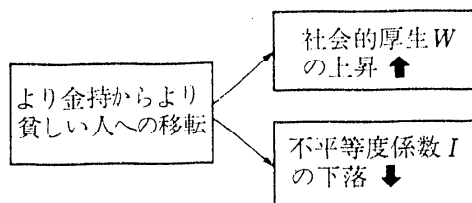


図 5

数による不平等度測定法が断層をみせるのである。もう一言追加すると、図5の示す因果関係のフローと、 $W > W^*$ だから $I(f) < I^*(f^*)$ という推論は同値ではない。というのは、Atkinson も示したように、 f と f^* の2個のローレンツ曲線が交叉している時は、より金持からより貧しい人に移転することにより f^* 分布を f に変形するということが不可能だからである。

次に、Atkinson 係数 I_A を違った角度から眺めてみよう（この視角はIV節のアプローチに似ているので留意されたい）。すなわち、 I_A は次のように変形できる。

$$I_A \equiv 1 - y_{EDE}/\mu = (\mu - y_{EDE})/\mu$$

$$= \int_0^\infty \left(\frac{y - y_{EDE}}{\mu} \right) \cdot f(y) dy$$

これは I_A が y の所得を得ている人の指標を、 $(y - y_{EDE})/\mu$ と変換して平均したものだということを表わしている。ところが、この $(y - y_{EDE})/\mu$ は所得 y の人の相対的富裕度と見なしうるものである。ここで、相対的という場合、2重の意味がある。一つは y と比較基準額 y_{EDE} と比べてという意味であり、他はその y_{EDE} との隔りを平均値 μ で正規化しているということである。 y_{EDE} が分布に依存しているという事実にかかわらず、 I_A は相対的個人的富裕度の社会的平均値でもあった訳である。上の書き換えによって、効用関数が線型の時に I_A が0になる事実を別の角度からとらえることが可能になる。というのは、 y_{EDE} より少ない所得の人は負の富裕度を有し I_A を押し下げる働きをするのである（その各所得に対するウェイト付けを図示すると図6の実線のようになる）。

実際、効用というものは種々の要素から成り立っており実態のよくわからないものである。もし、それを関数式で表わすとするならば、貨幣所得だけでなく所得分布そのものにも依存するであろう（資産保有その他の要因は無視しておく）。例えば、 u は $u(y; f(y))$ とでも書かれるものであろう。 $f(y)$ の代わりに分布の各次モーメントを入れてもよい。このことは、個人の効用が分布の‘不平等度’にも依存していることを意味している。

要するに、効用というものを仮定して不平等度

所得 y の人のウェイト

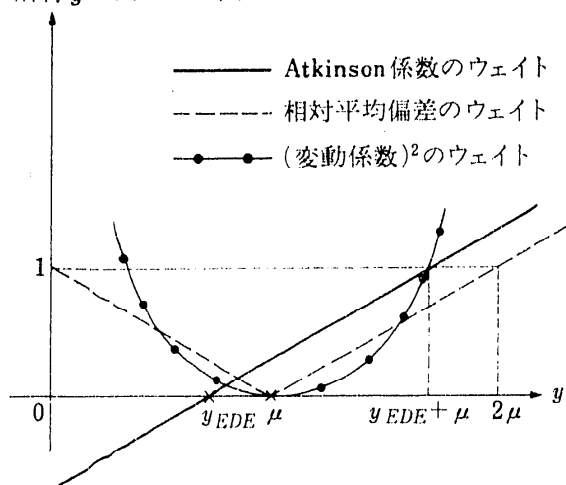


図 6

と直接結びつける必要はないようである。もっと便宜的に、ちょうど統計的判定関数理論における損失関数のように、適当に個人の‘不平等感’というようなものを仮定義し、それを個人へのウェイトと考えて社会的平均を計算すればよいのではなからうか。少なくとも筆者には、効用よりも‘個人的不平等感’の方が直接的で素直な概念と思われる（もちろん、不平等度測定問題においてである）。そこで、次節において新しい不平等度係数について考察を行う。

IV 新しい不平等度係数

さて、 y の所得を得ている相対的個人的不平等感を仮に $\left(\frac{y - \mu}{\mu} \right)^2$ で定義したとする（そのウェイト型は図6を見られたい）。すなわち、個人は自分の所得と平均とを比較し、その差額の二乗に比例して、分布に対する‘不平等感’を持つと考える訳である（Dalton の第1の要請を満たすため、平均所得の二乗で正規化しておく）。この不平等感の社会的平均を I_{cv} とすると

$$I_{cv} \equiv \int_0^\infty \left(\frac{y - \mu}{\mu} \right)^2 \cdot f(y) dy = \left(\frac{\sigma}{\mu} \right)^2$$

で、変動係数の二乗となる。この係数 I_{cv} は、Dalton の2個の要請を満たしている。

一方、相対平均偏差は平均の同一側の移転に対して反応しなかったが、それが仮定する相対的個

人的不平等感を $\left| \frac{y-\mu}{\mu} \right|$ から $\left| \frac{y-\mu}{\mu} \right|^\epsilon$, ($\epsilon > 1$) と定義し直せば, Dalton の要請を満たすようになる。 $\epsilon=2$ の場合が上述の変動係数の二乗 I_{cv} である。この ϵ を改めて, 不平等忌避度と呼べよう。この係数をもっと敏感なものにするため, 上式の μ を幾可平均 G で置換するのも一工夫である。すなわち,

$$I \equiv \int_0^\infty \left| \frac{y-G}{G} \right|^\epsilon \cdot f(y) dy$$

ϵ の値を適宜とって, 数値計算を遂行することは容易であろう。

以上のことを, もう一度振り返ってみると比較基準が μ あるいは G であるべしという理由はなさそうである。 μ の場合を再度書き改めると

$$I \equiv \int_0^\infty \left| \frac{y-(\mu+k\sigma)}{\mu} \right|^\epsilon \cdot f(y) dy$$

となって, 2 個の係数 ϵ と k を含めてよいと考えられる。 k は比較基準所得を構成する係数である。 k を 2, 3 にとり, より低所得により大きいウェイトを与えることができる。かくて, 不平等度はその測定に際して 2 個の係数を定めてから取りかかる必要がある (Stone [9] の 21 頁の叙述と比較されたい)。

結 語

こう書いてくると, 新しい係数は非常に ad hoc なアプローチのように思われるかも知れないが, 決してそうではない。使う人がどういう '不平等感' あるいは '富裕感' を仮定するか, どの階層に大きなウェイトをおきたいかということに不平等度係数は依存する訳であるが, 逆に新しいアプローチはそういうことを許容するという意味で自由度が広いとも考えられる。大事なことは, 一度採用した立場を統一的に維持することであり, むやみに変更してはならないということである。

次に, Dalton の第一の要請についてであるが, 一見これは極めて自然なものに考えられる。というのは, 分布を円, ドルと異なる単位で測る毎に不

平等度係数が変化しては困るからである。しかし, 単位変換でなく本当に全員の所得が比例的に変化した場合には, 不平等度も変化してよいであろう。特に, 最低生活費以下の所得を得ている人には大きなウェイト ('不平等感') を与えて係数を求めたいという要求もあろう。そのような時には図 6 において, 最低生活費以下の所得階層に不連続的にでも大きなウェイトを与えるということによって解決できる。

最後に追加すべきことは, 以上の考え方は所得分布だけでなく, 各種の分布統計, 分布の順序付けに適用可能だということである。

この小論をまとめるにあたり, 東京大学大学院の木下富夫氏から有益なコメントを得たので感謝申し上げたい。また, 筆者にこの問題について考える機会を与えてくれた社会保障研究所の方々に対して感謝申し上げたい。

文 献

1. Arrow, K., "Aspects of the Theory of Risk Bearing," Helsinki, 1965.
2. Atkinson, A., On the Measurement of Inequality, *Journal of Economic Theory*, 2, 1970.
3. Dalton, H., The Measurement of the Inequality of Incomes, *Econ. J.* 30, 1920.
4. Hadar, J. & Russel, W., Rules for Ordering Uncertain Prospects, *Rev. Econ. Studies*, 59, 1969.
5. Hanoach, G. & Levy, H., The Efficiency Analysis of Choices Involving Risk, *Rev. Econ. Studies*, 36, 1969.
6. Pratt, J., Risk Aversion in the Small and Large, *Econometrica*, 32, 1964.
7. Rothchild, M. & Stiglitz, J., "Increasing Risk: A Definition and its Economic Consequences," Cowles Foundation Discussion Paper 275. 1969.
8. Schutz, R., On the Measurement of Income Inequality, *Amer. Econ. Rev.* 41, 1951.
9. Stone, R., "System of National Accounts: Supplementing the National Accounts for Purposes of Welfare Measurement," E/CN.3/459, United Nations, 1974.
10. Wedgwood, J., "The Economics of Inheritance," Penguin Books, London, 1939.

地方小都市中高年世帯の家族周期的分析

—世帯概況—

森岡清美

はじめに

1. 問題関心

ここで地方小都市というのは静岡県掛川市のことである。掛川市旧町域の該当世帯に対する社会保障研究所調査団の実査が、昭和43年の児童養育費調査、45年の高齢者世帯生活調査と回を重ねたことは、それぞれの最終ないし中間報告¹⁾によってすでに周知のことと思われる。ところで、43年調査では核家族世帯に限り、夫(父)は49歳以下としたが、45年調査では夫(父)65歳以上、妻(母)60歳以上とし、高齢者世帯では直系家族形態をとるものが多いことにかんがみ、対象を核家族世帯に限らなかった。先行するこの2つの調査は、それぞれ個別の目的をもっているのだが、49歳以下、65歳もしくは60歳以上という2つの大まかめにされた年齢階級の中間を含み、前後で両者のそれぞれと部分的に重なる対象をあらためて研究することは、家族周期的発想からいって当然の要請である。すなわち、43年調査は周期段階²⁾でいえば新婚期・育児期・教育期にある家族を対象にし、45年調査は退隠期・孤老期の家族を対象としたから、つぎにはその中間の排出期と向老期にある家族を含む標本を研究しなければならない。対象とする段階がこのように異なると、研究の問題関心も異なってくる。教育期までは子どもの養育・教育が最大の発達課題である。少なくともそのひとつであるから、いわゆる児童養育費の問題が焦点に据えられ、家計調査に先行する世帯調査も、児童養育費の背景を抉り出すことに焦点を置いた。他方、退隠期以降では老人扶養が重要な発達課題とみなされ、「老人養育費」とでもいうべき問題が焦点となった結果、その背景を世帯調査をとおして明らかにした。第3の調査は当然、子の教育が終って子を親のもとから排出し、

あわせて親自らの老後に備える問題に照明を投げなければならない。このように見るとき、43年調査と45年調査は第3の調査によって架橋されることだろう。そして、以上3種の調査研究により、周期的発想に出る一貫研究が首尾を全うすることとなるはずである。

こうして、中高年者生活総合調査と銘うつ第3の調査が、三たび中鉢正美氏を主査として昭和48年に実施された³⁾。対象世帯の家族形態をN(夫婦と無配偶子)、C(夫婦のみ)、C-N(夫婦と子夫婦、孫)、M-N(女子と子夫婦、孫)の4つに限ったのは、先行する45年調査と同一であるが、検討の末そのように落着した理由は後述する。また、世帯の最高世代の年齢をさきに述べた根拠に基づいて、45歳から74歳までとし、30年を蔽うことになったため、43年調査のように最高世代の結婚が第2次大戦後にまとまるわけでも、45年調査のように昭和ひと桁までにおさまるわけでもなく、大正後半から戦後の昭和20年代にそれがわたる。つまり、対象の家族形態が同一であっても、結婚年代からいえばさまざまな、したがって家族形成後に経験した時代環境の点でまちまちの、対象をとり上げたことになる。そこで、前にふれたように「白らの老後に備える」将来展望に加えて、結婚後の履歴を詳細に調査し、履歴とそこに影を落している時代環境から現状理解に接近するという視点が、重要となってくるのである。

2. 調査客体の抽出と有効客体数

調査客体は、昭和48年4月1日の掛川市住民基本台帳から抽出した。すなわち、旧掛川町域所在の世帯を家族形態別に分類し、総数中とくに出現率の高い形態として、N、C、M-N、C-Nの4形態を取り上げ、総数の7割を占めるこの4つに観察を限った。年齢は先述のとおり45歳~74歳に限定したが、54歳以下のC-N、M-Nは例数がとくに少ないのでこれを対象から外し、結局表1中の線で囲いこんだ20のグループを対象とすることにしたのである(総数の約35%に相当する)。そ

1) 中鉢正美編『家族周期と児童養育費』至誠堂、昭和45年。同編『家族周期と家計構造』至誠堂、昭和46年。森岡清美・伊藤秋子・曾原利満・磯部しづ子ほか「地方小都市における高齢者世帯の居住形態別分析」『季刊社会保障研究』7巻4号(昭47. 3)、33~63頁、8巻1号(昭47. 7)、45~73頁。

2) 森岡清美『家族周期論』培風館、昭和48年、281頁。

3) 従来の世帯調査、家計調査、栄養調査に、今回は健康調査を加えて実施された。

表 1 母集団の家族形態別年齢階層別分布 (昭 48.4.1. 現在)

	39歳以下	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80歳以上	計
N	695	320	258	182	133	84	40	21	9	—	1,742
C	117	14	19	29	36	48	31	23	11	10	338
C-N	—	1	2	6	18	44	69	50	31	8	229
M-N	—	—	—	4	28	51	71	65	55	29	303
N-N	1	—	3	3	12	19	20	2	4	2	66
M'-N	—	—	2	7	7	6	12	4	2	3	46
M	43	24	19	40	26	16	12	7	7	5	199
F	6	6	4	2	1	5	4	7	1	9	45
F-N	—	—	—	—	—	4	8	11	14	13	50
F'-N	—	—	—	—	3	—	1	1	4	—	9
Fo	73	10	9	7	5	5	9	5	—	2	125
Mo	33	10	15	28	26	26	15	9	9	6	177
その他											362
計	968	385	331	308	295	311	292	205	147	87	3,691

(昭 48.7.1 現在の年齢)

して、われわれの調査能力を考慮して、N の 45~54 歳層で 1/4, 55~64 歳層で 1/2 のサンプルを求めたほかは、悉皆調査を行ない、863 世帯のうち 775 世帯の面接調査が完了した⁴⁾ (表 2, 表 3)。

先行する調査と同様、世帯調査の上に家計調査、栄養調査を重ねた。ただし、従来は世帯調査のサンプルについて残らず家計調査を実施したため、百数十の事例に止まったが、今回は世帯調査の客体の一部のみ家計調査の対象とすることにし、世帯調査対象は上述のように多数となったのである。

表 2 調査対象世帯 (昭 48.5.15 訂正)

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	計
N	$\frac{259}{4}65$	$\frac{172}{4}42$	$\frac{142}{2}71$	$\frac{85}{2}43$	40	21	283
C	18	29	36	45	31	23	182
C-N	—	—	18	44	69	51	182
M-N	—	—	29	51	71	65	216
計	83	71	154	183	211	160	863

表 3 調査完了世帯

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	計	有効率
N	55	45	59	37	34	16	246	86.9
C	17	24	38	41	32	24	176	96.7
C-N	—	—	17	42	58	46	163	89.6
M-N	—	—	24	45	64	57	190	88.0
計	72	69	138	165	188	143	775	
有効率	86.7	97.2	89.6	90.2	89.1	89.4	89.8	

4) 実査は昭和48年7月10日から16日まで1週間にわたり、お茶の水女子大学、慶応大学、東京教育大学の院生・学生、および地元の掛川婦人会の協力をえて実施された。

先行する掛川調査では、農家は除くとか、同居の子ども数は3人以下とかの限定をつけたが、今回は家族形態と年齢を制限したほか限定を加えなかった。この点も、対象が多数になった一因といえよう。しかし、住民基本台帳を手がかりとして把握した家族形態は、過去のものであったり、もともと実情にくい違っていることが、調査の結果漸く明らかになるものもあって、そのため対象外となった客体があることを、付記しておく。

家族形態移行の主パターン

表1を百分比で表した表4は、母集団について、世帯の最高世代の年齢階層別に家族形態の分布を示したものである。これによると、49歳までNは2/3内外を占め、さらに50歳から59歳まではほぼ半ばを制して、該当年齢階層の主パターンであることが明らかとなる。ところが60~64歳層になるとNの比率は落ち、直系家族形態と数量的に並行する。そして65歳層以上では直系家族形態なかでもC-NとM-Nの和が半ば内外となり、さらに年齢階層が上がるにつれてC-Nの比重が落ち、他方M-Nのそれが上昇してゆく。このことから、59歳までNが主パターンで、60~64歳層が転換期、65歳以上ではパターンの分散が著しいが、強いていえばC-NとM-Nが主パターンとなり、80歳以上ではC-Nは主パターンの座をすべり落ち、M-Nへある程度収斂していく、といえるのである。このように見ると、欧米の夫婦制家族では周期の終り近く、いわゆる脱子女養育期 post-parental period に規則的に出現するCが、われわれの母集団の中老年層では1割強に過ぎず、副パターンでもないとするればC-N (したがってやがてM-N)

表4 母集団の分布(%)

	39歳以下	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80歳以上	総数
N	71.8	83.1	77.9	59.0	45.1	27.0	13.7	10.2	6.1	—	47.2
C	12.1	3.6	5.7	9.4	12.2	15.4	10.6	11.2	7.5	11.5	9.2
C-N	—	0.3	0.6	1.9	6.1	14.1	23.6	24.4	21.1	9.2	6.2
M-N	—	—	—	1.3	9.5	16.4	24.3	31.7	37.4	33.3	8.2
N-N	0.1	—	0.9	1.0	4.1	6.1	6.8	1.0	2.7	2.3	1.8
M'-N	—	—	0.6	2.3	2.4	2.9	4.1	2.0	1.4	3.4	1.2
M	4.4	6.2	5.7	13.0	8.8	5.1	4.1	3.4	4.8	5.7	5.4
F	0.6	1.6	1.2	0.6	0.3	1.6	1.4	3.4	0.7	10.3	1.2
F-N	—	—	—	—	—	1.3	2.7	5.4	9.5	14.9	1.4
F'-N	—	—	—	—	1.0	—	0.3	0.5	2.7	—	0.2
Fo	7.5	2.6	2.7	2.3	1.7	1.6	3.1	2.4	—	2.3	3.4
Mo	3.4	2.6	4.5	9.1	8.8	8.4	5.1	4.4	6.1	6.9	4.8
その他	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	9.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

「その他」の年齢階層別分布不詳ゆえ、総数の欄を除き、百分比には「その他」を含めていない。

になりそこねた一種の逸脱形態であるといわねばならない。より若い層ではCは1割にも及ばず、そこでは主パターンのNになりそこねた、これこそ一種の逸脱形態とみてよかろう。54歳以下のC-NやM-Nも、比率から見限り、逸脱形態といえなければ副パターンである。

1. なぜCか

そこでCに注目して、59歳以下ではなぜNでないか、また65歳以上ではなぜC-Nでないかを考察してみよう。

なぜほかの形態をとらないでCになったのか。まず、子がないか子が少ない場合、ほかの条件が同一ならば、C（夫婦だけの世帯）となることだろう。そこで、無子率（1人も子を産まなかった夫婦の比率）と無健在子（子には養子を含む）率を表5、6について見ると、やはりCのそれらは他に比べて著しく高い。子が離家する年齢としては早すぎる45~49歳層で、さらに格段の高率

表5 無子率

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	3.6	0.0	3.4	2.7	8.8	0.0
C	64.7	29.2	23.7	17.1	21.9	25.0
C-N	—	—	5.9	7.1	13.8	8.7
M-N	—	—	4.2	6.7	10.9	5.3

表6 健在の子のない率

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
C	58.8	29.2	13.2	7.3	12.5	4.2
C-N	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0
M-N	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0

となっている。これは、Cになる原因として子がないということのもつ重みを暗示するものといえよう。では、子がある場合でも子が少ない、といえるか。この点は表7、8に明らかにされている。平均出生児数はもちろん平均健在児数も、同じ家族形態では、年齢階層が高まるほど多くなっていることは、予想どおりである。ところが同じ年齢階層では、70~74歳層を例外として、Cが最も少ないといえる。無子夫婦、無健在子夫婦を除いた平均値では、Cと他の形態との差は縮小するが、Cの平均値が最小であることに変わりはない。こうして、無子夫婦が多いこと、子がある場合でも子の数が少ないことが、Cの形態をもたらしたひとつの重要な要因であるこ

表7 出生児数

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	2.2人 (2.3)	2.9人 (2.9)	3.0人 (3.1)	3.5人 (3.6)	3.9人 (4.3)	5.1人 (5.1)
C	0.6 (1.8)	1.5 (2.1)	2.0 (2.6)	2.8 (3.3)	2.9 (3.7)	4.3 (5.7)
C-N	—	—	2.6 (2.8)	3.4 (3.7)	3.6 (4.1)	4.1 (4.5)
M-N	—	—	2.8 (2.9)	3.0 (3.2)	3.5 (3.9)	4.3 (4.4)

() 内 子のない夫婦を除いた平均。

表8 健在児数

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	2.4人	2.9人	3.0人	3.3人	4.7人	4.8人
C	0.7 (1.7)	1.5 (2.1)	2.2 (2.6)	3.0 (3.2)	2.7 (3.1)	4.5 (4.7)
C-N	—	—	2.6	3.3	3.6	3.7
M-N	—	—	2.8	2.6	3.0	3.3

() 内 子のない夫婦を除いた平均。

とが帰結されるのである。

子数が少なくとも、子がまだ親への依存段階を脱していない場合、CよりもNになりやすく、子が多くとも逆の場合、ほぼ59歳以下ではNよりもCになりやすいだろう。子がまだ親への依存段階にあるかどうかを、末子が成年に達しているかないで判定するとすれば、周期段階Ⅰ～Ⅳの世帯率をもって依存率を表わすことができることになる。表9はそれを示したものであって、59歳以下ではCの依存率がNのそれより格段に低いことが判明する。つまり、子が少ない上に、依存子をもつ率の低さが、NよりもCをもたらした1要因といえるのである。なお、子が少なく、しかも依存率が低いということが成立するためには、第1子と末子の出生間隔が短くなければならない。表10によれば、Cの出生間隔平均がNのそれよりも59歳以下でははるかに短いことが示されており、予想どおりといえる。

以上は子数や成長段階との関連での考察であったが、つぎに子が親もとに留まるか離家するかを規定する要因を問う必要がある。まず、相続世帯ほど子のだれかを引き留めておくことになりやすいと考えられる。いいかえると、相続世帯率の高いグループほど子を引き留めて、NやC—Nになりやすいと想定されるのである。表11を見ると、59歳以下ではCの相続世帯率はNやC—Nそれに比べて断然低い。もし上の想定が正しいとすれば、相続世帯率の低さもCの1要因といえることができよう。

表9 依存子をもつ率（Ⅰ～Ⅳ段階率）

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	96.4	71.1	50.8	10.8	17.6	12.5
C	11.8	20.8	10.5	9.8	3.1	8.3
C—N	—	—	5.9	7.1	3.4	4.3
M—N	—	—	0.0	0.0	1.6	3.5

表10 第1子～末子の出生間隔

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	4.8年	6.1年	7.6年	7.9年	11.2年	13.2年
C	1.6	3.4	5.2	7.4	9.1	12.3
C—N	—	—	6.1	9.0	11.8	11.6
M—N	—	—	6.7	9.0	11.4	10.4

表11 相続世帯率

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	14.5	37.8	23.7	27.0	44.1	37.5
C	11.8	20.8	13.2	31.7	25.0	50.0
C—N	—	—	29.4	31.0	44.8	47.8
M—N	—	—	20.8	29.5	43.8	47.4

また、対象世代の主な収入源が勤務である方が、自営業の場合よりも協力者として子の同居を求める必要が少なくと考えられる。表12によると、自営業率の最も高いのはC—N、それにNがつぎ、Cはこの点で最も低く、逆に勤務率が（70歳以上を除き）他のどの形態よりも高いのである。主な収入源としての勤務率の高さもまた、Cの1要因と見なしえよう。もちろん70歳層の問題は疑問として残る。

つぎに、世帯成立の事情が同一でも、親に稼働力のある中年の間は、家計が苦しいほど子は離家しやすく、他方親が老齢になれば、家計が苦しいほど子は離家しやすいとはいえず、むしろ家に留まって親を助けると予想される。1ヵ月の家計支出の分布をみた表13によれば、59歳以下ではCの方がNより逼迫している観があり、Cとなるひとつの理由を確かめたいように思う。しかし60歳以上のCはNより逼迫しており、子と同居せずとも家計を維持できると考えるものはむしろ少ない。多くは、家計が逼迫しているにもかかわらず、子を離家させているのである。だから、家計からCを説明すること、とくに60歳以上のCを説明することには、大きな困難があるといえよう。そこでは、7割にも及ぶ多数がかつて既婚子と同居したことがある。つまりC—CとかC—Nの形態をとった経験があり、なかでも70歳以上層が5割という、他のどのグループにもない相続世帯率の高さを

表12 対象世代の主な収入源分布（％）

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	85.5 14.5	62.2 33.3	52.5 42.4	45.9 35.1	35.3 35.3	31.3 31.3
C	70.6 23.5	66.7 33.3	68.4 26.3	56.1 22.0	40.6 25.0	8.3 29.2
C—N	—	—	29.4 52.9	23.8 57.1	24.1 41.4	15.2 34.8
M—N	—	—	25.0 8.3	13.3 6.7	12.5 12.5	15.8 12.3

上：勤務，下：自営業。

表13 1ヵ月の家計支出の分布（％）

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	5.5 70.9 23.6	6.7 73.3 20.0	16.9 66.1 16.9	18.9 54.1 27.0	38.2 58.8 2.9	43.8 50.0 6.3
C	29.4 47.1 23.5	25.0 50.0 25.0	26.3 60.5 13.2	51.2 43.9 4.9	62.5 31.3 6.3	70.8 20.8 8.3
C—N	—	—	— 70.6 29.4	4.8 64.3 31.0	6.9 55.2 37.9	8.7 47.8 43.5
M—N	—	—	12.5 87.5 —	4.4 73.3 22.2	7.8 73.4 18.8	8.8 47.4 43.9

上：5万円未満，中：5～10万円未満，下：10万円以上。

示すことに徴しても、Cの形態をとることは納得しにくい。さらに対象者夫婦のうち、病弱な者の率を掲げた表14によれば、Cの高年齢層の病弱率がNやC-Nに比べてとくに低い、つまり子の日常的介護を要しないような普通の健康体の者が多い、わけでないことも、なぜCの形態をとるのか、強い疑問を残させるものである。

そこで、考えうる要因として、子が遠方に就職していたり、子と不和であれば、同居して家計を安定させまた介護を受けたいときでも、Cの形になりやすいことが挙げられる。最後にこの点を検討してみよう。表15はCとNについて、既婚子があるのに同居しない理由、つまりC-NやN-Nにならない理由をただした結果である。Nと比べてCでは、仕事の都合を挙げるものが高率ではば55%に達することと、不和や不和にならないためと明言したのが率こそ低いNの2倍にもなること、が注目されよう。こうした事情に加えて子の数が少なければ、NがN-NになるよりもCがC-Nになることは一層むづかしいと考えられるのである。

表14 対象者とその配偶者の病弱率（臥床中を含む）

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	7.3 5.5	4.4 6.7	11.9 5.1	13.5 8.1	20.6 11.8	62.5 25.0
C	5.9 5.9	12.5 4.2	13.1 7.9	4.9 14.6	21.9 15.6	50.0 29.2
C-N	—	—	17.6 5.9	19.0 9.5	24.1 6.9	28.3 15.2
M-N	—	—	— 12.5	— 20.0	— 12.5	— 26.3

上：夫、下：妻。

表15 既婚子別居理由

	C45~54	C55~64	C65~74	N45~54	N55~64	N65~74
仕事の都合で遠方に居住	45.5	50.0	50.0	20.0	22.4	43.8
不和	—	1.7	2.0	—	1.7	—
不和にならぬため	9.0	8.3	12.0	—	3.4	7.0
その他	45.5	40.0	36.0	80.0	72.3	44.2
計	100.0 (N=11)	100.0 (N=60)	100.0 (N=50)	100.0 (N=15)	100.0 (N=58)	100.0 (N=43)

2. なぜNか

つぎに、59歳まではNが主パターンであっても、65歳以上ではその座からすべり落ちている。しかるに、65歳以上でもなぜNがあるのか。どうしてC-Nにでもならないのか、という問題に接近してみよう。

まず、C-Nの形成に必要な既婚子が、1人もいないのがNでは多いのではないか。表16（既婚子のない率）によれば、60歳以上では約2割が既婚子がないためNに留まっていることが判明する。そして、2割内外も既婚子がないのはNだけであって、Cでももっと低率であるのと対比されよう。しかし、この要因では2割内外の事例しか説明できない。

Nの約8割の事例において、既婚子があるのになぜ同居しないのか。それには表15で見たように、遠方就職とか不和などの理由もあるうけれど、それ以外の理由も高率を占めており、またC-Nなどとの比較ができないので、断定的なことはいえない。そこで、表17（平均室数）、表18（平均帖数）を検討すると、NはC-Nに比べて60歳以上では室数・帖数ともに少なく、M-Nよりも少ない。つまり、Nの住居は核家族を収容するためにCのそれよりも大きい、親と子夫婦を収容するには小さいのであろう。こうした住宅事情も、おそらく上記「その他」の理由に含まれている、と考えられよう。なお、相続世帯の方が既婚子の1人を留めておくことへの関心が比較的強いと考えられるが、表11の相続世帯率によれば、NはC-Nに比べていく分この比率が低い。この点も1要因として考慮に入れてよいだろう。

ひるがえって、65歳以上でNと同じくらいの分布を示

表16 既婚子のない率

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74
N	96.4	64.4	44.1	24.3	11.8	18.8
C	23.5 (82.4)	37.5 (66.7)	23.7 (36.8)	4.9 (12.2)	3.1 (15.6)	0.0 (4.2)
C-N	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0
M-N	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0

（ ）内は健在の子のいない率を加えたもの。

表17 室数

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	55歳以上	45年調査
N	4.7室	4.9室	5.1室	4.5室	4.7室	4.6室	4.8室	3.3室
C	3.8	4.3	4.3	4.0	4.6	3.3	4.1	4.0
C-N	—	—	5.5	5.5	5.5	5.1	5.4	5.1
M-N	—	—	4.5	4.8	5.0	5.6	5.1	4.7

表18 帖数

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	55歳以上	45年調査
N	26.6帖	28.4帖	30.6帖	26.3帖	28.1帖	24.4帖	28.2帖	20.0帖
C	22.5	24.5	24.4	24.2	22.5	19.3	23.0	24.8
C-N	—	—	33.6	33.9	36.3	33.1	34.5	30.9
M-N	—	—	25.7	29.4	30.2	35.0	30.9	28.6

すCに、なぜならないのかという点、先にふれた子の数の多さと、依存子をもつ比率(表9)の高さが指摘されなければならない。依存率の高さは60歳以上のNに特徴的ともいえる結婚年齢の遅れに因するものであろう。

3. なぜC—N, M—Nか

C—Nは65歳以降主パターンとなるが、それ以前の年齢階層ではせいぜい副パターンでしかない。では、64歳以下で出現したC—Nはどういう条件に支えられているか。

表19は結婚後の経過年数を掲げたものである。M—Nの結婚年数は右へ一棒ずらせて比較すべきものであるから、これを別とすれば、C—Nの結婚年数が長く、とくに問題となる55～59歳層のそれは、Nの60～64歳層に匹敵する(32.4年)ことが注目される。C—Nは一般に、なかでも55歳層はとくに早婚なのである。この点は、戦後に結婚した夫婦の比率(表20)によっても確認することができる。再婚をも含めた数字であるため、とくに60歳以上でやや不正規なグループもあるが、C—Nは早婚で、とくに55歳層がしかりであることは、CやNと比較して十分に読みとることができると思う。早婚であれば世代の再生産も早く、したがってC—Nになりやすいのである。

C—Nは世代の再生産がC, Nに比べて速かであると考えうるのに加えて、表11に掲げたように相続世帯率が他に比して高く、また他に比して(M—Nは無職が多いため除く)自営業を主な収入源とする率が高い。いずれも、C—Nの形態の発現を促す条件と考えられる。

表19 結 婚 年 数

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	イ 19.8年	イ 25.4年	□ 27.7年	□ 33.3年	ハ 33.9年	ハ 41.7年
C	イ 18.5	イ 24.6	□ 26.3	□ 34.2	ハ 37.7	ハ 41.7
C—N	—	—	□ 32.4	□ 35.8	ハ 40.8	ハ 46.3
M—N	—	—	□ 35.1	ハ 40.7	ハ 45.3	ニ 51.4

イ：昭和20年代，□：昭和10年代，ハ：昭和1けた代，ニ：大正。

表20 戦 後 結 婚 率

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
N	100.0	93.3	52.5	13.5	29.4	12.5
C	100.0	91.7	57.9	14.6	15.6	12.5
C—N	—	—	17.6	4.8	3.4	2.2
M—N	—	—	8.3	2.3	—	—

M—Nは、C—Nについて述べたことに、夫との早期離死別の要因を付加すれば、説明ができる。ついでながら、C—NであってN—N(上の世代にも未婚同居子あり)でないこと、またM—NであってM'—N(上の世代にも未婚同居子あり)でないことの考えうる理由にふれておくと、表9(依存率)に明らかなように、C—N, M—Nともに依存子のある比率が低いことを挙げてよいだろう。これまた、これらのグループでは比較的早婚であったことと関連のあることがらである。

家族形態別・年齢階層別にとらえた20のグループには、主パターンを体现するものと、副パターンないし逸脱と見なすべきものとがある。そこで、以上述べたように、なぜ主パターンを外れたグループが出現したのか、その要因を過去の経歴と現状のなかに追跡したわけである。便宜上、グループ別に現状の分析を行うさいにも、グループにより主パターンであるものかないものがあることを、常に念頭に置かなければならないだろう。

家族形態移行の経歴

前節で考察したところは、家族形態の年齢階層別分布から想定される移行パターンであった。では実際にどのような移行が見られたであろうか。大づかみにいって、N→C—N→M—Nという移行であり、45歳以上層ではCはむしろ逸脱形態もしくはせいぜい副パターンにすぎないということが、想定の上ばかりでなく、現実にも生じているのだろうか。これがつぎの問題である。

上記の移行パターンのうち、C—N→M—Nは父死亡によりいわば自動的に出現するから、アメリカのようにC—Nの形態が乏しいところではいざ知らず、わが国のように、とりわけ掛川旧町域のように、C—Nが多数存在する地域では、M—Nの前身がC—Nであったか否かの探索は、必要であるとは考えられない。M—NはC—NからかM(母子世帯)からか転換する。そしてわれわれの対象のように、形態を便宜上4つに限るなら、M—NはC—Nからとみて作業を進めても、大筋は誤ることはないだろう。

問題はむしろN→C—Nである。また、NはCから転ずるほか、M—NのM(母)死亡により、現出しようし、これら以外の経路も考えうる。C→Nは子の出生により自動的に出現するから、この移行は探求に及ばないだろう。そうすると、問題の焦点は、C—NやM—Nも、かつてNとかCであったのかどうか。また、NやCもかつてC—NやM—Nであったのかどうか。つまり、NやCといった核家族と、C—N, M—Nといった直系家族と

の間で、形態転換がどのくらい起こったのか、ということであり、対象者の結婚以後、彼らの家族が核家族形態でおしとおした比率、および直系家族形態でおしとおした比率いかにいうことである。もちろん、将来に希望する形態の問題として、過去から現在をへて将来にこの考察を延長することも重要である。したがって、親との同居経験、既婚子との同居経験、子どもとの同居希望の3点を、現在の家族形態を軸として分析することになる。

1. 親との同居経験

グループ別にみて、総数の過半が親との同居経験をもっている。年齢階層が高いほど高率だとかその逆だとかの、一定の傾向が認められるわけでない(表21)。ただ、N、C—N、M—Nが6割弱であるのに対して、Cは5割弱という差があることと、同居を結婚後親死亡までの継続同居と、そうでない一時同居とに分けた場合、前者にはC—Nの4割弱、M—NとNの3割内外、Cの2割強という差が存することが注目される。つまり、家族形態により親との同居経験の比率なり継続性にいく分の差があるのである。しかし、(C、N)と(C—N、M—N)という大きい形態差に比べれば、同居経験率の差は予想外に小さいといわなければならないだろう。

つぎに創設世帯・相続世帯で対象を分けて同居経験率を求めると、どのグループでも創設世帯のは低く(3~5割)、相続世帯のは高い(8~10割)。その差は実に5~6割に達するのである。現在の形態がCやNでも、相続世帯では同居経験率がきわめて高く、現在がC—NやM—Nでも、創設世帯ではそれがきわめて低い。このように見ると、親との同居経験は何よりも創設・相続の差によって決せられるところが多いといえる。むしろ、同居経験の乏しいのは創設世帯となり、豊富なのは相続世帯となるというべきかもしれないのである。

表21 親との同居経験率

	45 ~ 54	55 ~ 64	65 ~ 74	55歳以上
N	50.3 34.7 96.0	66.3 54.3 100.3	51.0 30.0 81.0	59.2 47.0 91.3
C	51.3 41.2 100.0	49.3 36.1 94.4	44.7 25.0 80.0	47.4 32.0 86.8
C—N	—	47.4 26.8 94.4	64.4 37.5 95.8	58.0 33.0 95.5
M—N	—	50.0 34.0 94.4	61.2 36.4 90.9	57.1 35.3 91.8

上: 総数, 中: 創設世帯, 下: 相続世帯。

2. 既婚子との同居経験

では既婚子との同居経験、つまりC—NとかN—CないしC—C、N—Nの形態をとった経験はどうか。C—N、M—Nは現在既婚子と同居しているから、当然のこととして考慮外に置かれる。問題はNとCである。この形態のなかでは、現在未婚子と同居しているNの方が既婚子との同居経験率は低く、55歳以上の平均値ではN8%、C16%となっている(表22)。NでもCでも、年齢階層が高いほど概して比率が高まっているのは、既婚子の数も既婚子をもつ率も年齢とともに高まり、それだけ同居経験をもつ可能性もまた経験累積の蓋然性も高まるからであろう。そして興味深いことには、この同居経験率は相続世帯の方が創設世帯よりも高いとは一概にいえない。Cでは相続世帯の方が高いが、Nでは全く逆になっているからである。親との同居経験には、創設か相続かという世帯の沿革が大きく影響しているが、つぎの世代である既婚子との同居には、世帯の沿革はもうそれほど影を落していないということができよう。

表23は表21と22を組合わせて、CとNにおける同居経験率の世代的低下を一覧にしたものである。親との同居経験率は、45~54歳層を除いて今後増加しないと考えてよいが、既婚子とのそれはある程度高まることが予

表22 既婚子との同居経験率

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	55歳以上
N	0.0 0.0 4.0	2.2	3.4 9.7 0.0	13.5	8.8 10.3 9.5	12.5	8.2 9.9 4.4
C	0.0 0.0 14.3	4.2	7.9 14.8 11.1	19.5	15.6 11.1 35.0	25.0	16.3 13.4 23.7
C—N	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
M—N	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

上: 総数, 中: 創設世帯, 下: 相続世帯。

表23 親との同居経験率と既婚子との同居経験率

	45 ~ 54	55 ~ 64	65 ~ 74	55歳以上
N	34.7→0.0 96.0→4.0	54.3→9.7 100.0→0.0	30.0→10.3 81.0→9.5	47.0→9.9 91.3→4.4
C	41.2→0.0 100.0→14.3	36.1→14.8 94.4→11.1	25.0→11.1 80.0→35.0	32.0→13.4 86.8→23.7
C—N	—	26.8→100.0 94.4→100.0	37.5→100.0 95.8→100.0	33.0→100.0 95.5→100.0
M—N	—	34.0→100.0 94.4→100.0	36.4→100.0 90.9→100.0	35.3→100.0 91.8→100.0

上: 創設世帯, 下: 相続世帯。

想されよう。それにしても後者は2割からせいぜい3割どまりであろうから、1世代の間に大きく落ち込んだことは否定できない。とくに相続世帯における落差が大きいのである。

それでは、CとNにおいて、親とも既婚子とも同居したことの無い世帯、つまり核家族形態で一貫してきた世帯はどのくらいあるだろうか。この点を直接に明らかにする資料はないが、両種の同居経験率の和を手がかりとして、創設世帯では4割ないし5割、相続世帯では1割以下と推算される。両者の差は、専ら親との同居経験率に大差があることから生じたものである。

C—NとM—Nにおける両種の同居経験率の関係は、いうまでもなく世代的上昇の一語に尽きる。(この上昇の状況は表21と22を組合せた表23を見よ)。ここでも世帯の沿革によって大差がある。すなわち、相続世帯では9割をこえるレベルから10割となり、創設世帯は3割内外のレベルから10割となっていて、とくに創設世帯に世代差が大きいことは、C、Nの場合と対照的である。

では、C—N、M—Nについて核家族世帯を経験することなく、親との同居につづいて、あるいはそれと部分的に重なりながら、既婚子と同居することによって、直系家族形態を一貫してとりつづけた世帯はどのくらいあるだろうか。表24核家族世帯の経験率はその点をいわばネガティブに掲出したものである。これによれば、直系家族形態を結婚以来とりつづけたのは、C、Nでは皆無なのが当然として、C—Nで1割強、M—Nで2割にすぎないのである。残りの8割から9割は、現在、あるいは現在ならびに過去において直系家族形態をとったにもかかわらず、核家族世帯であった経験を有する。再び世帯の沿革によって分ければ、創設世帯では直系家族形態を一貫したものは数%しかなく、相続世帯ではそれが3～4割がたある。この差は親との同居経験率の差に由

ることはいうまでもない。

要するに、創設世帯では、一貫して核家族形態をとったC、Nは4割から5割、一貫して直系家族形態をとったC—N、M—Nは僅か数%どまりであって、大部分は両形態の間を転換した経歴を有する。また相続世帯では、一貫して核家族形態をとったC、Nは1割以下、一貫して直系家族形態をとったC—N、M—Nは3～4割にとどまり、創設世帯の場合とは異なった偏りを見せているものの、広汎な形態転換を示していることは、共通している。このように見るとき、N→C—N→M—N、そしておそらくこれがNに回帰するという移行パターンは、唯一のものではないにせよ、主パターンとして確認してよいと考えることができるのである。それと共に、家族の考察、それも現状よりも過去の経歴を考察するために、創設・相続という類別⁵⁾がきわめて有用であることが判明したといえよう。

3. 子どもとの同居希望

既婚子と同居していないCとNについて、老後における子どもとの同居希望を検討すると、表25に掲げたとおり、同居子のないCでは、過半数が、同居子のあるNでは圧倒的多数がそれを希望している。相続世帯の方が高率だが、創設世帯との差は大きくない。質問では「子ども」となっているが、文脈から既婚子と考えてよい。

CよりNの方が高率であることも、創設世帯より相続世帯の方が高率であることも、われわれの予想を裏切らない。ただ、年齢階層が高いほど高率となるという予想は、Cについては当たらない。これは、子のない夫婦がCに比較的多いことや、かつての同居が煩わしいものであったことなどに、由るようである。しかしながら、65歳以上のCについて確めて括弧内に内数で掲げた希望実現の見通し(同居できる、多分同居できる)に注目すると、約4割が可能とみている。したがって、逸脱形態とみた

表24 核家族世帯の経験率

	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	55歳以上
N	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
C	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
C—N	—	—	94.1 100.0 66.7	88.1	84.5 96.4 72.9	87.0	87.1 97.9 71.2
M—N	—	—	100.0 94.0 66.7	80.0	76.6 92.4 58.2	77.2	80.5 93.1 60.3

上: 総数, 中: 創設世帯, 下: 相続世帯。

表25 子どもとの同居希望率

	45～54	55～64	65～74
N	76.0 92.0	84.7 87.5	—
C	35.3 85.7	57.4 66.7	52.8(39.5) 65.0(38.9)

上: 創設世帯, 下: 相続世帯。

45～54, 55～64歳層は老後の同居希望, 65歳以上は現在の同居希望, () 内は同居可能と思う率を内数で示す。

- 5) 創設世帯とは、対象者が結婚により新しく創設した世帯、相続世帯とは対象者が親などからひきついだ世帯、をいう。創設・相続どちらでもないという世帯はきわめて稀で、この調査では0.4%にすぎなかった。

Cも、その1/3でいどのものは、再びC-NやM-Nに転換していくことが予想されるのである。65歳以上のNについては確めることを逸したが、同居子の結婚あるいは既婚別居子の合流によって、同居希望のいく分かは、その希望を実現していくものと考えられる。

C-NやM-Nの将来については、Nに転ずる可能性のほかに、対象者の死亡年齢と孫の結婚年齢によってはNになることなく推移する可能性、Nに転じてから再び直系家族に復帰する可能性と復帰しない可能性など、さまざまな場合が考えられるが、ここではそれに立ち入るための資料を持ちあわせない。

全体として、形態転換の事実とその可能性とが立証されたわけであるが、転換をくり返しつつ核家族形態が多くなるかどうかは、子どもの数や同居・別居に関する規範、就業機会の地方的偏在状況などによって左右されるのであろう。

むすびにかえて——Cの問題性

以上考察したところは、Cは逸脱形態か副パターンかということであった。しかし逸脱形態とは、わが国の直系家族制を前提とするときいえることであるにすぎない。掛川での対象世帯はそのような把握に適合的であったわけである。もし今日の家族変動を直系家族制から夫婦家族制への変化と捉えるなら、N→Cという形態転換は逸脱といった取扱いがふさわしいものではなくなる。直系家族制のN→C-Nという転換と並ぶ副パターンと、とりおささなければならぬだろう。

65歳以上の、家族周期からいって退隠期に入ったCの生活が安定するには、経済・健康・情緒の諸側面で一定の条件が整わなければならない。この点は別に分析する必要があるが、ここでは家族形態との関連で、別居子の居住地の視角から考察しておきたい。

この調査では家族形態としてC, N, C-N, M-Nをとりあげたが、これらは同居家族の構成形態であって、同居せずとも親・子・きょうだいといった近親が家族的連関のなかに含まれている場合、こうした家族的関係者は同居家族のみの観察では考慮の外に弾き出される。しかし、親子2世代を含まないCについて、とくに65歳以上の、逸脱形態ともいわれたCについて、家族的関係者を考慮することは、その生活の安定度を検するためにも、重要な意味をもっている。高年齢のCが少なくとも副パターンとして安定するためには、家族的関係者という支え棒を必要とすることが多いのである。

家族的関係者は、とくに身体的介護と情緒的安定のた

めに重要であることが多い。そういう家族的関係者は比較的近くに住んでいることが多く、比較的近くに住む近親は家族的関係者といってよいことが多い。そこで、われわれの対象者について、旧掛川町域に子が住んでいるかどうかを検し、不十分ながら家族的関係者の存否をまさぐってみたいと思う。

表26はこの点を一覧にしたものである。まず55歳以上を一括して観察すると、C20%, N, C-N13%, M-N14%と、Cの方がいく分高率になっている。それにC以外では、年齢階層が高まるにつれて必ずしも率が高まるとはいえないなかで、Cのみ順調に高まっているのは、同居子のいないCの生活の必要に照応するものといえる。しかし、70歳層ですら29%で、10人のうち3人しか近住子がいないことは、看過できないように思われる。旧掛川町域に子が居住していないからとて、直ちに家族的関係者がいないと速断してはならないだろうが、Cの、とくに高年齢のCの生活安定には問題のあることが窺われるのである。

では、老後子どもに頼るつもりかどうか、また、老後子どもに身のまわりの世話をしてもらいたいかどうか。表27によれば、子どもに頼るつもりなのがN47%, C29%で、CはNよりはるかに低率である。現に子と同居しているNよりも、同居子のないCの方が子どもに経済的に依存するつもりでいる者が少ないわけである。また、老後の身のまわりの世話を子どもに期待するのが、N84%, C62%と、ここでもCの方が少ない。そして、CもNもこの比率は老後における同居希望の比率とほぼ対応しているのである。したがって、もし希望するだけの対象者が老後に子と同居できれば、身の介護も、またその半数ほどの比率の経済的扶養期待も実現されようが、先きにふれたように、今日の65歳以上層における

表26 地区内(旧掛川町域)居住の子がいる率

	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	55歳以上
N	0.0	2.2	1.7	24.3	17.6	18.8	13.0
C	0.0	8.3	10.5	22.0	21.9	29.2	20.0
C-N	—	—	11.8	14.3	5.2	21.7	12.9
M-N	—	—	20.8	4.4	21.3	12.3	14.2

表27 老後子どもに期待する率

	45~49	50~54	55~59	60~64	総数
経済的存	N 40.0	51.1	44.1	56.8	46.9
	C 17.6	25.0	28.9	36.6	29.2
身介護	N 85.5	80.0	83.1	89.2	84.2
	C 41.2	54.2	57.9	78.0	61.7

同居可能の見通しは4割ていどにすぎない。

CのうちやがてC-Nに転じうるものは、その基本的な生活欲求を満たす有力な条件をえたことになる。しかしCにとどまる6割くらいのものはどうか。2割から3割ていどの対象者には近住子がいるとしても、それにもあふれるものが4割くらいいることだろう。それが自力で生活を安定させられる階層とは限らない。こうして、Cに比較的多くの、同居子はもちろん近住子もなく、また自活する力もない世帯が集まることになるのではないだろうか。もしそうなら、Cは安定した型態とはなりにくい。副パターンであるよりは逸脱形態となり、Cを正式の形に含む夫婦家族制は、容易には定着しないことであろう。この点は、現今の家族形態の変動における、最も動的なポイントを代表するものなのである。

本稿は世帯概況と銘うっているが、紙幅と時間の制約と、こなれ切っていない資料の豊富さとから、家族形態の周期的移行という一点にしばって、これをいわば窓としてその限りでの世帯概況を述べるにとどめた。また、43年調査および45年調査との接合はまだ潜在しており、かつ過去経歴の分析も不十分であるが、漸く資料の精度も高まり、再集計の手順に入ったので、その結果を俟って掘り下げと補正を試みたいと念じている。

付 記

1. この研究は、昭和48年度の厚生科学研究費をはじめ、三菱財団社会福祉助成金、保険学研究調査費助成、健康保険組合連合会研究費などの補助を受けて、中鉢正美氏（慶応義塾大学）を主任研究者として行われたものである。

2. 今回の概況報告は、Ⅰ世帯概況、Ⅱ家計、Ⅲ栄養、Ⅳ健康の4部とする予定である。本号には先ずそのⅠを掲載しており、残りの分は引続いて順に掲げることとしている。

3. この研究のための実態調査（静岡県掛川市における中高年者生活総合調査）の参加者は、下記のとおりである。

磯部しづ子	（中京女子大学）
磯村 浩子	（お茶の水女子大学）
伊藤 秋子	（お茶の水女子大学）
井出 達子	（お茶の水女子大学）
岩井 礼子	（お茶の水女子大学）
上玉 啓子	（お茶の水女子大学）
臼井 和恵	（お茶の水女子大学）
宇野 正道	（慶応義塾大学）
大本 圭野	（社会保障研究所）
岸 功	（慶応義塾大学）
小沼 正	（社会保障研究所）
杉原 由機	（山脇学園短期大学）
曾原 利満	（社会保障研究所）
相馬多希子	（お茶の水女子大学）
高木みち子	（お茶の水女子大学）
高橋 博子	（東京教育大学）
田口 楓子	（国際基督教大学）
中鉢 正美	（慶応義塾大学）
長嶺 晋吉	（国立栄養研究所）
馬場 紀子	（お茶の水女子大学）
前田 正久	（厚生省統計情報部）
森岡 清美	（東京教育大学）
山川喜久江	（国立栄養研究所）
山村マサエ	（東京教育大学）
湯本 和子	（学習院女子短期大学）
横田 京	（お茶の水女子大学）

4. 今回調査の実施に当たっても掛川市当局の絶大な協力を仰いだ。また、掛川市婦人会の方々、お茶の水女子大学、慶応義塾大学、東京教育大学の院生・学生諸君には、各種調査の調査員あるいは集計員として、それぞれ活躍をいただいた。なお電算機集計にあたってはTMC（社長 佐伯行宣氏）の方々の熱心な協力をいただいた。調査対象世帯をはじめ上記の方々に深謝の意を表する次第である。

「物価上昇下の分配等の歪み是正策」について

(中間報告)

昭和49年11月27日

国民生活審議会
総 合 部 会

(本中間報告の性格と限界)

物価の高騰は、国民生活の各面にわたって種々の歪みをもたらしている。この歪みをなくするためには、基本的に物価の高騰の抑制に最大の政策努力が傾けられなければならないことはいうまでもないが、本部会はそれと同時に歪みそのものの是正策についても検討することが必要であるとの認識に立って「物価上昇下の分配等の歪み是正策」について専門委員会を設置し、専門委員会での検討を通じ審議を進めてきた。

現在のところ審議は中間段階にあり最終的な見解をとりまとめるには至っていないが、問題の緊急性に鑑み、特に物価上昇の下でその影響を最も強く受け生活の不安定化が著しいいわゆる弱者層に対する当面の歪み是正策を中心として、これまでの審議における論点及び当部会の見解をとりまとめ中間的な報告を行うこととした。

第1 物価高騰の国民生活に及ぼす歪みとその是正についての基本的考え方

- (1) 最近の物価情勢はいわゆる狂乱的状况からは脱しつつあるともみられるが、現在なおその上昇率はかなり大幅で、この20数年来わが国ではみられなかった騰勢が続いている。こうした中で経済及び国民生活の各面において大幅な物価上昇による歪みが生じてきているが、今後も物価の騰勢が続いていくものとすれば、この歪みは一層深刻なものとなっていくものといわなければならない。
- (2) いうまでもなく大幅な物価上昇は経済全体として第1に市場経済の基本となる価格体系を攪乱し、不確実性を増すことにより経済活動を不安定化し、適正な資源配分を歪めること、第2に金利水準を上回る物価上昇は金融資産について債権者である個人部門から債務者である企業部門・政府部門へ実質的な資産の移転をもたらす等の歪みをもたらすことになる。
- (3) このような影響を国民生活の面からみると第1

に著しい物価上昇の下では先行きの所得、資産価値について安定した見通しをもつことができなくなり、特に老後の備え、住宅形成等における生活設計が困難となり将来の生活への不安が高まること、第2に経済活動の中における各個人の所得稼得能力の差から階層によって所得の分配が不公平化し、特に所得稼得能力の弱い層での生活の維持が困難となること、第3に実物資産で資産を持つ場合には、資産の実質価値を維持することは可能であっても、金利水準を上回る物価上昇の下では金融資産の実質価値が低下するになり、資産の保有形態により不公平が生ずること等の歪みがあらわれてくることになる。

- (4) 物価の騰勢が続くことによって生ずるこれらの歪みは経済全体の運営上からいっても望ましくないとともに、特に、国民生活の安定、社会的公正の確保の見地からみて放置しえない重要な問題であり、その是正策を検討することは現在の緊急な政策課題の一つである。

しかしこうした物価上昇の歪み是正策を検討するに当たって、まず初めに指摘しておかなければならないことは、歪み是正策の検討はインフレーションの進行を前提とし、これを容認するものではないことである。物価上昇による歪み是正策の根本的対策はいうまでもなく、物価上昇の抑制そのものが基本であり、総需要抑制基調の堅持を初めとする総合的物価抑制策を強力に進めることが是正策の当然の前提である。したがって有効適切な物価抑制への政策的努力によって現在の物価の騰勢を今後鎮静化させていくことが最も重要なことである。しかしながら、現在の物価騰勢が海外におけるインフレーションの進行の影響を大きく受け、需要面、コスト面の物価上昇要因が複雑に絡み合っていることを考慮すると、最大限の政策努力により現在の物価の騰勢が鎮静化

の方向に向うとしても、今後やや長期にわたってある程度の物価の上昇は避けられない恐れが強いものと懸念される。このような現状から判断すると物価上昇抑制に最大限の努力を傾けるとともに物価抑制等との関連を慎重に配慮しつつ、一面において物価上昇による歪み是正策を同時に講じていくことが必要であると考えられる。

- (5) 物価上昇の所得、資産の分配に与える歪みについての全面的是正策として賃金、金利、年金、租税、地代等の広範囲にわたる貨幣的支払いについてその実質価値を維持するために、何らかの物価指数に貨幣的支払いをリンクして調整するという、いわゆるインデクセーション制度、あるいは価値修正制度の提案がある。このような全面的インデクセーションの導入はこれまでフィンランド、ブラジル等において試みられたが、フィンランドやブラジルの例においては、こうした全面的インデクセーションの導入の際には、強力な賃金、物価の規制、財政金融による需要の抑制等の物価抑制策が同時に実施されていることに注意する必要がある。また全面的インデクセーションの導入は所得、資産の分配に与える物価上昇の影響を中立化する効果をもつ点で評価されるものの、他方、インデクセーションの全面的導入は、激しい物価上昇が長期にわたって不可避的な場合にとられる非常手段であるとの見方もあり、インデクセーション制度の全面的導入が物価に対し、抑制的效果をもつか刺激的効果をもつか、また経済全体の安定性にどのような影響を及ぼすかについては種々の論議のあるところであり、理論的にも実証的にも一致した評価の得られていないのが現状である。
- (6) こうしたインデクセーション制度への評価及びわが国の物価上昇の現状から判断すると、物価上昇による歪み是正策として全面的インデクセーション制度の導入にはまだ検討すべき点が多く残されており、現段階において、わが国に全面的な導入を図ることは適当ではないと思われる。したがって現在のわが国における物価上昇の歪み是正策として物価スライド制の導入を考慮するにしても、それが物価上昇自体を刺激することを最小限に止めるようその導入範囲については慎重な限定を加えることが必要であろう。
- (7) そこで物価上昇による歪み是正策のうち当面最も重点がおかれるべきは、物価騰勢の下で、所得・

資産の面において不利な影響を大きく受け、生活が著しく不安定化する層に対して、その生活の安定化を図ることである。

したがって当面検討すべき対策としては、第1に所得の面では低所得者層、特に老令・疾病等の理由から所得稼得能力の弱い層に対する問題である。また第2に金融資産の面では他に有利な資産運用の手段をもちえず、実質的資産価値の低下が大幅となる零細貯蓄者及び過去の貯蓄を老後に備えて金融資産として保有する中高令者層に対する問題であると考えられる。

- (8) なお、この歪み是正策の検討に当たって、当面の対策が、長期的な福祉の向上、社会的公正確保の方向に沿ったものでなければならないという点にも十分な配慮が加えられることが重要である。
- (9) 以上のような歪みに対する認識と基本的な考え方の下に以下、① 社会保障制度の充実強化、② 必需物資等への補助制度、③ 物価調整減税、④ 逆所得税制度、⑤ 金融資産における歪み是正策について、その有効性、問題点、前提条件等について論点を整理した。

第2 物価上昇下の歪み是正策と問題点

1. 社会保障制度の物価上昇への機動的対応

わが国の社会保障制度は48年度の年金制度の改革による「5万円年金」の発足、物価スライド制の導入等により大幅な改善が図られてきたが、最近の物価の騰勢は社会保障制度の存立基盤を危うくしている。社会保障制度は、社会的連帯の下に所得稼得能力が弱く自らの力で生活の維持が困難な層に対しその生活を保障していくことをその主要な目標としている。したがって物価上昇の影響を大きく受け、生活が著しく困難となる層に対する歪み是正策としては、社会保障制度自体を物価上昇に機動的に対応できるものに充実強化することが必要である。

このため、当面とるべき方策の第1は拠出制年金における物価スライド制を物価上昇に対し機動的に対応させることである。特に物価の騰勢が著しいときは、スライド措置がとられるまでの間の時間的なずれによる給付額の実質価値の低下が大きな問題となるので、臨時的にスライド措置の基準となる指標に一部予測的要素を取り入れる等の工夫をすることも含め、スライド実施時期を極力繰り上げる方策を検討する必要がある。

第2は、無拠出制の福祉年金等への物価スライドの導入である。無拠出制の福祉年金等については、老令福祉

年金を50年度には現在の月額7,500円から10,000円に引き上げる等の改定措置が検討されているが、各種給付の性格に応じた給付の基本水準の改定措置と関連して、物価スライドの制度的導入を図ることも考慮すべきである。

第3は、生活扶助基準及び社会福祉施設の措置費の物価上昇に対応する機動的な引上げ補正措置の実施である。これにより、被保護世帯及び福祉施設利用者と一般国民の生活水準の格差が拡大しないよう十分配慮されなければならない。

第4は、社会保障給付の一律的措置に加え、物価上昇下での世帯、施設の実態に即した社会保障制度のきめ細かい運用強化を図ることである。例えば、被保護世帯については、収入認定等に際し、所得稼得能力の弱い老令世帯の資産保有に特別の配慮を払うことや、将来自立の期待できる母子世帯等の勤労控除を引き上げること等、社会福祉施設については、要員確保のための特設の配慮を加えること等が必要である。また、生活保護を受けるに至っていない不安定就労層等の低所得層については、生活の自立化を促進するため、世帯更生資金等資金貸付制度を活用することや各種福祉サービスの利用についての相談活動を強化すること等も重要である。

第5は、社会保障の拠出面における歪み是正策を講ずることである。社会保険において、保険料拠出の基礎となる標準報酬の上限が固定されたままであれば、所得再分配上逆進的效果をもつこととなるので、賃金の水準の上昇に対応して機動的に標準報酬の上限を引き上げることが必要である。

2. 必需物資への補助制度の検討

物価高騰の下で、国民生活の基礎的水準を維持するために、低所得者に対し、政府が補助金等を通じて、低廉な価格による生活必需品の供給を保證することも、検討されるべき方策の一つであろう。

こうした制度の実例として米国の食料スタンプ制度がある。

こうした制度は、第1に、真に救済を必要としている層に対象を限定し、その生活の安定にとって不可欠な物資の消費に対して、重点的、集中的な援助を与えること、第2に、貧困者の栄養水準と健康を高めるというように、低所得者の生活条件のうち、社会的観点からみて特に改善を必要とする部分に対する援助策として効果的であること等の考え方に基いている。

しかし、この制度には以下の問題点のあることも指摘される。その第1は、この特典の利用者は、自らが社会

的弱者であることを衆目にさらすこととなり、この制度が貧困者を必要以上にきわ立たせる社会的差別的措置となりがちなことである。米国の食料スタンプ制の場合においても、制度の対象者のうち、かなりの割合が、社会的に蔑視されることを嫌って、この制度の利用を忌避しているといわれている。

第2に、現実的には対象者や対象物資の合理的な限定が極めて困難なことである。したがってこうした制度が導入されると、社会的差別性を薄めるという意味から対象範囲がともすれば拡大しがちであり、その際には、財政負担が膨大なものとならざるを得ないばかりか、通常の市場における価格形成にも混乱を招くこととなる。

更に第3に、こうした特定物資への補助は、現金給付を軸としているわが国の現行社会保障制度と重複するものとなり、両者の調整が技術的に困難な問題となる。

以上の点から考えると、この制度は長期的視点からの検討が続けられることが必要ではあるが、当面の歪み是正策としては、社会保障制度等の充実による現金給付の引上げがむしろ優先されるべきものと考えられる。

3. 物価調整減税の必要

物価上昇下における名目所得の大幅な上昇により、所得税、住民税において現行の税制がそのまま維持されれば、実質的な税負担の増加が予想されるので、物価上昇に対応した減税措置を機動的に行うことが必要である。所得税、住民税負担に対する物価上昇の影響を完全に中立化するためには、課税最低限と税率適用区分を物価上昇率にスライドして引き上げ、あるいは拡大することが必要である。しかしながら、当面物価調整減税としてとるべき方策としては、低所得層における税負担の軽減を重点とする税制改正が優先されるべきである。このため、

第1に、所得税における諸控除、特に基礎控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、老年者控除の物価上昇に應ずる引上げにより、課税最低限を引き上げるとともに、住民税においても同様の措置をとることが必要である。

第2に、こうした諸控除の引上げとともに、基礎的生計費に係る性格の強い扶養控除、物価上昇の下で生活が不安定化する恐れの特に大きい高齢者、障害者に対する控除等については、現行の所得控除方式を改め、低所得層に対してより優遇的な性格をもつ税額控除方式に切り替えることも検討すべきである。

なお第3に、これら所得税・住民税における減税措置とともに、原油輸入関税、電気・ガス税、砂糖消費税等、生活必需的な性格の強い財に関する関税・間接税の軽減を

図るべきである。

一方、物価上昇による低所得層における税負担の増加を軽減するため、上記のような減税措置をとるとともに、物価の騰勢が接続する中では、税の自然増収を通じて民間需要の増大を抑制し、経済全体に物価抑制的効果をもたらすという税制のもつ自動安定機能を損なうことのないよう配慮することも重要である。現在の物価上昇そのものを抑えるために、総需要抑制策の堅持が必要なことは言うまでもなく、その一環として、税全体としては、むしろ増税が必要とされることが考えられる。このため物価上昇の中では、高所得層における税負担は当面むしろ高められることが必要である。

こうした観点から、第1に、課税最低限の引上げによる所得税減税を行うとしても、超過累進税率表の全面的調整は当面見送ることとし、これによって、高所得層の税負担を実質的に高めるべきである。第2に、先に述べた生活必需品に係る関税・間接税の引下げの一方で、貴金属等高級装飾品、乗用車、高級レジャー用品等、奢侈的性格の強い消費財に対する課税（物品税、自動車関係諸税）を強化することも必要であろう。第3に、より一般的な所得、資産の分配の不公平是正策とも関連する問題であるが、長期譲渡所得の分離課税制度等、税負担において、結果的には逆進的效果をもたらしていると思われる資産所得優遇措置について、これを抜本的に是正することが必要である。また、物価上昇の中で、一部の層において著しい利得が結果的に累積されているのであれば、所得税制との関連を考慮しつつ、富裕税の創設を検討する必要も生じてくるものと思われる。

4. 逆所得税制度の検討

これまでに述べた社会保障の改善や、物価調整減税の恩恵を受け得ないいわゆる谷間の層（具体的には生活保護水準と、課税最低限の間の所得層）に対する直接的歪み是正策は現在のところほとんど無いと言ってよい。

現在、幾つかの国々で検討が進められている逆所得税（Negative Income Tax）制度は、他の幾つかの利点とならんで、こうした谷間の層に救済の手を差し伸べる上で、大きな効果をもつものと考えられる。

この逆所得税制度とは、社会的に望ましい一定の所得水準を想定し、政府がこれに満たない低所得者の全員に、失業、傷病といった個別事情の有無にかかわらず、稼得所得との差額の一部もしくは全部を給付し、しかもその財源を社会保険料ではなく、税金（主として所得税）でまかなおうとするものであり、いわば現在の所得税制度と、社会保障制度の相当部分を単一の制度に一本化しよ

うとする試みである。

その利点としては、

第1に、上述の如く、谷間の低所得層に対する所得保障手段となること、

第2に、現行の社会保障制度における生活状況のチェックを不要化するとともに、受給希望者が自ら申請するのでなく、自動的に権利として与えられる給付となることを通じ、貧困者に対する社会的差別性が弱められること、

第3に、現行の累進所得税制と、社会保障制度（社会保険料拠出と社会保障受給）の二本立による所得再分配を、両者の統一によってより明解かつ効果的に行うことが可能となること、

第4に、所得と家族規模のみを基準とする現金給付に一本化することによって現行社会保障制度下の多種多様な給付の給付要件（失業、傷病、廃疾等）を把握する必要がなくなり、制度改革の過渡期はともかく、長期的には、社会保障関係行政事務を簡素化する可能性が大きいこと、等が挙げられよう。

しかし、この制度は反面で未解決の問題点を幾つかもっている。それは第1に、財政負担の膨大な増加を招く恐れがあることである。したがってもし、これを累進性の強化による中高所得層からの税收で賄おうとすれば、これらの階層の労働意欲をそぐことになるかも知れない。

第2に、逆所得税制は、低所得者が働いて所得を増やせば、これに応じて可処分所得も増えることを通じて、現行の社会保障制度下におけるより貧困者の労働意欲を高め得るという考え方もあるが、逆所得税率や最低所得保障水準の決め方次第では、この意図に反し、この受給者の側においても労働意欲を低下させる可能性がある。

第3に、逆所得税制の実施に当たっては、国民全般に及ぶ所得把握が決定的に重要となると考えられるが、そのための行政事務が膨大なものになるか、あるいは正確な把握が出来ずに現在もかなり大きいと言われる税の捕捉率格差が増幅された形で現れる恐れがある。

第4に、賃金の最低限が有効に保障されていない場合には、逆所得税は、低賃金への賃金補償として、企業を利することになる恐れがある。

以上のように、この制度はいくつかの大きな利点をもつにもかかわらず、重要な問題点のあることを無視することができないため、先進諸国においても未だこの制度を現実に導入するまでには至っていない。こうした現状の下では、わが国においてもこの制度を早急に制度化することにはなお検討すべき余地が多く、今ただちに、こ

れを導入することは時機尚早であるといわざるを得ない。むしろ将来において、現行社会保障制度を全面的に再編成するというような必要が生じた際において、十分検討すべき問題があると言えよう。もちろん、そうした時に備え、現在指摘されているような逆所得税制度の問題点を可能な限り克服し、わが国の国情に則したこの制度のあり方を創出するための検討が、政府部内を含めた広い範囲にわたって、すみやかに開始されるべきことはいうまでない。

5. 金融資産における歪み是正策

金利水準を上回る物価の上昇下で、預貯金等確定利付金融資産の実質価値の低下が生じていることは、他に資産の有利な運用手段を持たず、その大部分を預貯金の形で保有している零細貯蓄者及び過去の蓄積によって金融資産を老後の備えとして保有する退職後の高齢者等にとっては深刻な問題であるといわなければならない。

これら零細貯蓄及び老後貯蓄に対し、物価上昇の中でも資産の実質価値の維持を可能とする方策として、本年8月英国大蔵省が、来年より実施すると発表した制度は十分検討に値するものといえる。その概要は、第1は高齢年金受給適齢者（男65歳以上、女60歳以上）に対し、1人当たり500ポンドの限度を設け5年満期の国民貯蓄国債を発行し、5年後の満期時には額面を小売物価指数の上昇率にリンクし調整した上で償還するというものであり、第2は小口預金者に対し契約貯蓄（給料から定額天引5年継続積立預金）において、1人当たり1月最高20ポンドを限度として積立てた預金額について、満期時に小売物価指数の上昇率で元本額を調整して払い戻すというものである。

この英国での制度は物価上昇の下で小口預金及び高齢者預金の実質価値の維持を図るとともに、金融資産についての物価スライド制を一部に限定することによって、金融資産全般にわたるインデクセーション制度の導入が物価上昇を更に刺激する弊害があるとの懸念を最少限にとどめようとする方策として評価しうるものであろう。わが国と英国とは国債制度等において実情が異なるものの、わが国においても類似の制度の導入を図ることは検討に値するものといえよう。すなわち検討すべき方策としては、第1に、高齢者預金の実質価値維持を目的として、高齢者に対象範囲を限定するとともに、一定の購入限度額を設けて、額面を物価上昇率に応じて調整して償還する5～10年の「特別貯蓄国債」の発行、第2には、零細預金者の預金が、大口貯蓄に対して、利回り率が相対的に小さく、インフレヘッジ効果の面で格差を生じが

ちであることから、個人小口預貯金について、一定の限度額をもうけ、これに対しては、一般利子率を上回る特別利子を上積みする「特別利子制度」の導入が考えられる。

これら二つの措置のうち、特別貯蓄国債の発行は、高齢者貯蓄の実質価値の維持を可能とすること及び償還期間を長期とすることにより直ちに大幅な財政支出が生ずることはなく、当面の物価上昇抑制を妨げないという利点をもつ措置であり、一方特別利子制度は零細貯蓄の保護を目的とするものである。これら二つの制度において貯蓄手段としての条件に大きい差異があれば大幅な預金シフトが生じ金融市場に混乱をきたす恐れがあるので、両制度の具体的実施条件については十分な検討が必要となろう。

もとよりこれらの措置の導入については解決されるべき困難な問題のあることは事実である。その第1は特別貯蓄国債の発行については、物価の騰勢が急速に収まらない限りかなり財政負担が生ずることになる点であるが、一方において財政負担の増加を避けるためにも物価上昇抑制に、より努力が傾けられることとなろう。

第2に、個人小口預貯金に対する特別利子制度の場合には、郵便貯金及び個人小口預金の多い中小金融機関における資金コストがより高まる点が大きな問題となる。これについては、郵便貯金の資金運用先である財政投融资について、政策的低利融資の必要な範囲を再検討すること、中小金融機関についてはその経営の合理化を進めること等が重要であるが、同時にある程度の貸出金利の引上げを考慮するとともに制度金融の充実が必要となろう。

第3は、これらの措置の導入を契機として一般の金利水準が高まるとすれば、貸出し金利の上昇を通じてコスト面から物価上昇要因となる懸念があるが一方において貸出し金利の上昇は設備投資等への抑制効果をもち、需要面から物価抑制効果をもつ面のあることも指摘される。また今後金利水準がどのように推移するかにもかかわるが、少なくとも現状では金利水準の一般的上昇は金融市場での均衡利子率への接近を意味し、金利の弾力化、自由化促進への一つの契機となることも考えられ、この面から金融資産全体について物価上昇による歪みを是正する効果をもつことも評価される。

第4は、特別貯蓄国債、特別利子制度のいずれの場合にも対象資格者、限度額のチェックが困難であり実施のためには多くの費用を要すると考えられ、住民登録制度、税務・郵政等の行政組織を活用し可能な限り合理的方法

を工夫することが必要となろう。

なお特別貯蓄国債及び特別利子制度のほか、既存の制度の活用による個人貯蓄優遇策としては、勤労者財産形成促進制度の拡充強化により、特に土地、住宅を保有していない勤労者に限って財政上の貯蓄優遇措置を講ずる方法も、金融資産における歪み是正策の一つとして検討に値しよう。

ここに提案した諸制度の実施にあたっては、上に指摘した困難な問題の解決を図っていくことが必要であるが、これらの方策は直接的には零細貯蓄及び老後貯蓄の保護となる効果をもつほか、国民全体に対し物価上昇による将来への不安感及び不公平感を和らげること、個人貯蓄の実質価値保証は将来の生活に対する自助的努力を促進することにより社会保障への過重な負担を軽減すること、個人と企業・政府部門間における物価上昇下での債権者損失、債務者利得をある程度相殺する等の効果をもつことから、その導入についての検討の必要性は一層大きいものである。

(むすび)

「物価上昇下における分配等の歪み是正策」についての当部会におけるこれまでの審議の論点及び中間的見解

(参考資料)

海外における物価上昇下の分配等の歪み是正策について

1. 弱者救済策、個人貯蓄優遇策

海外におけるいわゆる弱者救済策及び個人貯蓄優遇策についてみると、個人の自助的性格の強いものから、政府の直接的救済政策的性格のものまで様々であるが、従来からの社会保障制度の拡充強化といった政策を別にすれば主要なものは、(1) 零細貯蓄について実質価値を保障する、(2) 個人貯蓄について財政資金から貯蓄割増金を支給する、(3) 低所得者に対して政府が生活必需物資を低廉な価格で供給する等の方策である。またこれとは別に積極的な所得保障政策として、逆所得税 (NIT, Negative Income Tax) の提案が米国及び英国で行われている。

(1) 零細貯蓄について実質価値保障

1973年6月、英国の国民貯蓄審議会(通称ページ委員会)は、インフレーションによる零細貯蓄の目減りを防ぎ、特に退職後の年金生活者を保護するためにインデックス条項付きの少額貯蓄債券の発行を勧告した。その概要は次のとおりである。

は以上に述べたところであり、これらについてその財源措置、優先度、相互補完性等を更に明らかにしていく必要があるが当部会としては現下の情勢に鑑みこれら諸方策のうち、第1に物価上昇の下で生活の不安定化の著しい層に重点をおいた社会保障の物価上昇に対応する充実に強化、第2に課税最低限の物価上昇に対応する引上げを中心とする中低所得層向け物価調整減税の実施、第3に零細貯蓄・老後貯蓄に重点をおいた貯蓄の実質価値の維持、の三点が当面の歪み是正策として、その早急な実施について、検討されるべき重要な課題であると考ええる。

もとより現在の物価騰勢を抑制していくためには、経済及び国民生活の各面にわたってこれまでのような生産の拡大や生活水準の向上を続けていくことが困難となることはいうまでもなく、経済全体の実質的拡大が停滞している現状ではすべての国民が従来と同じような生活向上を求めることはできないものといわざるをえない。

したがって、ここに指摘した方策を実施するためには十分な所得を得ることが可能な層にに対しては、より多くの負担を求めることとなるが、それは国民の間における社会的公正を確保していく面からいって基本的に重要であると考えられる。

(イ) 政府は5ポンド額面の小額貯蓄国債を発行する。

ただし、1人あたりの購入限度額は当面500ポンドとする(後に1,000ポンドまで引き上げる)。

(ロ) 償還期限は5年とする。

(ハ) 貨幣の購買力を示すものとして一般的に認められるような物価指数を使い、債券の元本価値をこれにスライドさせる。物価指数としては、消費者物価指数、卸売物価指数等も考えられるが、特にGDPデフレーターが望ましい。

(ニ) 表面利子率は低利率とする(例えば、年2.5%)。

(ホ) 利子及びスライドによる元本増加分は非課税とする。

(ヘ) 5年後に、保有者は償還あるいは新債券への乗り換えができる。

以上のような勧告をもとに、1974年8月英国政府は、次のような案を発表した。これは従来から実施されている貯蓄国債及び契約貯蓄制度にインデックス条項を導入することにより、インフレーションに対する抵抗力をつ

けようというものである。

- (イ) 年金生活者(男65才、女60才以上)を対象に、1人あたり最低10ポンド、最高500ポンドまでの国民貯蓄債(償還期間5年)を発行する。この国債は配当はないかわりに、債券額面を毎年小売物価指数の上昇に合わせて調整する。また随時償還できるが、満期の際にはインフレ調整の他に特別配当(内容未定)が支給される。
- (ロ) 現行の契約貯蓄者全員を対象に、1人あたり月20ポンドを最高限度額として、小売物価指数にスライドする7年ものの債券を発行する。これは5年間経過後は物価調整した額面で償還でき、さらに2年間据え置くと、物価調整のほかに割増金(内容未定)がつく。

なお(イ)(ロ)の両債券とも所得税、資本利得税を免除される。

(2) 財政資金による貯蓄割増金の給付

西独、仏等では個人貯蓄者に財政資金による援助等を行うことにより有利な貯蓄手段を提供し、国民の財産形成を促進している。上記の英国での提案が債券額面の物価スライドに重点を置くのに対して、これは財政資金による割増金の給付に特色がある。西独では1952年の「住宅建設割増金法」、1959年の「貯蓄割増金法」、更に1960～70年にかけて制定された「勤労者財産形成法」を中心としていわゆる財産形成制度が大規模に行われている。

両割増金法による個人貯蓄の優遇策の骨子は、一定の条件を備えた貯蓄が一定期間据えおかれた場合、通常の預金金利のほかに、非課税の割増金が連邦政府又は地方政府によって支給されるというものである。この割増金の額は扶養家族数に応じて調整される(基本割増金)ほか、低所得者に対しては、更に追加的に割増金が支給される(付加割増金)仕組みになっている。通常、満期時に支給される基本割増金の額は住宅建設割増金で貯蓄額の25～35%(最高限度400マルク)、貯蓄割増金で20～30%(最高限度480マルク)である。

また「勤労者財産形成制度」は1961～70年の間に三次にわたる大幅改正を経て現在に至っているもので、現在西独の貯蓄優遇制度の支柱となっている。これは年収2万4千マルク(夫婦4万8千マルク)以下のすべての勤労者を対象とし、雇用主が勤労者に対し、賃金とは別に財産形成のための給付(年間最高624マルク)を行い、これが法に定められた貯蓄に振り向けられ、一定期間据え置かれた場合、この財産形成給付額の30～40%相当の付加金が財政資金から支給されるというものである。

また同時に並行して住宅建設割増金法や貯蓄割増金法の適用もうけることができる。なお、これらの割増金や付加金等は非課税であるほか、財産形成給付を行う中小企業者等に対しても税額控除措置がとられている。なお、これらの制度拡充整備に伴い、連邦政府及び地方政府の財政負担は1972年で60億マルクを超え、対GNP比で0.8%に高まった。

フランスでは西独の財産形成制度と類似の性格をもつ住宅預金制度が行われている。これは国民の持家促進を目的に創設されたもので、制度としては、普通住宅預金と住宅積立預金の二種類から成り立ち、創立以来、順調な発展をとげている。両者ともに預入金額の最高限度は6万フラン(夫婦12万フラン)と定められており、一定の積立期間(普通住宅預金は18ヶ月、住宅積立金は4ケ年)後、預金残高がある限度額に達すると、住宅購入資金の借り入れ資格が与えられ、借り入れ実行の際には(住宅積立金の場合には実行の有無にかかわらず)預金金利のほかに、同率の貯蓄割増金が財政負担によって支給されるというものである。なお、割増金と利子はともに非課税である。

(3) 低所得者層に対する生活必需物資補助制度

インフレーションによる実質所得の減少により、すでに限界的立場にいる低所得者は生活必需物資の購入さえも縮小せねばならないことになる。米国及び英国では直接的にこれら物資の購入を援助する政策をとっている。

米国においては1964年、食糧スタンプ計画に基き、食糧スタンプ制度が実施されている。これは、貧困世帯に対して、健康と栄養の水準を高め、あわせて所得保障をも兼ねるという社会保障制度の一環をなしている。この制度によれば、生活保護世帯等、一定の所得水準に達しない家計は額面より安い金額でスタンプを購入(無収入家計は無償支給)し、このスタンプをもって、指定された食料品店で普通の小売価格で食糧品を購入できる。食料品店は商業銀行でこれを現金又はクレジットに交換でき、最終的にはスタンプは連邦政府の基金によって支払われる。1974年7月現在実施地区は45州3,156地区に及び、対象人口は1,500万人(全人口の7%)、このための予算措置は39億5,000万ドルにのぼる。

(4) 逆所得税の提案

逆所得税(NIT, Negative Income Tax)は、政府が低所得者に対し、支給する移転的給付である。その額は、ある一定水準以下の低所得者について一定所得水準と低所得者の稼得所得の差額の一定割合に等しく定める。給付の財源は主として所得税によってまかなわれる。所得

税は政府が納税義務者から強制的に所得の一部を徴収するのに対して、この制度は逆に給付により低所得者の所得の不足を補うので逆所得税といわれる。逆所得税が近年英、米等で注目されるに至ったのは、従来の社会政策のコストが増大し、制度が複雑化したこと、及び政府支出の増大による担税層の拡大により、税制と社会保障制度の結合が強まり、両者の統合を含めた、一大改革案としての意味からである。

英国では1972年マクドナルド蔵相により税給付制度 (Tax Credit System) が提案され、現在検討中である。

米国では、M. フリードマンやJ. トービンが1960年代初から逆所得税の提案を行っているが、1969年にはニクソン前大統領により逆所得税制をその基礎において家族援助法案 (Family Assistance Plan) が議会に提出された。しかし、これは下院通過後、上院を通過することが出来ず、廃案になった。米国においては逆所得税は貧困者の自助努力促進策として考えられ、家族援助法案においても有業低所得者 (Working Poor) に手をさしのべることを目的としている。

(注) なお逆所得税制度の基本的メカニズムは以下のとおりである。

1. 逆所得税は政府が一定の所得者に対して、支給する移転的給付であり、これによって国民のすべての社会的な最低限の所得水準を保障しようとするものである。

その給付額 (T) は、所得がある一定の水準 (R) 以下の低所得者について、その一定水準 (R) と、その低所得者の稼得所得 (Y) の差額の一定割合 (tn) に等しく定められる。即ち、

$$T = tn(R - Y) \quad \text{ただし、} tn > 0, R > Y \quad (1)$$

ここで $Y = 0$ 時の給付額を T_m とすれば

$$T_m = tnR \quad (2)$$

となりこれは政府が保障する最低限の所得水準を示すことになる。

2. なお、通常の所得税体系は、税額を T' 、税率を tp 、課税最低限を R' とすれば、

$$T' = tp(Y - R') \quad (3)$$

ただし、 $tp > 0, Y > R'$ ③
と表わされるから、制度的に R を R' に等しく定めれば、通常の所得税と逆所得税は共に

$$T = t(Y - R) \quad \text{ただし、} t > 0 \quad (4)$$

という一つのシステムに包摂されることになる。
この場合、 T は

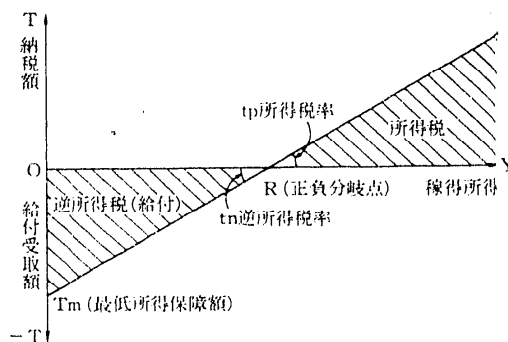
$Y > R$ なら、 $T > 0$ となり納税額を、

$Y < R$ なら、 $T < 0$ となり給付額を示し

$Y = R$ なら、 $T = 0$ となって課税も給付も行われないことになる。

この意味から、 R は所得税の正負分岐点と呼ばれる。なお、この正負分岐点の水準は、世帯規模 (家族数、構成) に応じて定められる。

以上を図示すれば下のようなになる。



3. 以上から明らかな通り、逆所得税制度を構成する基本的な政策変数は以下の三要素である。

tn : 逆所得税率

R : 正負分岐点

T_m : 最低所得保障額

ただし、②式が示すように、この三要素は、そのうちいずれか二つが決まれば他も自動的に決まるといえる関係にある。

なお、④式に示したような R (逆所得税の正負分岐点) $= R'$ (課税最低限) とする方式は M. フリードマンのとった考え方であるのに対し、J. トービンの提案では $R > R'$ となっているが、この両者の相違はここに述べたような三つの政策変数間のトレード・オフ関係の一例であろう。即ち、フリードマンの場合には、現行税制との連結上の利点を重視して R を先決し、その制約の下で、最低所得保障水準額 T_m と逆所得税率 tn を決めていることになり、この結果、逆所得税給付水準はやや圧縮されたものとなる。これに対し、トービンの方式では、 T_m と tn を望ましい水準に先決し、これから一義的に決定される R が結果的に R' を上回っていることになるが、この場合には現行税制との重複の問題、さらには財政負担の問題が生じざるを得ない。

4. 以上に述べたシステムは、米国においてニクソン前大統領が議会に提出した家族援助法案の基礎ともなっている考え方で、Poverty-Gap 方式とも呼ばれ

るものであるが、英国では、1940年代にリズ・ウィリアムズ女史が提唱した社会配当 (Social Dividend) 案の流れをくむ Tax-Credit 方式という形での提案が行われている。

これは、すべての稼得所得に対して通常の所得税を課税する一方で、国民すべてに対し、一律に一定の最低生活保障のための給付 (Tax Credit; 税給付とも呼ばれる) を与えるものである。

即ち、最終的な納税額または税給付受取額を T 、稼得所得を Y 、所得税率を tp 、一律に与えられる税給付額を C とすれば、

$$T = tpY - C \quad \text{ただし、} tp > 0 \quad (5)$$

と表わされ、 T は

$tpY > C$ なら、 $T > 0$ となり納税額を

$tpY < C$ なら、 $T < 0$ となり税給付受取額

を示すことになる。

また、 $Y = 0$ の時、 $T = -C$ となりこれは最低保障所得水準を、

$T = 0$ の時、 $Y = C/tp$ となりこれは正負分岐点をそれぞれ表わすことはいうまでもない。

5. ④式と⑤式を比べればわかるように、Poverty-Gap 方式がいわば所得控除方式であるに対し、この Credit 方式が税額控除方式であるということも出来る。

しかし、基本的メカニズムに関する限り、この方式は、結果的には全く同じものである。④式を変形すると

$T = tY - tR$ となり、 tR を C と書き換えれば⑤式と同一のものとなる。

両者の相違はむしろ貧困対策に関する基本的な発想の面にあり、Poverty-Gap 方式をとる米国では、個人の自助努力と自由な市場機構を重視し、個人の勤労意欲を確保しつつ、必要最小限の所得再分配を行なおうとしているのに対し、Tax-Credit 方式をとる英国では、すべての国民は国家から最低限の生活保障を受ける権利を持つという考え方に立って、より全般的な所得再分配を行おうとする姿勢が強い。

こうした差異は、より具体的な制度化とその運営の段階での相違として現れわているものと思われる。

2. インデクセーション制度

インフレーションによる所得、資産の分配等の歪みを是正する方策の一つとして、インデクセーション制度がある。

インデクセーションとは貨幣的支払い契約において、その実質価値が物価上昇の下で低下するのを防ぐため、名目価値を一般的な購買力を示す指数にリンクさせて修正するというものである。指数としては卸売物価指数、消費者物価指数等が使用される。

インデクセーションの構想は古くからあるが第二次大戦後の一般的物価上昇を背景にフランス、フィンランド、デンマーク、イスラエル、コロンビア、ブラジル等の諸国で実際に採用された。

このうちフィンランドは OECD 加盟国中唯一の広範な金融資産に対するインデクセーションを行った国であり、先進諸国に対して参考となる事例である。またブラジルは経済の全分野にわたって価値修正と呼ばれるインデクセーションを採用し同時に超インフレを抑制するのにかなりの成功を示した国として参考となる例である。

(1) フィンランドにおける経験

フィンランドにおいては、第二次大戦に伴うソ連への領土割譲に際し、引き揚げ者に対し、10年ものの戦時補償債を交付し、これについてインフレーションによる減価を防ぐために、卸売物価指数にリンクした元本償還を行った。この公債を契機に1950年から60年代にかけて次々とインデクセーション付公債が発行され、1967年末には全国の公債発行残高の76%を占めるに至った。これらの公債については元本、利子ともに非課税であったが、物価指数へのリンクのしかたは必ずしも完全であるとは限らなかった。例えば、物価上昇率の50%分についてだけ元本及び利子をスライドして修正するとか、元本の価値修正は発行時額面の2倍を限度とする等の制限条件をつけたものが多かった。その後インデクセーションは公債以外の分野に波及し、国民年金局資金の貸出条件、民間の保険会社の貸付条件及び新規契約の保障金額にも、インデクセーションが採用されるようになった。1955年には一年定期の預金についても生計費指数によるスライド制が導入され、1966年には非課税100%スライド条項付の定期預金に一本化されて、1967年末においては全国預金残高の25.3%を占めるに至った。ただし、インデックス条項付の預金や債券の利率は通常のものより低いのが普通であり、物価上昇が小さい場合にはこれを保有することは、不利である。

しかし、物価上昇が進むにつれ、その名目利子率は物

価上昇分だけかさ上げされることになり、(名目利子率) - (物価上昇率) = (実質利子率)において、実質利子率は当初の契約利子率を保つことになる。物価上昇が著しい場合には通常の確定利付金融資産では、実質利子率がマイナスになることもあるのに比べ、インデックス付預金及び債券の保有が有利になる。実際、1950年代から1960年代にかけて、通常預金とインデックス預金の保有割合は年々の物価上昇率に応じて大きく変動した。特に1967年10月のフィンランドの平価切り下げの際には、消費財の多くを輸入に頼っていたため、物価へのはねかえりが大きく、このため通常預金からインデックス預金への大量のシフトが生じた。こうしたインデックス預金の名目金利の上昇とその発行量の急増は、金融機関の負担を増大させ、貸出金利の大幅上昇を招く状況になった。このため物価上昇は金利コストの面から一層加速化されることとなった。こうしたスパイラルインフレの傾向が更に強まる様相をみせたため、賃金における生計費エスカレータ条項とともに金融資産のインデクセーションは1968年3月に廃止された。

(2) ブラジルにおける経験

1950年代においては生活物資の供給不足と輸出景気によるインフレが進行していたが、1960年代に入りインフレが激化し、物価上昇率は1960年には30%であったものが、1963年には80%台に達した。1964年3月に成立したカステロ・ブランコ軍事政権はインフレ抑制と経済成長の同時的達成を目的として、経済実行計画(PAEG)を作成した。この計画においてはインフレ抑制策としての、① 財政赤字の縮小、② 民間信用の膨張抑制、③ 直接的価格統制、④ クローリング・ベッグの採用と並んで価値修正(Correção Monetária)と呼ばれる広範なインデクセーションが採用された。価値修正の対象は公共料金、家賃、住宅建設の割賦額、賃金、租税・社会保障拠出金・固定資産・運転資金の評価額・国債・定期預金・社債・為替手形・不動産証券の額面等に及んだ。修正方式はそれぞれの分野において異なるが、一般に、企画総合調整省(67年までは経済審議会)が、一定の総合物価指数を基礎にして決定する修正係数をその基準としている。例えば、賃金については、改定給与額 = 過去24カ月の平均実質賃金 $\times$ (1.0 + 前年度生産性上昇率 + インフレ残存率) なる方式が採用されている。ここで過去24ヶ月の平均実質賃金とは、過去24ヶ月の名目賃金に上記の価値修正係数を乗じて平均したものであり、インフレ残存率は、向う1年間の政府によるインフレ予想率の50%である。この場合には物価上昇率よりも賃金上

昇率が低くなり、実質賃金の低下が生ずる。その意味では、一種の所得政策といえる。ともあれ、強力なインフレ抑制策の展開と、価値修正策により1972年には、物価上昇率は14%まで下り、逆に経済成長率は、1963年の1.5%から1971年には11.3%にまで上昇した。その後国際産品価格上昇等の影響を受けて、消費者物価上昇率は1974年第1四半期に38.5%(年率)と再び急騰を見せている。

(3) インデクセーション制度の効果と問題点

以上に、フィンランドにおける導入と撤廃、ブラジルにおける一応の成功という二つの実例を見たが、一般的なインデクセーションへの評価も大きく二つに分れている。インデクセーションを積極的に評価する論拠の最大のものは、言うまでもなくこれがインフレによる所得・資産への影響を中立化し、分配上の歪みの発生を防止することである。インフレの下では有効なインフレヘッジ手段を持つ者と持たない者の間で所得・資産の分配上の格差が拡大し、あるいは金銭貸借関係における債権者(主として家計)と債務者(主として企業、国)の間で恣意的な富の移転が生ずるが、金融資産等にインデックス条項を付けることによってこうした不公平な再分配機構を解消することができると考えられる。低所得者ほどインフレに対して相対的に不利な確定利付金融資産を多く保有していることを考えると、これらの層に有効なインフレヘッジ手段を提供するという意味でインフレ下の弱者救済手段としての効果も大きい。

これに対してインデクセーションに否定的な見解は主としてこれがインフレそのものを加速化する恐れの強いことを主張するものである。

インフレが高進する中でインデックス条項は金融資産のウエイトが大きくなるとフィンランドにみられるようにそれは貸出金利の上昇にはね返りコストアップ要因となってスパイラルインフレの傾向をもたらす。また寡占体制の下で賃金インデクセーションが導入されればこれに伴う賃金コストの上昇はただちに価格に転嫁されインフレを促進することになるものと予想される。更に税制のインデクセーションが税制のもつ自動安定化機能を阻害することも無視できないであろう。

ブラジルでは80%台の価格上昇が数年後には10%台に低下したという意味でインデクセーションが少なくともインフレ抑制に逆効果を与えるという事態は生じなかったといえるが、しかしそれはインデクセーションが個人の貯蓄意欲を復活させる一方、企業の投資意欲を高めるとともに実質所得がむしろ低下するような方向で価値

修正が適用され実質的には企業の側に有利な形での所得政策の役割を果たしたことによって、供給力を大きく高め得た結果であり、資本蓄積の未成熟な経済発展段階における超インフレ下の特殊ケースであったとみるべきであろう。

事実ブラジルにおいては、こうした結果、所得格差がむしろ拡大したことを無視することはできない。

現在のわが国をはじめとする先進資本主義国における物価の急騰は、石油をはじめとする国際産品価格の上昇に起因するところが大きい、フィンランドの例にみられるようにインデクセーションがこうした外からのインフレに対しては極めて脆弱な体質を持っていることも指摘されるところである。

(国民生活審議会総合部会委)
(員名及び同専門委員名 略)

解 説

高橋 紘士

昭和49年の10月から11月にかけて、社会保障制度審議会および国民生活審議会からあい次いでインフレ下における福祉政策のあり方をめぐっての「意見」および「中間報告」が発表された。これらは、一昨年来のいわゆる「狂乱物価」という激しい物価上昇のなかで、社会保障をはじめとする福祉政策のあり方を探り、当面なしうる政策提言を行なおうとするものである。

本号にはこのうち国民生活審議会の『「物価上昇下の分配等の歪み是正策」について』(昭和49年11月27日発表)と題された報告を収録したが、社会保障制度審議会の「意見」の紹介と併せ若干の註釈を加えておきたい。

社会保障制度審議会の『当面の社会保障施策について(意見)』(昭和49年10月7日発表)では、インフレの最大の弊害が「少数の豊かな人々を一段と豊かにし、貧しい人々を一段と貧しくするところにある」とし、

社会保障の持つ所得再分配機能の重視を改めて要請している。そして、福祉年金に「生活保障的色彩を加味すること」、年金額の自動スライド制について、タイム・ラグの短縮措置および年金給付の水準について賃金、消費水準に照らし機動的対処すること、社会福祉施設における処遇、運営費の物価上昇への対処および従事者の処遇の改善への配慮をおこなうこと、そして、生活保護世帯、母子家庭、心身障害者、失業対策事業就労者等のハンディキャップを持った階層への手厚い対応策、そして雇用、医療および住宅などの生活基盤確保のための対策の充実を要請している。

一方国民生活審議会の報告は、お読みいただければわかるように、より広いパースペクティブからインフレインデクセーションのもたらす歪みの是正策について検討を加えている。

インフレインデクセーションのもたらす国民生活への影響について生活設計の不確実化、所得分配の不平等化、資産保有形態による不平等化などをあげ、社会保障制度の充実強化、必需物資への補助制度、物価調整減税、逆所得税制度、金融資産における歪み是正策等の対応策についてそれぞれの利害得失を検討している。

この中で注目すべきなのは、物価上昇によって生活の不安定化の著しい階層に限定した上で、部分的なインデクセーションの導入を提案していること、また逆所得税(Negative Income Tax)についての検討が行なわれていることなどである。

インフレインデクセーションは単なる経済システム上の問題にとどまらず、分配の不平等をひきおこす過程で社会的、心理的な面でインパクトを与え、社会のインテグレーションのメカニズムを破壊する働きを持つ。このような意味でインフレに対抗するメカニズムをどのようにして経済システムおよび社会システムにくみこみ得るのか、これらの点に関し両審議会の報告は多くの示唆を与えるであろう。

家族周期的アプローチの強みと弱み

森 岡 清 美

I

全体のテーマである「生活調査における家族周期的アプローチ」をくぐり抜けて、私はこのテーマの「生活調査」の方ではなく、「家族周期的アプローチ」の方に力点をおいてレポートをしたい。主に、方法としての家族周期的アプローチの特色というか、どこに強みと弱みがあるかということについて、前後5回にわたる社会保障研究所の調査からつかみえたところを報告したい。この、強み弱みということは客観的、絶対的な意味でいったのでは問題にならない。当然、「生活調査」という目的とのかかわりあい、強みも弱みも評価されなければならない。生活を、したがって生活調査をどう考えるかということについては、私自身、多少とも考がえがなくもないが、そうした理論的な捉え方と現実の調査との関係はなかなか難しい。理論的な考え方そのものが、現実の調査項目として操作化されるとは限らないのである。そういうこともあるので、生活ないし生活調査の問題は括弧のなかにいれて、家族周期的アプローチのアセスメントをしたい。

II

家族周期的アプローチというのは、ご承知のとおり、家族を時間的な系列の中で、家族生活あるいは家族の生活構造の時間的な系列の中で、把握する。したがって動態においてとらえることである。この把握を実地におろすにはどうしたらよいか。図1—1,2（形態：段階、タイプ）は、家族周期的アプローチを現実の調査におろす場合にどのようなやり方があるか、5回にわたるわれわれの調査の中でどのような仕方をしたか、ということを要約的に示したものである。

まず、周期モデル。家族周期的アプローチを使う場合には、一定のモデルを構想するのである。モデルは、平均初婚年齢とか、出生児数とか、出生間隔とか、平均余命とかいう、人口学的な変数を組み合わせることで作ることになる。そのさいに、家族がいったいどのような性格を持っ

○ 周期モデル(家族類型別に構成)

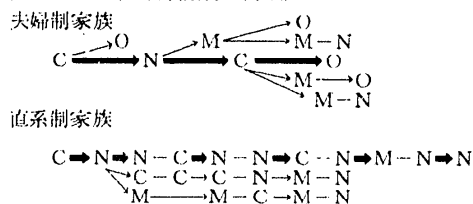


図 1—1 形態：段階・タイプ（その1）

ているか、どういうオリエンテーションをもっているかによって、モデルを作るさいに使われる基本的な人口学的変数の組み合わせ方が違ってくるわけである。

現代日本の家族を観察する場合に、大きく類型的に「夫婦制家族」と「直系制家族」に分けて考える。夫婦制家族というのは一代きりの家族であり、直系制家族というのは子孫にわたって代々家系を継承していく家族である。そして直系制家族から夫婦制家族への移行、または両者の混在という2つの可能性を考える。現実には夫婦制と直系制と2つにくっきり区別できるわけでないが、現実をみるために、一応理念形的にこの2つに分けて、それぞれについてモデルを考えていきたい。その上で両者混在した状態を理解するのがよいのである。家族類型としては、中国、インドなどの複合制家族があるが、これはわが国では考える必要はないので、前述の2つで考えてみる。

図1—1の矢印は、時間の展開を示している。そしてC, Nなどは家族の形態を表わす記号である。太い矢印と細い矢印があるが、太い方は主パターンで、大多数はこの形をとるとみなされる。これは人口学的な変数の組み合わせからいうことができるし、常識的にも経験的にも裏づけられている。つぎにCとかNとかの家族形態を表わす記号については、後掲の小沼レポートの資料の中の45年掛川調査の調査対象欄を参照していただきたい。Cは夫婦だけの世帯、Nは夫婦と子どもからなるいわゆ

る核家族、Mは母子世帯、M—Nは母と子の核家族の合成、C—Cは上の世代と下の世代の2夫婦組み合わせ世帯である。夫婦制家族はCから出発してNとなり、子どもの独立によってCになり、O(オー)つまり単独世帯(未亡人1人)になって終る。これが主パターンである。しかし、それ以外にさまざまな副パターンがある。Cのまま一生を終えて、Oになるもの。あるいはNの次にMになるものなどのパターンが考えられる。同様に直系制家族においても、CからNになり、子どもが結婚するとN—Cとなり、孫ができるとN—N、そしてC—NからM—Nと変って、最後にN、というのが、主パターンである。その他に副パターンがいくつか考えられる。

次に形態とは、いま述べたC、N、M、M—N等である。Cにも直系制家族のCと夫婦制家族のCがあり、同様のことがMにもNにもあてはまる。したがって形態だけではそれが直系制家族の周期パターンのなかの形態なのか、夫婦制家族のそれなのか、わからないわけである。つまり、家族の性格を捨象した単なる形態、ということになる。実際に家族周期的アプローチを適用するさい、このような家族の性格をまず把握して、そのうえで適用すべきであるが、こうした調査を事前に行なっておくことは困難である。したがってまず形態から入っていくことになる。その形態がNであるからといって夫婦制家族のNなのか、直系制家族のNなのか、保証のかぎりではないということを心得た上で、形態を手がかりとするのである。われわれが行った調査ではどのような形態を採用したかという、川崎ではNだけにしほって141世帯、掛川(43年)ではCとNで、Nが対象の9割を占めていた。水田単作地帯の北会津では、CとNだけに限定することは得策ではないので、図1—2のとおりであり、とくに○印に集中したわけである。45年掛川の高齢者世帯調査では4つの形態、48年掛川中高年者調査では同様4つの形態を対象とした。45年調査では65歳以上の世帯、48年調査では、45歳以上の世帯というように、年齢の幅が違うが、家族形態としては同じものをとったわけである。

○ 形態

C, N, M, M—N
C—N, N—N, N—C, C—C
児童養育費調査 ① 川崎 N
② 掛川 C, (N)
③ 北会津 C, N, F—N, M—C
(M—N), (C—N), (N—N)
高齢者世帯調査(掛川) C, N, C—N, M—N
中高年齢者生活調査(掛川) C, N, C—N, M—N

図1—2 形態：段階・タイプ(その2)

III

次に家族周期的アプローチには、大別して2つの手法がある。1つは段階を刻んで観察をするという方法、他は段階を刻むのではなくて、世帯主年齢であるとか、結婚後の経過年数であるとかによって、1年刻み5年刻みに観察するという方法である。しかし対象が川崎、北会津、掛川児童養育調査、同高齢者世帯調査において、それぞれ141, 121, 156, 132 というような150ほどの数なので、段階設定をして観察することを便とみた。そこで段階設定をするについては、川崎ではNについての段階設定、北会津ではCからC—Nをあわせての段階設定を行った。表1でOは家族形態Cにあたり、I以上の段

表1 段階とタイプ(児童養育費調査)

子ども数 段階	0 人	1 人	2 人	3 人
O	000	—	—	—
I	—	100	110	—
II	—	200	210 220	211 221
III	—	300	320	322
IV	—	400	430	432

階を示すものがNに対応する。この段階は川崎、掛川のようにCとかNとかを対象にした場合には簡単であるが、C—N、M—Nとかの直系家族にはあてはまらないので、北会津の場合には若い世代の核家族について段階をきめた。例えば、M—NのときはNについて、つまり子世代について段階を設定した。他方、また高齢者調査ではこのような分析をするには多少困難があったので、世帯主の年齢階層5歳刻み、10歳刻みで段階に代えてみた。中高年者調査では両方を併用して、基本的には世帯主年齢の5歳刻み、10歳刻みによる刻み方をしたが、あわせて前述の段階に刻んだ。ただ、中高年者が対象であるので、核家族が重なっている場合には年輩の世代に周期段階を適用することにした点が、児童養育費調査のときと異なっている。段階の設定は図2のとおりであって、この段階により観察することにした。ところで家族周期を決めるものは、1つは人口学的諸要因であり、他は家族の性格、つまり専門用語でいえば居住規則である。居住規則は周期モデルのところすでに説明した。他方、人口学的要因については、子供の数にヴァリエーションがある。そこで段階に分けるだけでなく、児童養育費調査の場合には子どもの数とその養育費の関係がどうであるか、たんに周期段階の展開だけでなく、周期段階が同じで

(児童養育費調査)		(中高年者生活調査)
○ 第1子出生前	—	○ 同左
I 第1子未就学	—	I 同左
II 第1子小学生	—	II 同左
III 第1子中学生	—	III 第1子中高校生
IV 第1子高校生		
V 第1子大学生相当	—	IV 第1子高校卒 末子20歳未満
		V 末子20歳をこえ 未婚子あり
		VI 末子20歳をこえ 未婚子なし

図2 周期段階の対照

も子ども人数が相違するとどのように違ってくるか、ということ considering するため、タイプという概念を導入してきた(表1参照)。

この場合、段階というのは○からⅣまでであるが、これは上掲の周期段階(図2)に相当する。第1子の成長段階によって段階を分け、これに第2子、第3子の成長段階を組み合わせた。この組み合わせを考える場合に、第1子について段階を決めたさいの基準を適用して、第1子未就学はⅠと表章、第2子も未就学であれば同様にⅠとした。ただ第1子のⅠというのはそのまま段階Ⅰということになる。○は子供のいない段階であると共に、第1子～第3子の有無を個別に表わすのに用いた。次に成長段階の組み合わせは多数あるが、そのうち、調査対象にあてはめてみて、比較的出現頻度の高いタイプ、かつまたタイプ間の移行ないし段階の移行をつかむうえで重要であると観察されるタイプを選んだ。したがって、重要でない、出現頻度の低いものは、初めから落して調査をしたわけである。この間に、対象の所得階層、職業、対象者の年齢などを限定している。例えば児童養育費の場合には、昭和20年以降の結婚に限り、また、夫50歳未満ということでコントロールした。高齢者調査の場合には、大正から昭和一桁代にかけての結婚であるし、中高年者調査の場合には、大正後半から戦後の昭和20年代というように、やや拡大されている。よくコントロールされたサンプルを選んで、そのタイプ間比較観察をしたわけである。このようにしたのは、家計調査が児童養育費調査以降の調査の極めて重要な柱となっているが、調査員のキャパシティからしても、家計調査をそう多数の事例について実施するわけにはいかない。比較的少数しか手がまわらないからである。色々なイレギュラーなヴァリエーション、副パターンを除いて、主パターンに着目し、かつ対象をコントロールしたのである。

中高年者生活調査では、あわせて数量的な分析もできるようにということで、家計調査からやや離れている面

もあって、800近くをとっているのだから立入った分析ができるのではないかと思う。実査の結果は、家計調査、栄養調査、さらに健康調査までを含めて、多岐に亘っているの、簡単には触れられないし、整理ができていないところもある。そこで、私が担当したうちの一部について、家族周期的アプローチがどういうものを産み出したかをみ、その結果から、家族周期アプローチにはどういう良さ、強みがあり、どういう点に弱さ、限界があるかに及ぶたい。

IV

ここでふれようと思うのは、住宅に関するものである。対象を傾向的にみると、川崎の場合は核家族のみであるが、そこでは段階ⅠからⅢまでは、持家率、室数、1人当り畳数、風呂場設置率などにおいて規則的な高まりを示している。つまりⅠ、Ⅱ、Ⅲと段階が高まるにつれての拡大、改善の傾向があるのだが、ⅢとⅣとの間は停滞もしくは劣化の傾向がある。しかしこれはサンプルのとり方にも多少問題があったと考えている。川崎では大企業のブルーカラーを対象としたが、掛川(43年)ではブルーカラーとホワイトカラーとが入っている。しかし、川崎での結果に近く、ここでも段階が上るにつれて前述の住宅の諸特性に一定の傾向が見られた。ところが水田単作の北会津では非常に動きが違っている。子供のための設備についても、川崎、掛川では段階が進むに従って伸びはするが、伸びは鈍くなり、頭打ちになる。北会津においては段階が進むに従ってどんどん伸び、停滞がないのである。ところが室数とか、1人当り畳数とかになると、川崎、掛川の核家族的世帯においてみられたように北会津においては段階とともに増加することなく、その点きわめてランダムである。それではこのような住宅関係諸属性が何によって動くかといえば、周期段階ではなく、経営階層によって規定されているといえる。これは対象が農家であり、そして直系制家族であることを考えれば当然のことである。こうして常用勤労者の場合と随分違った状態が出てくる。この児童養育調査からみて、核家族的世帯には家族周期的アプローチは有効だとみられる。しかし、直系家族的世帯の場合には、若い世代の周期段階で刻んだ観察は十分有効とはいえないようである。

掛川高齢者調査では、周期段階的観察が困難で、ランダムな結果しか出ないので、CとかNとか家族形態別の分析になっている。なぜ周期的アプローチが有効でないかといえば、高齢者世帯ではさまざまな点でヴァリエー

ションが大きいからである。もちろん対象はコントロールしたのであるが、なおコントロールしきれないものがあった。例えば夫婦の年齢差、結婚年齢にしても随分大きな違いがある。

中高年者生活調査では表2から表4までにあるとおり、周期段階制の分析については、子供のない〇を別にして、ⅡからⅢへと傾向性を示している。ところがⅢからⅣへとランダムな展開になってくる。他の調査よりは対象数も775と多いにもかかわらず、以前の150位の調査と比べて段階Ⅲ位まではよいがあとはイレギュラーになっているのである。年齢階層別でもほぼ同様で54歳位まではよいがあとはイレギュラーとなっている。

要するに家族周期的なアプローチとは、核家族的世帯の場合には適用し易い。しかしそれは周期段階の前半までであって、後半になると適用可能性がおちるといえる。また、北会津、掛川高齢者、中高年者調査での直系家族的世帯の場合には、世代交替があるために、上の世代もしくは下の世代に着眼して段階を刻んだ周期的観察があ

まり有効でないといえよう。図2のうち、とくに児童養育費調査では周期段階の前半しかカバーしていない。第Ⅴ段階の第1子大学生相当というのは後半に入りかけているが、児童養育費調査はこの第Ⅴ段階についてはあまり扱っていない。そして周期前半に関する限り、概して規則的な傾向を示している。しかし中高年者生活調査では、ⅠとⅡが少なく、Ⅲからあとが多い。ⅣからⅥは生活周期の後半へ含められる。外的な条件もあるが、家族周期の前半では、まだいろいろな変化が入り込む時間的な幅が狭いうえに、第1子の学校段階までは、予測可能性も高い。他方、周期後半がイレギュラーで周期的分析がうまくいかないのは、1つには戦前の結婚であるためである。2つの大戦をはさむ時代に結婚し、戦前戦中という変化の激しい時代を経験して、戦後の社会変動のインパクトを大きく受けるなかでさまざまなヴァリエーションが入ってきている。職業においても、子供の数においても、さらに収入とか、家族員数においても、大きなヴァリエーションが入っている。

表2 住宅項目の周期段階別分析（掛川市中高年者生活調査）

		〇	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
持家率	C, N	65.7%	—	85.7	88.9	79.1	78.6	73.3
	C—N	—	—	—	0.0	85.7	85.7	92.7
	M—N	100.0	—	—	100.0	100.0	90.0	86.9
室数	C, N	3.0室	—	4.3	4.7	4.8	4.7	4.1
	C—N	—	—	—	4.0	5.6	5.4	5.5
	M—N	4.0	—	—	5.0	5.5	4.3	5.1
帖数	C, N	17.7帖	—	22.9	28.5	27.4	27.4	24.5
	C—N	—	—	—	22.0	33.5	35.2	33.8
	M—N	28.0	—	—	31.0	29.5	26.8	31.3

表3 年齢階層別持家率（同上）

	45～49歳	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	55歳以上	老人調査
C	76.5	87.5	63.2	82.9	65.6	79.2	72.6	84.0
N	83.6	77.8	83.1	83.8	67.6	75.0	78.8	44.4
C—N	—	—	94.1	90.5	94.8	87.0	91.4	88.9
M—N	—	—	79.0	84.4	92.2	87.7	87.4	87.3

表4 消費階層別年齢階層別持家率（同上）

	7万円未満			7万円以上		
	45～54	55～64	65～74	45～54	55～64	65～74
C	85.7	70.2	66.0	80.0	81.0	100.0
N	70.0	72.9	64.3	84.9	93.8	100.0
C—N	—	93.8	93.5	—	90.7	90.4
M—N	—	80.8	86.5	—	83.7	91.7

V

われわれの調査は、いわゆる横断分析法によっている。横断分析法が有効であるには社会変動が少なく、そして1つの出生コーホートのたどった生活歴が、その5年のち、10年のちの出生コーホートがたどる生活歴を5年、10年早く経験するというような、静態的な社会状況が前提である。しかし周期の後半期をカバーするような対象については、この前提はまったく成り立たない。このように、成り立たない対象に対しても横断分析を応用したということになるわけであるが、中高年者層の調査については、史的回想法というか、一種の縦断分析を併せ行っている。児童養育費調査でも、その一部については中

鉢正美氏が追跡調査をしている。これは時間をおいての反覆調査である。そういう時系列的な調査もしくは過去にさかのぼっての縦断分析を横断分析に加えて行うならば、先のように横断分析だけの場合のような欠陥が相当カバーされ则认为。現在、史的回想法によるデータの分析作業を始めているが、報告できる状態には至っていない。それによって前述のような弱みが相当カバーされるのではないかと考えている。

以上、生活調査との関連で議論すべきところを、単に方法としての家族周期的アプローチとしてとらえ、これがどのように有効でありうるか、また欠陥を克服するための代案、補強の方法についてふれたのである。

次号 (Vol. 11, No. 1) 予告

研究の窓	大 熊 一 郎
論 文	小 林 謙 一
〃	北 川 隆 吉
〃	高 沢 武 司
〃	遠 藤 滋
〃	都 村 敦 子
資 料	末 次 彬

第8回社会保障研究所シンポジウム

社会保障統計

研究会抄録

社会保障研究所日誌

生活調査における調査方法上の問題点を中心として

小 沼 正

I 調査経過の概要

掛川市などにおける生活調査については、社会保障研究所ができてから10年目になるが、その間に後掲資料にあるようにかなり大きな組織でやってきたのである。これを実施してきた裏方の裏話とでもいうものについて具体的に話してみたい。このような調査を実施し、継続してやっていくという必要が色々な方面で生じてくると思われるが、何か参考になれば幸いである。

後掲資料の実態調査一覧表のとおり、児童養育費調査を3回実施している。それは大都市、農村、地方小都市である。これらを実施するにはいろいろなきざつがあったのであるが、最後に地方小都市として行った掛川市においては、市当局と市の婦人会の方々の積極的な協力が得られたので、その後、児童養育費から高齢者、そして中高年齢者へと問題をかえても掛川市において続けて行い、都合3回実施した。

最初にこの調査の実施事務を総括し、精力的に推進したのは厚生省統計情報部の前田調査官であったのであり、川崎(昭40年)と北会津(昭41年)の両調査までその役割を受け持たれた。その第1回目のときに森岡教授が報告されたように、調査対象をいかにしぼるか、についてかなり論議し、その方法の1つとして人口動態調査並びにその他の全国的調査の結果から条件を限定していくということにもかなりのウエイトをおいた。

その後41年になると、新たに子供のいない夫婦のみの世帯をも含めるとか、さらに大きくは前述のように45年になると高齢者を、48年になると高齢者と中高年齢者をとってつなぐとか、というように考え方が変わってきている。ここで重要なことは後に述べるように事例調査に徹したということである。これが成功であったかどうかということが1つの問題である。

次に調査の種類について述べよう。いずれにしてもかなり大仕掛なものとなる。40年の川崎の場合には141、そして調査は2種類——世帯調査と家計調査——である。ところが41年の北会津の農村では、川崎調査に反省を加えて、栄養状態がどうなっているのかの問題となり、技術的にはかなり困難な問題であるが、国立栄養研究所

の協力を得て、栄養調査を加えた。これに関連して川崎についても不十分ながら家計簿の上から栄養に関する集計を遡及してやっている。

45年(掛川・高齢者)調査のときから、さらに健康状態の調査が必要だということになり、栄養とからんで健康についても調査したいということになった。しかしこの健康調査については医師の参加を得ることが困難な問題であり、不可能に近いということになって沙汰やみとなった。しかし48年(掛川・中高年齢者)調査にいたってTMC(Tokyo Medical Counselling)がやっている健康調査票を各世帯に配ってかなり多くの項目に上るものを自分で記入してもらうという方式を採用した。現在のところ多少問題はあるにしても、これにより一歩前進したものと考えている。

次に調査の種類について観点をかえると、40年の川崎調査については、5年後の追跡調査が中鉢正美教授を中心にして実施されている。また、45年の掛川調査のときには、43年調査の補完調査を共働き世帯に限ってではあるが実施している。さらに48年調査については、家計調査をやるには家計簿や一般の世帯調査票だけでは不十分な問題があるので家計調査世帯に限って49年の1月から2月にかけて補完調査を実施している。

上述のとおり、調査の種類は多岐にわたるのであるが、これらの調査は内容が詳細具体的なものであるので、実施をする調査組織については多くの問題が存している。

全体的な企画、実施、取りまとめの中心は中鉢正美教授が経済学から、森岡清美教授が社会学から、伊藤秋子教授が家政学から、また栄養学からは、国立栄養研究所の長嶺晋吉部長、中京女子大(当初は国立栄養研究所)の磯部しづ子教授、統計関係から前田正久統計調査官および小沼と各方面の専門である。実態調査を実施するについては多数の助手を調査員として必要とするので、上述の専門家が助手をひきつれて参集し、多い時には48年のように60人に達しており、旅館も1箇所に入り切れず4箇所に分宿するということにもなった。

同時に現地の協力が必要なことも重要である。とくに1ヵ月の期間を必要とする家計調査を実施する時には東京から出かけるのはせいぜい3回、最初と中間と終りに

出かけていくという程度にならざるを得ず、その間の継続した家計調査を行うためには現地居住の調査員が必要であり、また集中的に世帯調査、栄養調査を行う場合、とくに栄養調査になると朝がけ夜がけとならざるを得ない。したがって現地の調査員のかなりの積極的な参加協力が必要である。そういう調査組織の問題がある。

そこで最初に40年の川崎調査を実施したときには、このような家計調査ができる組織があるかどうかということが問題であって、色々関係筋に当たったわけであるが、日本鋼管川崎製鉄所で主婦の新生活運動を行っており、ここではその運動の役員が地区委員としてかなり強力に行っているのだから、ここなら一緒に協力して貰えるのではないかということになった。事実家計調査が終るまで非常に熱心に協力していただいた。なお前述のように諸先生の力によって慶応義塾大、東京教育大、お茶の水女子大等の大学院生や学生諸君の協力をえた。

次に41年の北会津調査になると、栄養調査が追加されたので、国立栄養研究所、福島大、県立会津短大、会津若松保健所栄養士グループおよび村役場が協力された。43年の掛川では、静岡県の実施する体位体力栄養摂取実態調査と一部でオーバーラップするところがあったので、静岡県の協力が得られ、県衛生部、掛川市保健所栄養士グループなどが協力された。45、48年の調査では、栄養調査のために、中京女子大に移られた磯部教授とその学生諸君の参加を得ている。以上が調査組織の概要である。

調査結果の整理については、これもまた重要かつ困難な仕事であって、ずいぶん苦勞するわけである。第1次処理は調査実施者が行い、集計に入って世帯調査は森岡教授を中心に行っているが、48年調査については、世帯数が多くなっているのだから、TMCでコンピューターによって集計することになった。

栄養調査については国立栄養研究所および中京女子大グループで、最終段階ではコンピューターをも利用して行っている。家計調査の処理についてはその手間がとくに大変で、年次を異にして厚生省統計調査部有志、市場調査社、日本大学生アルバイト等が集計にあたっている。しかしこの集計に入る前の一冊づつの家計簿の整理は、調査担当者が当るわけであるが、これがまた大変なことである。例えば項目の分類等になると意見がかなり分れて、議論しながらやっても実際にすっきりと統一することは極めて困難なことであった。

これらの調査の報告については、「季刊社会保障研究」に概要報告を行い、40年から43年までを『家族周期と児童養育費』、『家族周期と家計構造』の2大冊にまとめ

ている。前者では概況の前に調査の経過を細かく報告している。しかも、先に問題として取上げられた抽出をいかに考えるか、調査対象をいかに考えるかということにかなり細かく触れている。後者では、参加した調査員が同じように強い関心を持ち、それぞれに問題を持たなければならぬ、ということで各自が個別に問題をもったものを論文にしたものである。したがって、体系的な点では多少問題があるかとも思うが、しかし参加したかぎりそれを報告にまとめなくては行けない、ということで原則として全部の東京参加者が報告している。次に45、48年調査については、先ず概況の調査報告を「季刊社会保障研究」に行い(前者は報告済み)、ついで前回と同様に2種の単行本としたいと準備中である。

問題は、調査が済んでから解析の過程で新しい疑問や問題が出てくることである。いざ結果報告を書こうとしたときに、あれを調べれば良かった、これを調べれば良かったということが出てきている。これをくり返さないために、45、48年にはかなり慎重に調査票作成の時間をとったつもりであったが、さて現在は、参加者全体が解析にとりかかりはじめてるのであるが、それは足りないことばかりといってよい状態である。このことは調査の宿命といってよいかもしれない。もう1つは前述の中心となった専門家の発言などに対して若い人達が遠慮して発言を控えるような傾向があることである。これは誠に遺憾であると思いつつも現実には打開困難である。しかし徐々にではあるが好転してきている。

II この調査で得られた調査技術

さて、この調査から得られた調査技術がどのようなものであるかが1つの問題である。まず第1の大きな問題は、少数例による標本調査を活用することがどこまでできるかということである。例えば、家計調査では、同じタイプの中にどれだけの世帯数が入ればそれは使えるのか、という必要標本数の問題である。最初の40年川崎調査では141であった。この標本数で類型別にすると1ますにわずかししか入らないもので、これで家計調査の結果として利用できるかということがある。この場合の1つの条件は資料にもあるとおり、また、さきほどの森岡報告にあったとおりこの調査対象の類型分類の厳密さに徹するということである。この方法の欠点は、これを大きく類型化して全国調査と比較しようという場合に、目的が明確であればあるほど非常にそれがむずかしいという点をもっていることである。結局実施してみて少数例標本調査として、ある面では成功しているが、果して43

年掛川調査の場合などでもあの世帯数で代表性はどうであったか、という点が問題となるし、この家計費の分析部面でかなりのます目で標本数が少ないためつなげないという問題は出ている。しかしながら少数標本調査でやっていくという試みは、ある点でかなり心臓をつよくすればできないではないという考え方をもっている。

次に少数例標本調査の場合にもう1つの問題がある。それは調査員の厳密度や訓練の問題である。この点について掛川で実施した場合には、掛川婦人会はすでに独自に家計調査を実施した経験をもっていたので、ある程度成功したものと考えている。

第2の大きな問題としては、家計調査と栄養調査における個人別集計を実施していることである。家計調査において世帯構成員別の個人支出額を知ることは至難に近いことであるが、それと同様な考え方で栄養についてもこれをやってみている。問題となるのは1か月の家計支出額、例えば実支出5万円とすると、これを世帯構成員にどのように配分するかという問題になる。この配分方法については問題が多いところであるが、1つの先例としたものに労働科学研究所の藤本武氏が昭和25年資料によって算出された児童生計費がある(厚生省大臣官房総務課『児童の生計費に関する研究』昭和27年)。世帯、個人に分けて行われている。われわれの調査ではそのことを大胆にやってみようということで、家計調査結果を取扱っている。例えば飲食物費、いわゆる食費は世帯人員が5人であれば5人で割る人頭割によってよいか、そこにはQuetは使わなくてよいか、という問題がある。そこで2通りの方法がある一部についてやってみたが、現在の調査能力から飲食物費については、原則として世帯別食事回数割で計算していくという方法を全体についてはとっている。このように個人別に家計調査を分けてみるということをやった例がないかといえば、イギリスでPeter Townsend編の*The Concept of Poverty*の中で、Brian Abel-SmithとChristopher Bagleyとが連名で問題にしている。世帯構成が違う場合に生活水準をどのようにして測るかということを問題提起している。この場合に結論はかなり悲観的である。この問題は調査上も重要であると同時に、行政上も、年金とか生活保護の場合に、何歳から何歳までの子供にはいくらの付加を付けばよいか、給付すればよいか、というような問題が必要になってくる。イギリスでの問題にもそれがあって、社会保障制度の中での子供の給付額をみるとどの制度も違っているのではないかと、そこには理論的なものはないではないか、ということで検討しようとしたわ

けである。この場合に行った方法は2つあって、1つは我々の方法とは違って、技術的に実際にできるかどうかは問題であるが、収入階級別に調査世帯をとって、それの子供の費用の回帰曲線を描いて決めていくというやり方である。世帯選定にも問題はある。子供の数別に収入階級別に満足できる世帯数を確保することは容易でない。もう1つは、世帯の規模別、収入階級別にエンゲル系数を出して、この系数が等しいものが同じものだと考えてそれで行う方法である。この各々の方法についてはそれぞれ問題がある。また子供に使う費用というのには不明な点があって、明確になるものとならないものとに分ける分け方に1つの問題がある。これは日本でも同様であって、実際の家計調査に際して自分の小遣いとして何に使ったかということは仲々正確には出て来ないのが普通で、小遣帳などに記入するについても色々支障があってむづかしいものである。まして調査対象年齢層の中に子供が働いているものがない、家で1日2回位の食事をそれも不規則にしているが、あとは外食する、または自分の収入は小遣いだけに充てているような世帯については、イギリスでも処理に困っている。1つは稼働している子供の問題、もう1つは成人の消費量などの多少についてであって前述のChristopher Bagleyが引いている2つの方式でも、前述の方式でもまだ成功したという結果はみえていない。このことは現在も余り進んでいないと思われる。しかし1974年に出たDorothy Wedderburnの*Poverty, Inequality and Class Structure*中で、例のA.B. Atkinsonがやはりこの解析の必要性をといっている。そこでは世帯構成員別に家計調査をしなくてはいけない、そして家計構造の解析は必要であるのだということである。ただし、実績として引いているのは、むしろBagleyが引いたJ.L. Nicholsonの方である。さらにM. Wynnが子供の家計費の国際比較をやっているもの(*Family Policy, London, 1970*)があるといわれているが残念ながらまだ見ていない。

この問題は栄養調査にも同様にある。元来栄養調査は労力を非常に要する調査であって、出かけていって目の前にあるだけの物を計っていけばいいのであるが、さて個人別にかなり細部まで分けようとなると、色々むづかしい問題がある。このように個人別集計というものは1つの試みであるし、問題はあるにしてもこれから大胆に使っていけるという考え方をとっている。

第3に継続調査あるいは追跡調査の可能性の問題である。これについてはそれ程楽観的ではないが、経済変動の激しいときにそれを追跡していく、そして何を見付け

るかという場合に、行政と結びつけて考えるからでもあるが、その世帯集団で追跡しても類型が変わっていくので間にあわない。そのような点では必要性は認めるが、この調査とどのように結びつけるかは1つの問題である。

III 調査組織について

調査組織については、いわゆる学際的、インターディシプリナリの問題である。このような調査では入手を多く必要とする場合が多いので、できるだけ多くの人が強い関心を同じ方向に持たなければならない、ということである。桑原武夫教授の大学最終講義における「人文科学における共同研究」(同教授『ヨーロッパ文明と日本』p. 203~228, 朝日選書 16, 昭和49年)において、教授の手掛けられた研究について、そして完全にインターディシプリナリとはいえないと謙遜されているがその時に突き当たった色々な問題について触れられ、人文科学における共同研究についての可能性と今までやってきた経過を話されている。ここで判ることは細かなデータではなくて、方向が判るということであり、そういう場合に共同のディシプリナ方向に向っていくべきだ、とおられる。その場合、問題として1つは参加者の顔触れが次々変わっていくということである。桑原教授の場合は28人位であるが(われわれの調査では20人を少し越している)、この人達の一部が変わる場合には、一定の方向付けが非常に必要となるとおられる。たしかに、そういう点では共通に関心を引くという問題設定に成功すれば問題が少なくなってくると思う。そういう点で仲々うまくいかないが、ともかく問題設定をある程度議論をし合って方向を決めていかなければいけない。その点で問題解決への関心はある程度方向をもっていないと、どうしても若い人達は何となく空白を感じるというか、無常感を感じるというか、何だ人をこき使ってという問題になりかねない。そこでわれわれは、担当した者は必らず報告論文を書くということをやってきたわけである。桑原教授は、このような学際的な研究は対等な能力のある専門家がその隣りの専門を、余り離れていない専門を理解するのが理想的だといっておられるが、まさにそのとおりだと思う。われわれもそこまで行きたいと考えて若い人達の努力を要請したけれども、それは一気には無理であって、そういう仕組みの中にもそうできない意識、換言すれば封建的意識が残っているし、ある場合はそれを逆用して独裁的な力を発揮していかなくてはならない場合もあったのではないかと省みている。ただし、自由な討論にはかなり努力したので、この点は

大幅に変わってきていると思うし、これは調査の場合に非常に重要な問題であると思う。

もう1つは知識を共有するということである。例えば48年の世帯票などは800枚足らずであるが、これをどのようにして共有するかという問題である。調査票を整理しても、それを1人や2人が持っているのでは問題にならず、その共有ということが重要である。桑原教授は一例としてカード式を主張されているが、この問題は重要な問題である。これは今までの調査ではうまく行っていない点であって、解析の出来たものを個人が報告するというだけであって、このような基礎資料からの共通の利用ということは仲々理想的に行かないところである。

調査組織に関して、以上のとおり調査関係者の共通研究対象の把握、共同研究に対する熱情の持続、人間関係の大切さと事務的処理などについて細かに述べてみた。

次に現地側調査関係者の協力期待については、一例として掛川市婦人会は、自分達でも家計調査を行った経験があったので、大挙して協力してくれることになっていたが、第1回目から第2回目になるとそのうち半分位は変わって行く、つまり半分が新メンバーとなってしまうということがあった。そしてやめていった人の中にはむしろ好成績であったので引続いて協力してほしいという人もかなりあったのである。次に現地の方々に世帯調査から家計調査までをやってもらう場合に、現地を良く知っていることは強味であるが反面自分の居住地の近くでないところを担当するなど細かな心くばりが必要であると思う。これは知人であれば答えにくいということもあり、また、内容まで口出しされることも問々ないとはいえないからである。もっとも依頼だけならその付近の顔見知りの方がやりやすい場合が未だに存している。

調査客体との交流については、現在の日本では行政当局の協力がぜひとも必要である。43年掛川調査では、静岡県当局の調査と関連させ、しかも熱心な当時の掛川市助役の協力によってうまくいったのである。現地側との協力関係で重要と思うのは、例えば3回の掛川調査を実施して、なぜ掛川ばかりやるのだ、ということが出てくる、とくに栄養調査などは大変である、そこで調査員の中にはお手上げになる人が出てくる、ということである。もう調査は前にやったからごめん、というのである。われわれとしては、ある一定の地点を設定したら、そこをフィールドとして何年かおきに続けていきたいという希望がある。この考え方に対して婦人会の意見では現地への見返りが少ないということであった。この調査結果が掛川市に、あるいは会の全員に役立つのだということ

資料 実 態 調 査 一 覧 表

年 次	昭和 40	41	43	45	48
調 査 地 域	川崎市 (大都市)	北会津村 (農村)	掛川市 (地方小都市)	掛 川 市	掛 川 市
調査のねらい	児童養育費	児童養育費	児童養育費	高齢者世帯	中高年齢者世帯
調査の対象	①児童3人もしくはそれ以下 の世帯 ②世帯主はそれ以下 の世帯主 ③世帯主はそれ以下 の世帯主 ④世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑤世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑥世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑦世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑧世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑨世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑩世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑪世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑫世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑬世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑭世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑮世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑯世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑰世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑱世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑲世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑳世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉑世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉒世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉓世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉔世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉕世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉖世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉗世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉘世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉙世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉚世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉛世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉜世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉝世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉞世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉟世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊱世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊲世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊳世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊴世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊵世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊶世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊷世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊸世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊹世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊺世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊻世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊼世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊽世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊾世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊿世帯主はそれ以下 の世帯主	①児童3人もしくはそれ以下 の世帯 ②世帯主はそれ以下 の世帯主 ③世帯主はそれ以下 の世帯主 ④世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑤世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑥世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑦世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑧世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑨世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑩世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑪世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑫世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑬世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑭世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑮世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑯世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑰世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑱世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑲世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑳世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉑世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉒世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉓世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉔世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉕世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉖世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉗世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉘世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉙世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉚世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉛世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉜世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉝世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉞世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉟世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊱世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊲世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊳世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊴世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊵世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊶世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊷世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊸世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊹世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊺世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊻世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊼世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊽世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊾世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊿世帯主はそれ以下 の世帯主	①児童3人もしくはそれ以下 の世帯 ②世帯主はそれ以下 の世帯主 ③世帯主はそれ以下 の世帯主 ④世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑤世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑥世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑦世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑧世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑨世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑩世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑪世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑫世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑬世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑭世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑮世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑯世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑰世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑱世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑲世帯主はそれ以下 の世帯主 ⑳世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉑世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉒世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉓世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉔世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉕世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉖世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉗世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉘世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉙世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉚世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉛世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉜世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉝世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉞世帯主はそれ以下 の世帯主 ㉟世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊱世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊲世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊳世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊴世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊵世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊶世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊷世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊸世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊹世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊺世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊻世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊼世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊽世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊾世帯主はそれ以下 の世帯主 ㊿世帯主はそれ以下 の世帯主	①老人 (夫は65歳以上、妻は 60歳以上) の夫婦または配偶 者のいない世帯 ②老人夫婦世 帯 ③老人夫婦世帯 ④老人夫婦 世帯 ⑤老人夫婦世帯 ⑥老人夫婦 世帯 ⑦老人夫婦世帯 ⑧老人夫婦 世帯 ⑨老人夫婦世帯 ⑩老人夫婦 世帯 ⑪老人夫婦世帯 ⑫老人夫婦 世帯 ⑬老人夫婦世帯 ⑭老人夫婦 世帯 ⑮老人夫婦世帯 ⑯老人夫婦 世帯 ⑰老人夫婦世帯 ⑱老人夫婦 世帯 ⑲老人夫婦世帯 ⑳老人夫婦 世帯 ㉑老人夫婦世帯 ㉒老人夫婦 世帯 ㉓老人夫婦世帯 ㉔老人夫婦 世帯 ㉕老人夫婦世帯 ㉖老人夫婦 世帯 ㉗老人夫婦世帯 ㉘老人夫婦 世帯 ㉙老人夫婦世帯 ㉚老人夫婦 世帯 ㉛老人夫婦世帯 ㉜老人夫婦 世帯 ㉝老人夫婦世帯 ㉞老人夫婦 世帯 ㉟老人夫婦世帯 ㊱老人夫婦 世帯 ㊲老人夫婦世帯 ㊳老人夫婦 世帯 ㊴老人夫婦世帯 ㊵老人夫婦 世帯 ㊶老人夫婦世帯 ㊷老人夫婦 世帯 ㊸老人夫婦世帯 ㊹老人夫婦 世帯 ㊺老人夫婦世帯 ㊻老人夫婦 世帯 ㊼老人夫婦世帯 ㊽老人夫婦 世帯 ㊾老人夫婦世帯 ㊿老人夫婦 世帯	①耕地面積3反未満の世帯、 子の数は3人もしくはそれ以 下 (ただし世帯調査を除いて は) ②夫婦のみの世帯 (C) ③ 夫婦のみの世帯 (C) ④夫婦の みの世帯 (C) ⑤夫婦のみの世帯 (C) ⑥夫婦のみの世帯 (C) ⑦ 夫婦のみの世帯 (C) ⑧夫婦の みの世帯 (C) ⑨夫婦のみの世帯 (C) ⑩夫婦のみの世帯 (C) ⑪ 夫婦のみの世帯 (C) ⑫夫婦の みの世帯 (C) ⑬夫婦のみの世帯 (C) ⑭夫婦のみの世帯 (C) ⑮ 夫婦のみの世帯 (C) ⑯夫婦の みの世帯 (C) ⑰夫婦のみの世帯 (C) ⑱夫婦のみの世帯 (C) ⑲ 夫婦のみの世帯 (C) ⑳夫婦の みの世帯 (C) ㉑夫婦のみの世帯 (C) ㉒夫婦のみの世帯 (C) ㉓夫 婦のみの世帯 (C) ㉔夫婦のみの 世帯 (C) ㉕夫婦のみの世帯 (C) ㉖夫婦のみの世帯 (C) ㉗夫婦の みの世帯 (C) ㉘夫婦のみの世帯 (C) ㉙夫婦のみの世帯 (C) ㉚夫 婦のみの世帯 (C) ㉛夫婦のみの 世帯 (C) ㉜夫婦のみの世帯 (C) ㉝夫婦のみの世帯 (C) ㉞夫婦の みの世帯 (C) ㉟夫婦のみの世帯 (C) ㊱夫婦のみの世帯 (C) ㊲夫 婦のみの世帯 (C) ㊳夫婦のみの 世帯 (C) ㊴夫婦のみの世帯 (C) ㊵夫婦のみの世帯 (C) ㊶夫婦の みの世帯 (C) ㊷夫婦のみの世帯 (C) ㊸夫婦のみの世帯 (C) ㊹夫 婦のみの世帯 (C) ㊺夫婦のみの 世帯 (C) ㊻夫婦のみの世帯 (C) ㊼夫婦のみの世帯 (C) ㊽夫婦の みの世帯 (C) ㊾夫婦のみの世帯 (C) ㊿夫婦のみの世帯 (C)
調査の種類 実施月、客体 数(カッコ内)	①予備調査 (調査タイプの決 定) ②おおよそ客体の選定 ③11月世帯調査 (141) ④11月家計調査 (141) ⑤45年9月、5年後追跡調査 (113)	①客体の選定 ②8月世帯調査 (124) ③8月世帯調査 (124) ④8月世帯調査 (44)	①客体の選定 ②8月世帯調査 (156) ③8月世帯調査 (156) ④9月世帯調査 (70) ⑤45年9月補完調査 (共働き 世帯のみ)	①客体の選定 ②8月世帯調査 (132) ③8月世帯調査 (108) ④9月世帯調査 (54)	①客体の選定 ②7月世帯調査 (775) ③10月世帯調査 (181) ④11月世帯調査 (60) (428人) ⑤10月健康調査 (428人) ⑥49年1～2月補完調査 (家 計調査世帯)
実態調査の 実施者	①日本鋼管川崎製鉄所「主婦 の新生活運動」地区委員、お茶 の水大、社会保険研の各グ ループ	①左記東京グループのほかに 国立、栄研、福島大、県立 会津大、会津若松保健所来 養士グループ	①掛川市連合婦人会員 ②左記東京グループ、静岡衛 生部、掛川市保健課の諸氏、 栄養士グループ	①掛川市掛川地区婦人会員 ②左記東京グループ、栄養学 科グループ、掛川市福祉事務 所	①、②、④左記グループ ③国立、栄研および中京女子大 栄養学科グループ ⑤TMC
調査結果の 処理	すべて第2次処理は調査実施者。集計は世帯調査は森岡教授 (ただし48年はコンピュータ)、栄養調査は年次により厚生省 統計調査部有志、市場調査社、日本大学生グループなどの援助を受ける				
調査結果の 公表	40～45年調査については概況報告はすでに『季刊社会保険研究』に、48年調査は目下解析中 報告書は40～43年調査についてはすでに『家族周期と児童養育費』『家族周期と家計構造』に、45～48年調査は目下準備中				

を明らかにすることを非常に強く要求しており、現に役立つのであれば協力はおしまないし、市から財政援助もさせようという話も出てきた。この問題では、市のために役立つという調査をどのように考えるかということになる。私達調査組織側でもいくつかの手段をとってきている。それは調査打合せ会の実施、調査世帯への周知徹底、結果報告会の開催など具体的に行っている。もっともよく考えてみると、報告会一つとってみても実際には形式的な方向に流れて余り役立つでないきらいがないでもない。役立つかと強く思っているのは栄養診断である。これは栄養調査に協力したわずかな世帯であるが、栄養研究所及び中京女子大学の専門家から1軒ずつ各世帯の栄養状態について診断し、結果を伝えたのであった。このことは有効であったと考えているが、ただ時間的余裕がなく会場に来られなかった世帯については1軒ずつ回れなかったことにまだ考慮の余地が存している。

48年度調査に関して私の主張は、家計費についてであるが、家計診断を1世帯ずつ実施し、各世帯の結果を伝えることがぜひ必要であるということである。要は調査協力者に対して同じようなメリットがあるように仕組むことが重要な点である。また戦後間もない仙台での経験であるが、消費実態調査を実施したとき、この調査は占領軍の意向では行政機関とは関係なしに実施するようにと気を使い、事務所も官庁とは別となっていた。しかし、占領軍の意向に反して調査員は「県庁から来ました」といって訪問調査することが一番有効であった。掛川調査においても中鉢教授と私は協力拒否の世帯に説得を図ることが大きな仕事であった。その場合納得を得難かったのは、極めて一部であるが、そして老齢の方ではあるが、学校の先生のお宅であった。一番大変で「何でそんな義務があるのか、拒否も自由でないか」といわれたある元高校長宅では「何の権利があって強制するのだ」、「この時代に時代さくごだ」といって説明を受けようとされないのであった。また公共機関に勤務する職員の宅でも同様なところが見受けられた。ここに1つの問題があるように思う。むしろ役所的な上からの強制が通じやすく、それをこえて納得づくで正確なものを出すというようなことには、まだ日本ではそこまで行っていないということがあるのではないだろうか。

最後に調査の今後の方向については、極めて個人的な意見であるが、調査技術で得られた少数例標本調査で、家計なり栄養なりが、世帯および個人別に分離して調査できるということである。この方式をとるならば、それができないために今までできなかった厚生行政効果測定

調査、つまり老齢者世帯に対する老齢年金をはじめとする老齢保障、児童世帯に対する児童手当をはじめとする児童福祉、疾病世帯に対する医療保障、などの効果が測定できるということである。これらの社会保障の政策が変わるに従って、その影響がどのように家計あるいは大きくは世帯に及ぶかということの調査を継続して実施できるような方向は、この調査によって実施可能となるのではないか。

ただ問題ばかりをもって、実際には出発したばかりであるけれども、そういう方向転換を調査関係者と話し合っているのであるが、これは新たな問題として、もしその方向が可能ならば、この行政の主たる担当省である厚生省が実施しなくてはならない事柄であろう。そして実施するとなれば、研究段階がからんで普通の官庁調査ではできない、研究所のようなところが前述のような仕組みを利用して実施することが必要なのではないかと考えている。10年、20年あとになってこのような調査を実施していなかったことによって、ほぞをかむのではないかと憂えており、できるならば今後も引続いて実施しておかななくてはならない調査であると考えている。

以上、調査に関する経過及び私の考えている調査に関する問題を報告して終りたい。

付 記

ここに掲載した公開研究座談会は、社会保障研究所の第12回のもので、昭和49年11月26日に開催されたものである。この日のテーマは「生活調査における家族周期的アプローチ」で、リポーターはここに掲載した森岡清美、小沼正の両先生であった。このレポートに対するコメントは、日本女子大学教授一番ヶ瀬康子、国民生活センター調査研究部長川端良子の両先生に担当していただいた。司会は慶応義塾大学教授中鉢正美先生であった。

ここでおわびをしなければならないのは、紙幅の関係で、コメンテーター一番ヶ瀬、川端両先生をはじめ参加の諸先生の貴重な多くのコメント及び司会の中鉢先生の生活調査に関する責任者としての立場からの補足的解説について掲載できなかったことである。皆様のお許しをいただきたい。

なお、本号から「地方小都市中高年世帯の家族周期的分析」を連続して掲載する。第1回は世帯概況で、以下、家計、栄養、健康の順序である。この座談会レポートとあわせてご覧いただきたい。

ポール・パイヤ著 藤井良治訳

『老年の社会学』・(*Sociologie de la Vieillesse*)

白水社 昭和49年 138 xii ページ

上 村 政 彦

I はじめに

本書は Paillat, P., *Sociologie de la vieillesse* の翻訳である。原著者ポール・パイヤ氏はフランス国立人口問題研究所の所員で、老人問題を担当しており、第5次(1966~70年)および第6次(1971~75年)の経済社会発展計画の策定に当たっては老人問題作業委員会の一員として参加している。このほか訳者藤井良治氏(亜細亜大学)によると、パイヤ氏は1920年生まれで、グルノーブル大学とパリ大学で法律を学び、国連職員としてジュネーブの欧州本部およびニューヨーク本部に勤務した経験をもっているといわれるが、詳しいことは不明である。

II 本書の概要

本書の構成は大きく分けて5章からなっており、序文とあとがきが前後につけられている。

(1) 第1章「人口学的統計と老齢化」では、フランスの人口老齢化についての過去の推移、現状、そして将来の展望がとりあげられ、老人問題解明の前提となる人口学的分析が行われている。一般的平均余命が伸長するなかで、フランス人の平均的結婚持続期間は長期化し、現在の39年がやがて46年となることが予想され、古くから使用されている「銀婚式」とか「金婚式」という呼び方の希少価値が大きく低下することになるという指摘は面白い。

ところで人口構造の将来推移については、死亡率が減少し出生率が一定であると仮定したうえで、全人口を20~59歳、60~64歳、65歳以上の3グループに分け、扶養人口(あるいは活動人口)と被扶養人口の将来を予測している。これによると1980年に3グループの構成比は75.2%、4.4%、20.4%となり、とくに65歳以上人口の増加が著しい。もっとも全人口中に占める60歳以上の高齢者の割合は現状以上に悪化することは考えられず、やがて老齢化傾向は安定化するものとみられている。

(2) 第2章は「生活手段と生活様式」で、ここでは老人の「所得と消費」、「職業活動」をはじめ、「住宅事情」、「余暇と社会への融合」などの問題がとり扱われ、フランスの老人たちが置かれている困難な現状が概括的に明らかにされている。

「所得と消費」の項では、高齢者の一般的所得水準が低いこと、最低生活を保障する制度的措置(老齢手当と補足手当の制度)の水準が最低賃金(SMIG)の43%にしかならないことが明らかにされ、合わせてINSEEの調査資料を用いて年齢階層別の消費構造をみながら老人たちの消費行動に触れている。

老人の「職業活動」についてはさらに後に独立の章(第4章)でとりあげられており、この問題を重視する態度がみられるが、ここではフランスの産業活動に高齢労働力がどの程度活用されているか、そしてそこにどのような問題が生じているかが分析されている。一つの焦点となっているのは農村における高齢労働力の問題である。農村では若者たちが農業に失望して土地を離れ、都会へ流出する傾向が強く、高齢者がいつまでも農業に従事しなければならなくなっている。この現象は農村の極端な老齢化をもたらすと同時に近代化の流れに「おくれ」をもたらすことになっており、わが国と同じく農村問題の深刻さがうかがわれる。

同じことは老人の「住宅事情」にもみられ、都市の住宅難やアパートの狭さのため老人たちは若夫婦やその子どもたちとの同居のなかでつらい思いをさせられている。すなわち「同居の利点はなくなり、不便だけが残し、家庭は年老いた両親だけでなく、家族みんなが悩む激しい緊張の場になっている」といわれる。

(3) 第3章は「退職と年金」で、当然ながら本書ではこの項にもっとも力点が置かれている。全体は年金制度の現状と年金制度改善のための政策との二つに分かれる。

まず年金制度の現状については、拠出年金制度、協約による補足年金制度および無拠出の老齢手当制度の3部門に分けて説明が行われ、拠出年金制度は一般制度、特別制度および非被用者の制度に分けて叙述されている。

ここではこれらの各々についての詳細な紹介は省略し、特徴的な点をめぐっていくつかあげておこう。

第1はもっとも代表的な拠出年金の一般制度についてである。一般制度はまだ必ずしも成熟化を遂げていない。従って30年間の被保険者期間をもつ完全年金の受給者数は必ずしも多くはなく(年金制度間の通算制度がないこともその一因)、さらに年金額の算定基礎となる賃金に設けられた上限額が低く抑えられているため、年金給付の水準は低い。このような低水準の拠出年金制度を補完するために、一方で労使間の協約による「補足年金」の制度が発達しており、他方では国民連帯基金による「補足手当」の制度が低額年金受給者の最低生活を保障する機能を果たしている。

第2は年金の特別制度についてである。国や地方の公務員、鉱山労働者、鉄道従業員、そのほか電力・ガス、水道など国営企業の従業員やオペラ座団員までを対象として、大小さまざまな職域ごとの多数の特別年金制度が設けられている。これらの特別制度は一般制度に比して歴史が古く、概して制度の成熟化がすすんでおり、また年金額の決定に最終報酬が利用されることもあって、年金給付の水準はかなり高くなっている(年金の最高限度額は一般に最終報酬の75%)。しかしながら反面、これらの制度では年金受給者数が増加するのに対して拠出者たる被保険者数が減少しており、それぞれの制度の年金給付費負担は相当な重荷となってきた。鉱山労働者の年金制度のごときはすでに1959年から年金受給者数が被保険者数を上回っている。

第3に、年金の一般制度あるいは数多くの特別制度はそれぞれに年金年齢その他の年金受給要件、あるいは年金額の計算方法などを異にしており、フランスの年金制度はきわめて複雑である。ところで特別制度の被保険者あるいは年金受給者の集団は、これまで彼等の目に「既得権」の侵害であると映るいっさいの措置に強く抵抗してきたために、年金制度全体の複雑さはほとんど解消されないままとなっており、制度間の通算制度も実現していない。このような事態は転職の妨げとなり、「外部での昇進の機会を失なわせ、現状改善の意思や向上心を萎縮させている」といわれる。

さて後半の政策に関する部分であるが、今後の年金政策の焦点は、著者によると、低い年金水準の改善と制度の統一を目指すものでなければならないとされ、具体的には年金年齢、年金額および財源の三つが取り上げられている。

年金年齢については、理論的にはその国の生命表と人

口構造とを考慮して決めなければならないが、実際には年齢を絶対的基準として使うべきではないとされている。従って一部にみられる定年制を廃止しながら在職年金制を活用して、年金年齢については年金制度に柔軟性をもたせるべきであるとしている。注目を惹くのは年金年齢に関する男女間の開きについての著者の考え方である。著者はILOの勧告にもかかわらず年金年齢を女子に有利に設けることは人口学的におかしいとしている。

年金額についてはその引上げを目的とする改善策を提案し、これまでの年金額の計算方法を改めるべきであるとしている。すなわちこれまでの計算方法では30年間の被保険者期間がある場合に年金受給申請前10年間の平均賃金年額が計算の基礎とされた(60歳受給開始でその20%、65歳受給開始でその40%)。この方法では30年を越える職業活動の期間が無視されることになり、また過去10年間の平均賃金年額では低下傾向にはいる高齢期の賃金額が算入されることとなり、結果的に年金額が抑えられることになる。これらの問題点を排除するため、著者は、拠出年金制度の年金額の決定に年金点数方式(協約による補足年金制度が採用するもの)を導入すべきであるとしている。付言すると、この点については73年の法律によって行われた制度改定によりその趣旨の一部が実現されている。すなわち74年1月1日から年金額算定の基礎となる過去10年間の賃金は直近の10年間ではなく、被保険者全期間中もっとも高額となった10年間分の平均賃金年額とされることになった。

最後に年金制度の財源についてであるが、一部には年金支出の増加傾向に対処するとともに、各年金制度間の給付格差を是正して公平を実現するためには年金制度の財源を国費でまかなうよう改めるほかないという見解がみられる。著者はこれに否定的見解を示し、運営技術の効用という点からするとこのような財源政策は万能薬ではないし、問題の解決に安全な方法とはいえないとしている。そして「一度予算に組み入れられると、年金支出は縮小されないまでも、少なくともブレーキがかかるか、他の公共支出費目に比べて不利な取扱いを受けるおそれがある」とするのである。

(4) 第4章では老人の「職業活動」がとりあげられている。職業活動はいうまでもなく老人たちの精神的、肉体的均衡にとって重要な意味をもっている。ところで1970年から80年までの人口予測によると、20~64歳の生産活動人口は8%しか増加しないのに対して65歳以上の高齢人口は15%増加するとみられている。このことは単に労働力不足ということにとどまらず、さらには

年金支出が増加し、その費用負担が難しくなることを意味している。そこで著者は、あらゆる職業に老人たちを気持ちよく迎え入れた方が得策であるという。しかしだからといって老人の労働が若年層の昇進や向上心を抑え、世代間の緊張関係をつくり出すことは避けられなければならない。著者は、老人の労働能力を有効的に活用するため、このような困難ないくつかの要素を調整する手段が必要となり、その場合「協力の精神」と「柔軟性に対する配慮」とが要求されるとし、具体的には労働期間の延長を促進するための手段や、老人のための「特別の仕事」などに触れている。なお、老人の雇用を促進するに当っては生産性中心の一率の最低賃金制ではなく、職種別の最低賃金制を設けて老人を雇用する企業側の労務費負担に配慮を加える必要があるとしている。

(5) 最後の第5章は「社会保護」である。ここでは前半で法令にもとづく老人のための扶助（現金扶助と現物扶助）ならびに公私の地方団体によって行われる任意扶助の制度が概括的に説明され、後半では在宅老人サービスと施設収容サービスに分け、その現状がどのような状況にあり、その改善のためどのような努力が払われなければならないかが明らかにされている。ところで老人のための現実のサービスのなかでもっとも深刻な状況にあるのは施設収容サービスである。たとえば救護院の大部屋に健康な者と病弱な者が雑居させられたり、あるいは夫婦が別々の部屋に入れられたりしていることが明らかにされており、また病院については入院患者の1/3が老人によって占められているため病院本来の機能がそこなわれていることが指摘されている。著者は、これらの現状を改善するために、救護院を「退職者の家」に組み替え、より人間的な施設とする方向に多大の努力が払われるとともに、退職者の家のなかに診療所を併置して病院の負担を軽減するような政策が今後推進されなければならないと提言している。

III 結 び

以上本書の内容を全体にわたって概括的に紹介してきたが、すでに明らかなように「書評」というよりもっぱら「紹介」に終始した。最後に読後の感想などを述べ結びとしたい。

全体として感じられることは、ここで明らかにされているフランスにおける老人問題の現状、そしてそのために要請されている高齢者政策がわが国の場合に共通するところが少なくないということである。

ところで人口の老齢化という点でみると、60歳以上の

高齢者数はフランスの場合すでに1960年前後に全人口の18%を占めるに至っており、人口老齢化のピークはわが国に比して20年以上も早期に到来しているのである。フランスにおける老人問題の実態がいかなるものであるか、あるいは問題解決のためにどのような政策がとられ、あるいはとられようとしているかは、これから高齢化社会へはいろいろとしているわが国にとって貴重な参考資料を提供するものであり、本書はわれわれに有益な示唆を与えてくれるといわなければならない。

本書はクセジュ文庫の一冊として刊行されたものであるが、原著者の簡明な叙述と翻訳者藤井良治氏の手なれた訳、平易で適切な言葉づかいのため、この一冊でわれわれはフランスにおける老人問題とそれに対応する高齢者政策をかなりのところまで理解することができる。ただ、年金制度をとり扱った第3章には一般の読者にとって理解困難なところがあるかもしれない。しかしそれはフランス年金制度の理解困難な複雑さに由来するものであって、原著者あるいは翻訳者の責任とは無関係である。とはいえ年金制度が老人問題にとって重要な一側面であることを考えると放置できないわけであり、さしあたり厚生省年金局編「各国の年金制度」（厚生出版社）あるいは近刊予定の黒住・中鉢・松本編「老齢保障論」（有斐閣）に収載されたフランスの項など参考にされることをおすすめする。

あわせて本書に関連するフランスの文献2冊を紹介しておこう。その一つは1962年に発表された「老人問題研究委員会」（別名をラロック委員会ともいい、パイヤ氏も参加）の報告書 *Politique de la vieillesse* (*La Documentation française*) で、本会にもふんだんに引用されている。この報告書は10年後に到来する高齢化社会の深刻な段階を予測して、老人の職業活動、年金、社会扶助、医療、教育などを包括的にとりあげ、現状分析ととられるべき政策の提言を行ったもので、438頁に及ぶ貴重な文献である。この文献の邦訳はまだないが、健保連「調査時報」No. 41がその一部を邦訳して掲載している。

もう一つの文献は原著者パイヤ氏の最近の著書(共著) *Conditions de vie et besoins des personnes âgées en France*, (*Press universitaires de France*) である。これはパイヤ氏の指導のもとに行われた農村部における老人の実態調査結果をまとめたもので、老齢化の著しいフランス農村の実状を知るに貴重な文献である。

(うえむら まさひと・名古屋市立大学助教授)

社会 保 障 統 計

社会保障関連諸指標（住居・教育・生活保護・社会福祉施設）

国際比較

	年次	住 居						教 育					
		規 模		居 住 密 度		設 備		就 学 率			1 教員当り生徒数		
		1戸当り 室数	1室住戸 の割合	1室当り 人員数	1室3人以上 住戸の割合	屋内水道	水洗便所	第1 段階	第2 段階	第3 段階	第1 段階	第2 段階	第3 段階
ヨーロッパ州	1970	3.8	5.3	0.7	0.1	96.5	90.1	97	102	19.44	20	*13	...
スウェーデン	1960	4.2	3.7	0.8	0.7	92.8	57.9	105	86	15.84	20	10	10
フィンランド	1970	3.1	12.4	1.0	3.0	72.1	61.4	98	75	12.50	22	16	10
デンマーク	1965	3.5	3.5	0.8	0.4	96.7	90.9	98	87	17.95	*16	...	...
スイス	1960	4.8	2.3	0.7	0.2	96.1	...	104	61	8.70	...	...	11
イングランド・ウェールズ	1971	3.7	2.1	0.8	0.1	...	...	110	72	*9.75	*23	*14	*13
ドイツ連邦	1968	4.1	2.1	0.7	0.2	99.7	87.4	132	61	14.05	26	16	13
フランス	1968	3.4	12.0	0.9	2.8	90.8	51.8	118	73	*15.93	23	*16	*20
ベルギー	1970	2.9	18.8	...	...	86.6	...	111	84	10.32	*21	*7	...
イタリア	1961	3.3	8.6	1.1	7.6	62.3	...	107	59	17.17	22	12	16
スペイン	1960	4.2	...	...	...	45.0	...	83	49	8.36	29	21	...
ポルトガル	1960	3.6	10.1	1.1	10.3	28.9	41.8	95	65	7.29	34	17	17
チェコスロバキア	1961	2.7	8.0	1.3	5.4	49.1	39.5	97	37	10.43	20	17	8
北アメリカ州												一般	
カナダ	1971	5.4	1.5	0.6	0.2	96.1	94.5	118	67	26.61	25	16	*19
アメリカ合衆国	1970	5.1	1.9	0.6	...	97.5	96.0	109	100	49.23	24	19	12
メキシコ	1970	2.3	40.1	2.5	...	38.7	...	104	23	5.78	*47	*14	14
南アメリカ州													
チリ	1970	2.9	10.9	1.4	17.4	59.6	43.6	119	29	9.33	*42	*13	...
コロンビア	1964	2.9	18.9	...	...	41.3	42.0	95	21	4.98	27	10	8
ベネズエラ	1961	3.3	13.6	1.6	21.1	47.7	32.2	98	38	8.82	34	22	11
アジア州													
日本	1970	3.8	8.9	1.0	2.2	...	...	100	90	15.84	26	19	11
フィリピン	1967	...	20.3	...	38.1	34.4	19.9	112	45	20.19	30	30	23
インド	1971	2.0	47.9	2.8	...	...	...	56	15	2.65	36	19	...
韓国	1970	3.0	7.3	2.3	...	19.6	1.8	104	41	7.51	57	37	19
イラン	1966	3.0	23.3	2.3	46.5	13.1	...	62	26	3.08	33	34	12
イスラエル	1971	2.5	10.6	1.5	8.3	96.5	...	94	56	19.78	17	11	7
アフリカ州													
モーリシャス	1962	2.7	27.5	1.9	28.6	14.9	22.4	105	*30	*0.25	*33	*23	*4
ガーナ	...	...	...	...	...	...	...	89	5	0.72	30	17	6
大洋州													
オーストラリア	1971	5.0	1.9	0.7	0.3	...	89.5	107	81	17.04	27	20	25
ニュージーランド	1966	4.9	0.8	0.7	0.2	90.3	94.0	102	68	*25.01	*27	*19	*18
ソ連	1965	3.0	...	1.3	...	...	...	104	66	24.95	17	...	...

注 1) 第1段階: 学習の用具としての基礎的な知識を与えることを主たる機能とする教育(例, 小学校)。その期間は各国の教育制度によって異っており4~9年制と変化している。

第2段階: 第1段階の最小限4年間の基礎知識教育に基くもので、一般知識および特殊知識のいずれか、あるいは両方を与えるもの(例, 中学校、高等学校、職業学校および教員養成学校)。

第3段階: 入学の最小条件として、第2段階の教育の完了あるいは同等の水準の知識を要求する(例, 大学、学芸大学、高等専門学校)。

2) 就学率: 就学者数を該当年齢人口で除して求めている。実際の就学者は上記該当年齢の範囲をこえることがある。なお、第3段階の場合には各国を通じて20~24歳人口が用いられている。

3) * は年次欄より1年前の計数であることを示す。

4) カナダの第2段階1教員当り生徒数は一般教育についてのみの計数で、職業教育等が含まれていない。

資料 国際連合「世界統計年鑑1973」、UNESCO, Statistical Yearbook 1972。

国内資料

	生 活 保 護					身障者手帳台帳登録数		福 祉 相 談 件 数		
	被 保 護 世 帯 数	保 護 率 (千人当り)	1人当り 保 護 費	傷病による 保護開始	医療扶助 人員 率	18歳未満	18歳以上	児 童	精 神 弱 者	婦 人
昭和 35 年	千世帯 611	% 17.4	千円 3.1	% 55.4	% 28.3	千人 97	千人 794	千件 223	千件 ...	千件 44
36	613	17.4	3.8	52.1	29.0	103	867	235	26	50
37	624	17.6	4.2	50.9	29.2	105	920	245	40	54
38	649	18.2	4.8	51.3	31.1	112	997	259	78	55
39	642	17.2	5.7	56.9	35.2	114	1,043	276	89	59
40	644	16.3	7.1	67.2	38.5	110	1,104	272	94	64
41	657	15.9	8.4	69.0	41.9	115	1,175	265	109	65
42	662	15.2	9.8	70.9	44.9	111	1,252	259	118	65
43	659	14.3	11.8	72.3	48.1	114	1,344	262	124	62
44	661	13.6	13.6	73.2	50.2	118	1,422	262	154	63
45	858	13.0	17.0	80.9	52.2	121	1,500	256	162	67
46	669	12.6	19.5	76.6	54.5	121	1,583	246	163	71
47	692	12.7	23.9	77.0	56.3	123	1,675	242	150	72
48	686	12.1	27.7	77.3	57.7	...	...	241	172	67

	社 会 福 祉 施 設									
	施 設 数	従事者数	施 設 種 類 別 在 所 者 数							
			保護施設	老人福祉	身体障害者	婦人保護	その他 社会福祉	児童福祉	(再 掲) 保 育 所	精神薄弱者
昭和 35 年	千施設 13.7	千人 101.5	千人 75.5	千人 .	千人 3.4	千人 1.5	千人 19.5	千人 750.9	千人 689.2	千人 .
36	14.2	106.2	75.2	.	3.6	1.4	19.9	775.6	712.1	0.4
37	14.6	111.6	75.9	.	3.7	1.3	20.5	805.5	739.9	1.0
38	15.0	115.6	32.0	47.3	4.1	1.2	19.3	833.4	766.4	1.5
39	15.7	124.6	28.9	51.0	4.5	1.1	18.4	867.2	799.4	3.3
40	16.5	131.7	26.6	54.8	4.8	1.5	17.5	898.7	829.7	4.5
41	17.3	145.1	25.2	58.6	5.5	1.3	18.8	940.7	869.9	5.9
42	18.3	160.3	23.6	62.2	6.9	1.2	17.2	1,003.8	930.8	6.8
43	21.0	178.0	22.1	65.7	7.7	1.3	16.4	1,070.3	994.4	8.3
44	22.5	199.5	21.2	69.6	8.2	1.2	15.2	1,143.4	1,065.9	10.3
45	23.9	218.5	20.5	75.1	8.7	1.2	13.6	1,210.0	1,131.4	12.9
46	25.2	236.5	20.3	81.6	9.3	1.1	12.5	1,281.7	1,201.2	15.7
47	26.7	267.1	20.1	88.5	10.3	1.1	13.4	1,385.5	1,303.2	18.2
48	29.1	299.8	19.9	98.0	11.3	1.1	13.7	1,508.2	1,425.6	21.4

- 注 1) 被保護世帯数は年度平均1ヵ月間の世帯数。
 2) 保護率は年度平均1ヵ月間の被保護実人員数を10月1日現在の人口で除して求められている。
 3) 1人当り保護費は1ヵ月平均の金額。
 4) 傷病による保護開始は保護開始の理由が世帯主あるいは世帯員の傷病によるものの割合を示す。
 5) 医療扶助人員率は医療扶助受給者を被保護実人員で除した。
 6) 身体障害者手帳交付台帳登録数は年度末現在。
 7) 福祉相談件数について、児童は児童相談所、精神薄弱者は福祉事務所と精神薄弱者更生相談所、婦人は婦人相談所における相談件数である。
 8) 社会福祉施設は昭和46年以前は12月31日現在、昭和47年以降は10月1日現在。
 9) 従事者数は専任と兼任の合計。なお、医療保護施設と無料低額診療施設の従事者は含まない。
 10) 保護施設在在者数は医療保護施設を除く計数。
 11) その他社会福祉施設在在者数は無料低額診療施設を除く計数。
 12) 児童福祉施設在在者数は助産施設、母子寮を除く計数。
 13) 保育所在在者数は児童福祉の再掲。

資料 厚生省「生活保護速報」、「社会福祉行政業務報告」、「生活保護動態調査報告」、「社会福祉施設調査報告」

研究会抄録

(昭和 49 年 10 月～12 月)

経済分析研究会

本研究会では、所得分布に関する研究と、社会的支出に関する研究のそれぞれについて、次の研究報告が行われた。第 1 は、開発途上国の所得分布に関する国際会議の紹介報告(報告者 市川洋)であり、第 2 は、最近における医療費の動向についての報告(報告者 加藤四郎)である。

市川報告は、このなかでとくに、「階層別所得分布における人口動態要因」と題するクズネット (Kusnetz, S.) 論文を取り上げ、他の制度的政策的インパクトがなくても、人口構造における年齢構成の変化と、世帯規模の変化によって当然に所得分布も変化するというクズネット仮説を紹介した。第 1 次所得の階層分布を、人的・物的資産の階層分布と、その市場条件によって説明しようとする経済学的分析への批判として重要な論点を提示したものである。

加藤報告は、最近における保険医療費の増嵩をとりあげ、いわゆる老人医療費の無料化によって、保険財政における制度間格差が急速に拡大していることを明らかにする。また保険医療費の将来予測を試み、過去の趨勢を考慮すれば昭和 55 年には、49 年基準で 2.67 倍～3.90 倍になり、老人医療費の対国民総医療費比率も、この期間に 13.79%から 19.21%へと高まるであろう、との予測結果が示された。老人医療の動向は、その医療費、施設利用率を含めて国民医療の今後に与える影響が大きいだけに、綿密な実証分析への必要性はきわめて高い。

統計調査研究会

「昭和 48 年度掛川市中高年齢者世帯における世帯の概況」(報告者 森岡清美)では、静岡県掛川市で実施した中高年齢者生活総合調査結果のうち世帯概況に関する部分の報告があった。調査世帯数は 775 で、タイプ別内訳は C (夫妻) 176, N (夫妻と子) 246, C—N (親夫妻、子夫妻、孫) 163, M—N (母、子夫妻、孫) 190 である。タイプのほかに (1) 周期段階、(2) 相続世帯か創設世帯か、(3) 自営世帯率、(4) 消費水準の 4 つの分析軸を併せ用いて、対象者の属性 (学歴、就業形態、主稼得者か否か、世帯主か否か、主たる収入源)、物的装置 (持

家率、宅地所有率、室数、帖数、耐久消費財の保有点数、くらしむきの状態) および家族歴 (結婚年数、戦後結婚率、初婚率、夫妻の生育地、親との同居率、既婚子との同居経験率等) について分析が行なわれている。

「掛川市中高年齢世帯における宗教設備の家族周期的分析」(報告者 高橋博子)では上述森岡報告に引き続き、宗教設備に関する部分の報告が行われた。神棚、仏壇、墓の所有状況をタイプを基本的な分析軸として、さらに年齢、家族周期段階、創設・相続、職業等の分析軸と組み合わせながら詳細に分析したものである。タイプ別分析の 1 例だけ示しておこう。神棚、仏壇、墓の順に所有率を示すと C では 66.7, 59.3, 60.7%, N では 81.0, 70.0, 71.2%, C—N では 81.0, 70.0, 71.2%, M—N では 76.8, 92.6, 92.6%となる。C, N, C—N, M—N の順に所有率が高まるが、神棚ではタイプ差が比較的少なく、仏壇と墓では大きい。神棚と仏壇の共有世帯は、C 40.0, N 45.9, C—N 57.7, M—N 72.1%の順になっている。神棚のみ所有は C, N, C—N の 20%強に対して、M—N では 4.7%と少ない。仏壇のみ所有は C, N, M—N で 20% 弱に対して C—N が少なく 12%。共になしは C 14.1, N 12.3, C—N 6.7, M—N 2.6%となっている。仏壇と墓の場合にも同じタイプ別傾向を示すが、共有率と共になしの率が一段高まる点が特徴である。

社会分析研究会

10 月～12 月の研究会では、福祉組織の現状について、「ヨーロッパの福祉施設の状況」「住民参加」「福祉事務所再編問題」をとりあげている。これらはすべて今日の福祉組織を考える上で焦眉の問題であると言えよう。

10 月の報告「ヨーロッパにおける福祉施設の現状」(報告者 荒川博)では、主としてイギリスとスウェーデンの例を用いながら、住宅問題における (日本とそれらの外国との) 差異、ソーシャル・ワーカーやボランティア・ワーカー、リサーチャーとの間での緊密な情報交流の System、福祉の Needs に対する具体的な処置を迅速に行いうるような体制づくり、施設の適正規模についての考え方、施設財政のあり方などで、日本との比較を混えながら興味深い報告があった。

11月の報告「社会福祉における住民参加」(報告者 前田大作)では、最近大きく論じられている住民参加の問題を主として理論的な面からとりあげている。まず住民参加といっても、各国によって大きな差があり、先進国と後進国とでは大きな違いがあるが、アメリカのような国では、professionalizationの欠陥を埋めるものとして、また、参加それ自体による「コミュニティ参加意識」の創出に重点がおかれているのに対して、イギリスではあまりそうした動きがないこと、後進国ではむしろ、gainful employmentが重要な課題となっていることなどを中心とした報告があった。

12月の「福祉事務所の再編成問題について」(報告者 三浦文夫、小林良二、中野いく子)では、最近のモデル福祉事務所構想とその実施状況について、まず、そうした再編問題が出てきた根拠の検討が行なわれ、生活保護業務を中心とした体制から他の方法サービスの強化への要求、福祉サービスへのaccessibilityを大きくする必要性、Needsが分化していること、福祉地区再編・現業員workerのモラルを高めることに対する要請、などの指摘が行なわれ、ついで、昭和48年度から実施されている青森県のモデル福祉事務所についての聴き取り調査から、活動の現状とその問題点についての報告があった。

経済・社会研究会

10月、11月の研究会では、主としてヨーロッパの社会学者の、産業社会論に関する論及をとりあげ、産業社会から福祉社会への移行、両者の論理的関係、これと関連した「脱産業社会論」、等についての報告討議が行われた。

重要な論点の1つは、福祉社会が産業社会とは異なる構造を持つ社会であるのか又、産業社会に対比される意味での福祉社会の構成要件は何であるのかという点である。

10月の研究会「パーソンズとウェーバーの産業社会論について」(報告者 小林良二)では、主としてウェーバーとパーソンズの論理の差異に着目しつつ、ウェーバーの官僚制概念が、産業主義の現代における発現形態であるという点、福祉をNothilfepflichtとしてとらえたばあい、それは官僚制化の進展によってgesellschaft化の方向に進み、そうしたNoltuffe pflichtの場所は、小共同体(Kleine Gemeinde)の中にしかみられなくなる、という論旨が紹介された。

これに対して、11月の研究会「先進産業社会の問題

——パーソンズとベルの指摘をめぐって——」(報告者 馬場啓之助)では、産業主義の中に、業績主義と平等主義の二要素が矛盾しながら成立しており、この平等主義の面が、近代～現代の様々な社会改革を生み出してきたこと、それが教育革命や、コミユナルなものをめざす運動を作り出してきたこと、しかし、それは、産業社会そのものを原理的に否定するものではなく、むしろ、それを補完するものであり、決して新しい段階を画すことを意味するものではない、という報告があった。

このように、福祉社会=脱産業社会ではなく、むしろ、その必要な構成部分であること、しかし、その成立する場(レベル)についてはかなり問題があり、この点、更に詳しい議論が必要とされているのである。

制度研究会

11月に「ネガティブ・インカム・タックスについて」(報告者 嘉治佐代)の報告および「第17回国際社会福祉会議に出席して」(報告者 根本嘉昭)と題する報告を中心にして研究会が2回開かれた。12月に開かれた研究会では「最近におけるアメリカ医療保障の動向」(報告者 前田信雄)について報告が行われた。

ネガティブ・インカム・タックスに関する報告では、アメリカの動向が中心として取り上げられ、フリードマンの構想と最近の家庭援助法案につながる動きが対比して論ぜられた。討議では、主として neo-liberalist であるフリードマン提案の理解の仕方が問題となった。monetaristであるフリードマンがなぜ財政主義的政策を唱えるのか、他の論者との違いはどのような点にあるか、といった疑問が提起された。それについてはこれらの二つの異なった動きは、NITを普遍的、一元的、総合的体系として社会保険をも吸収して考えるか、低所得者対策の一つとして考えるかというところで区別され、社会保険を排するという意味で、フリードマンの構想は neo-liberalist としての思想の一貫性が認められるのではないかという解釈も出された。

根本報告は、『海外社会保障情報』No. 28に概要が記録されているので参照されたい。

前田報告は、アメリカでの1年間にわたる研究成果の一部であり、いずれなんらかのかたちで発表されるものと思うが、最近におけるアメリカ医療保障の動向を、現行のMedicareとMedicaidの実施状況、Health Maintenance Organisationの活動、健康保険法案をめぐる動きについて論じたものである。

政策研究会

11月には「健康保険の財政について」(報告者 小山路男)というテーマで、最近の健康保険財政のうち、とくに、政管健保が主に取上げられていた。まず、政管健保の財政状況、保険料率の改正、弾力条項発動などをめぐる諸事情が説明され、それらの背景にある条件として、医療費改訂と支出増、春闘による賃金上昇、保険料収入と支出の予想などが述べられた。また、弾力条項を採用した理由とこれを発動する状況ならびに発動の手続きも、説明に加えられた。なお、今後のポイントとして、標準報酬上限の引上げ、一部負担の取扱い、老人医療費などが示され、併せて、厚生年金保険の財政再計算と改正の目標なども取上げられた。年金改正の目標に関連して、標準報酬上限の引上げ、標準的年金の水準、障害年金や遺族年金の改善、年金の通算、財政方式、全年金制度の均衡をめぐる事情が述べられた。

以上の報告に対して、総報酬制の取扱いと予想およびそれを採用したときの影響、国民健康保険の財源調達と総報酬制の関係、医療機関の収入と税制、厚生年金保険と健康保険の標準報酬上限の関係や保険料率、今後の医療給付と健康保険制度(医療資源の適正配置、医療保険の在り方)、老人医療や乳幼児医療をめぐり、論議が行われた。

12月の初めには「厚生白書について」(報告者 田中富也)というテーマで、「昭和49年度厚生行政年次報告」について、まず、報告の基調として流れる考え方や特徴、全般的な解説が示され、主として、総論を取上げながら報告が行われた。今回の年次報告では、ルーマニアで世界人口会議が開かれたのを機に、人口年を主要な流れとして、報告をまとめられていたことが示された。人口の点では、世界人口の爆発的増加(とくに、発展途上国にいちじるしい)、日本の人口動態などが述べられた。人

口動態と関連して、年金年齢の引上げ、老齢年金の退職要件と定年制度などが報告され、また、人口安定型への推移とその維持、今後の人口増、老齢人口の増加、若年人口の相対的な減少などの問題点も取上げられた。なお、人口動態に関連をもつ各種の事情や問題、つまり、人口老齢化と対応策、人口資質の向上、子供の健全育成、地域社会の開発、社会保障の予想などにかんする報告が行われた。

上記の報告に対して、人口老齢化と資料の取扱い、老齢人口と年金制度や老人医療、親子の居住と扶養、老後に対する意識調査、などをめぐり論議が行われた。

12月の後半には「社会保障制度の長期構想について」(報告者 小山路男)というテーマで報告があり、最初に、報告の背景について、医療資源の絶対的不足などの保険医療整備、医療保障に対する費用と財政などが示された。続いて、現状と諸問題が取上げられ、とくに、医療保険の改正と保険財政への影響、公費負担医療と医療保険、老人医療の在り方、退職者医療の考え方、とくに、高齢者や乳幼児を対象とする医療の無料化の影響と問題、保険医療の限界などを中心に報告が行われた。

また、年金制度について、昭和48年改正の影響、年金制度への要求の変化、老齢福祉年金の取扱い、各種年金制度の成熟化、在職老齢年金・遺族年金・妻の座などの改善などについて、報告が行われた。なお、国民年金制度の現状と将来を含めて、年金制度を全般的に再検討すべきであるという意見、および、それに関連する長期的見通しなども併せて示された。

上記の報告に対して、生活保護基準の引上げ、年金制度の再編成、長期懇の役割と今後の方向、年金制度の支出見通し、福祉年金の取扱い、年金年齢不均衡の是正、低所得の在職老齢年金受給者などの問題をめぐり、論議が行われた。

社会保障研究所日誌 (昭和 49. 10~12)

10. 3 統計調査研究会 (第 5 回) 報告内容「カナダの世帯構成の変化——最近の国勢調査から——」報告者 専門委員 森岡清美
- 10.14 School of Social Work, University of Michigan. Professor Laraine Perry が来所, 「Social Administration」について, 小林研究員ほか社会分析研究会研究協力者と懇談。
- 10.22 社会分析研究会 (第 7 回) 報告内容「ヨーロッパにおける社会福祉施設の現状について」報告者 東京都中央児童相談所 荒川 博
- 10.24 定例役員会開催 (第 102 回)
- 10.31 経済・社会研究会 (第 6 回) 報告内容「パーソンズとウェーバーの『産業化論』について」報告者 研究員 小林良二
- 11.5~8 第 10 回社会保障研究所基礎講座開催 (於 全日通労働会館)
11. 5 政策研究会 (第 5 回) 報告内容「健康保険の財政について」報告者 専門委員 小山路男
- 11.12 制度研究会 (第 6 回) 報告内容「ネガティブ・インカム・タックスについて」報告者 世界経済調査会 嘉治佐代
- 11.14 統計調査研究会 (第 6 回) 報告内容「昭和 48 年度掛川市中高年世帯における世帯の概況」報告者 専門委員 森岡清美
- 11.20 制度研究会 (第 7 回) 報告内容「第 17 回国際社会福祉会議に出席して」全社協 根本嘉昭
- 11.26 公開研究座談会開催 (第 12 回) テーマ「生活調査における家族周期的アプローチ」レポート: 東京教育大学教授・専門委員 森岡清美, 調査役 小沼 正, コメント: 日本女子大学教授 一番ヶ瀬康子, 国民生活センター調査研究部長 川端良子

司会: 慶応義塾大学教授・専門委員 中鉢正美

- 11.28 経済・社会研究会 (第 7 回) 報告内容「先進産業社会の問題——パーソンズとベルの指摘をめぐって——」報告者 所長 馬場啓之助
- 同 経済分析研究会 (第 5 回) 報告内容「所得の不平等度の測定について」報告者 総理府統計局 藤本喬雄
12. 2 合同役員会開催 (第 103 回)
12. 3 社会分析研究会 (第 8 回) 報告内容「社会福祉における住民参加」報告者 東京都老人総合研究所 前田大作
- 同 政策研究会 (第 6 回) 報告内容「厚生白書について」報告者 厚生省大臣官房企画室 田中富也
- 12.10 制度研究会 (第 8 回) 報告内容「最近におけるアメリカ医療保障の動向」報告者 国立公衆衛生院 前田信雄
- 12.17 統計調査研究会 (第 7 回) 報告内容「昭和 48 年度掛川市中高年世帯における宗教設備の家族周期的分析」報告者 東京教育大学大学院 高橋博子
- 12.19 経済分析研究会 (第 6 回) 報告内容「最近における医療費の動向」報告者 厚生省保険局調査課 加藤四郎
- 同 経済・社会研究会 (第 8 回) 報告内容「階級・市民権・社会発展——T. H. マーシャルの所説をめぐって——」報告者 研究員 高橋敏士
- 12.24 社会分析研究会 (第 9 回) 報告内容「福祉事務所の再編成問題について」報告者 研究第三部長 三浦文夫, 研究員 小林良二
- 同 政策研究会 (第 7 回) 報告内容「社会保障制度の長期構想について」報告者 専門委員 小山路男
- 同 Dr. T. I. Mathew (Regional Social Security Officer, I. L. D.) 来所 平石主任研究員と懇談。

季刊社会保障研究 Vol. 10, No. 1~No. 4 総目次

凡例: I, II, III……は号数, 1, 2, 3……は頁数を示す。

研究の窓 Preface

福祉の思想 Welfare Mindedness	阿部 志郎 SHIRO ABE	I	1
皆のために働く To Work for All	青井 和夫 KAZUO AOI	II	1
福祉充実のトリレンマ Trilemma of Welfare Repletion	江見 康一 KOICHI EMI	III	1
住民運動と社会学 Local Popular Movement and Sociology	松原 治郎 HARUO MATSUBARA	IV	1

論文 Article

雇用保険——失保研報告と雇用保険法案—— Employment Insurance; the Report of the Unemployment Insurance Study Group and the Employment Insurance Bill	西川 俊作 SHUNSAKU NISHIKAWA	I	2
社会保障と私的保障——アメリカの年金を中心として—— Social Security and Private Security ——In the Case of Pension Schemes in the U.S.	山崎 泰彦 YASUHIKO YAMAZAKI	I	10
所得分布の変動と再分配効果 Changes in Income Distribution and Redistribution Effect	今泉 佳久 YOSHIOHISA IMAIZUMI	II	2
アメリカ老齢年金保険の構造分析 Structure Analysis of Old-Age Pension Insurance in America	藤田 伍一 GOICHI FUJITA	II	14
「社会政策」とソーシャル・ポリシー——ひとつの覚え書き—— “Shakai Seisaku” and Social Policy——A Memoir——	稲上 毅 TAKESHI INAKAMI	II	23
社会保障と家族規模 (I) Social Security and Family Size (I)	深谷 昌弘 MASAHIRO FUKAYA	II	35
社会保障法における社会保険 Social Insurance in the Framework of Social Security Acts	荒木 誠之 SEIJI ARAKI	III	2
社会保障の制度維持主体の問題点 ——日本型社会保障制度の現状の問題を中心として—— Problems of Japanese Type Social Security System	佐藤 進 SUSUMU SATOH	III	13
インターン問題の史的考察 Historical Analysis of Intern Problems	菅谷 章 AKIRA SUGAYA	III	24
社会保障と家族規模 (II) Social Security and Family Size (II)	深谷 昌弘 MASAHIRO FUKAYA	III	34
経済開発と社会保障——経済, 社会, 政治の接点を探る—— Economic Development and Social Security ——A Search for the Adjoining Point of Economy, Society and Politics——	平 恒次 KOJI TAIRA	IV	2
福祉社会と勢力構造 Welfare Society and Power-Structure	向井 利昌 TOSHIMASA MUKAI	IV	13
英国の看護管理・看護教育の変革 A Reform of Nursing Administration and Nursing Education in England	三友 雅夫・上野フジエ MASAO MITOMO & FUJIE UENO	IV	24
所得分配における不平等度の測定——社会的厚生関数アプローチ批判—— On the Measurement of Income Inequality ——Critical Note on Social Welfare Function Approaches——	藤本 喬雄 TAKAO FUJIMOTO	IV	36

資料 Report

社会福祉施設整備計画の改定について The Revised Plan of Social Welfare Facilities		I	24
--	--	---	----

看護婦需給計画について Supply Planning of Nurses	I	25
〈コメント〉(Comments)		
「社会福祉施設整備計画の改定について」のコメント 1) Comments on the Revised Plan of Social Welfare Facilities	三 浦 文 夫 FUMIO MIURA	I 27
看護は病院に限られるものではない——「看護婦需給計画について」のコメント 2) Provision of Nursing Case Should not Limited Inside of Hospital	西 三 郎 SABURO NISHI	I 34
——Comments on Supply Planning of Nurses		
昭和 49 年度研究プロジェクトについて Research Projects for 1974		I 40
老人の余暇と余暇歴について Free Time of the Old People and Their Hobby Activities in the Past	萩 原 清 子 KIYOKO HAGIWARA	II 50
今後の老人対策について (提言) Future Counterplans for the Aged: A Proposal		III 61
(A Round-table Conference on the Problems of the Aged)		
社会保障長期計画懇談会の審議状況について (その 2) Discussion by the Round-table Conference for the Long-range Planning of Social Security, No. 2		III 66
(A Round-table Conference for the Long-range Planning of Social Security)		
地方小都市中高年世帯の家族周期的分析——世帯概況—— An Analysis by Dwelling Type of Middle-Old Aged Families in Small	森 岡 清 美 KIYOMI MORIOKA	IV 43
Local Towns——Household——		
「物価上昇下の分配等の歪み是正策」について (中間報告) On "The Corrective Measures of Income Distribution"		IV 53
(A Commentary of the Interim Report by the National Living Council)		
解説—— Explain	高 橋 敏 士 HIROSHI TAKAHASHI	IV 63
〈社会保障研究所基礎講座〉 Basic Lectures on Social Security		
社会保障の国際動向 International Trends of Social Security	高 橋 武 TAKESHI TAKAHASHI	II 62
公害と健康 Pollution and Health	鈴 木 武 夫 TAKEO SUZUKI	II 74
〈社会保障研究所公開研究座談会〉 Social Development Research Institute Forum		
西ドイツ社会保障の最近の動向 Recent Trend of Social Security in Federal Republic of Germany	保 坂 哲 哉 TETSUYA HOSAKA	III 72
フランス社会保障の最近の動向 Recent Trend of Social Security in France	上 村 政 彦 MASAHIKO UEMURA	III 77
家族周期的アプローチの強みと弱み Merit and Demerit of a Life-cycle Approach	森 岡 清 美 KIYOMI MORIOKA	IV 64
生活調査における調査方法上の問題を中心として On the Problem of Survey Method for Living Conditions	小 沼 正 TADASHI KONUMA	IV 69
研究ノート Research Note		
社会的アンバランスに関する統計的研究 A Statistical Study of Social Unbalance	城 戸 喜 子 YOSHIKO KIDO	I 42
〈社会保障研究所シンポジウム〉 A Symposium of the Social Development Research Institute		
「インフレと福祉政策」 "Inflation and Welfare Policy"		I 58
レポート: 篠原三代平 Report: Miyohei Shinohara	コメント: 辻村江太郎 Comment: Kohtaro Tsujimura	
コメント: 馬場啓之助 Comment: Keinosuke Baba	一般討論(司会): 山田 雄三 Discussion (Chairman): Yuzo Yamada	

「最低賃金と最低生活保障」 "Minimum Wage and Minimum Guarantee for Living"	I	73
--	---	----

レポート： 藤本 武 小沼 正
Report: Takeshi Fujimoto Tadashi Konuma

コメント： 孫田 良平 大前 朔郎 副田 義也
Comment: Ryohei Magota Sakuro Omae Yoshiya Soeda

一般討論(司会)： 平田 富太郎
Discussion (Chairman): Tomitaro Hirata

書 評 Book Review

佐口 卓著『医療保険論』 Takashi Saguchi "An Essay on Medical Insurance"	真 屋 尚 生 YOSHIO MAYA	II	87
三浦文夫編『社会福祉論』 Fumio Miura ed., "Treatise on Social Welfare"	小 林 良 二 RYOJI KOBAYASHI	III	86
ポール・パイヤ著, 藤井良治訳『老年の社会学』 Paul Paillat, Translated by Ryoji Fujii "Sociologie de la Vieillesse"	上 村 政 彦 MASAHIKO UEMURA	IV	75

社会保障統計 Social Security Statistics	I	102, II 90, III 89, IV 78
研究会抄録 Summary Note from Research Seminars	II	92, III 91, IV 80
社会保障研究所日誌 Diary of the Social Development Research Institute	I	104, II 97, III 93, IV 83
欧文抄録 English Abstracts	IV	87

CHANGES IN INCOME DISTRIBUTION AND REDISTRIBUTION EFFECTS

YOSHIHISA IMAIZUMI

(Vol. 10, No. 2)

This article is aimed at studying changes in income distribution since 1953 and at grasping, from the viewpoints of quantity and era, the effects of income redistribution by various systems, including taxation system and social security system. To tackle this problem from the viewpoint of era and household, the Household Economy Research Year-Book alone can be utilized. Also, the research cannot help being limited to homes of workers. A coefficient of fluctuation is used as a seal to measure inequality.

The primary distribution, which results just from production activities and which is not affected by systems at all, is called original income. As for original income, with 1961 as a border year, we can point out the trend of inequality before 1961 and that of equality after 1961. The documentary records which analyzed changes in difference of wages show that difference of wages has expanded when wages went up while fluctuating in a long period and that difference of wages has diminished when they went down. It is conceivable that the above fact reflects the trend of changes in income distribution.

When standard deviation in distribution of original

income is regarded as an indicator of wage difference, a periodical change in industrial fluctuation and inequality which are almost in parallel can be explained very well. In other words, in prosperous days, wage difference and inequality are expanded. Meanwhile, in depression, wage difference is diminished, and equality is promoted.

Both in prosperous days and recession, what plays an effective role in redistribution is income tax. However, plans to improve redistribution have been often unsuccessful. In many cases, the causes are attributable to the revision of taxation system. Judging from the viewpoint of effects of redistribution, the significance of existence of such a taxation policy in postwar days is doubtful.

The social security system involves the factor of inequality. We can point out some factors which promote inequality in the field of burden in social security. When we think benefit and contribution collectively, we realize that this cause is the fact that analysis was made using the data which do not take benefit in kind into consideration.

STRUCTURE ANALYSIS OF OLD-AGE PENSION INSURANCE IN UNITED STATES

GOICHI FUJITA

(Vol. 10, No. 2)

This article analyzes the finance of the "old-age pension insurance," which is a link in the chain of the system of the 1935 U.S. Federal Social Security

Law, to study the material function of this insurance and to see what policy is intervening in this insurance.

In chapter II, the aspect of contribution of old-age

pension insurance is studied. This chapter clarifies, through the analysis of nature of pay-roll tax and income tax and the analysis of structure of proportional tax rates and gradual tax rates, that efforts are being made to lighten burdens of middle and old-age people and large income earners.

In chapter III, the aspect of benefit is discussed. In particular, the function of the "total wage proportion system" is analyzed in the form of a preliminary essay. This analysis clarifies that in the "total wage proportion system" an advantage is given to the middle and old-age people who have not many years to work until their retirement. This chapter concludes that the combination of the "total wage

proportion system" and the "gradual proportion system" makes it possible to grant the "unearned annuities" to those who retire at an early stage.

In chapter IV, two policy viewpoints are discussed on the basis of the policy analysis. One is the viewpoint of the "labor market policy" on which no great emphasis has yet been placed. The other is the viewpoint of the "financial restrictions" which is aimed at reducing costs for help to old people by establishing a system for this purpose.

Chapter V, which can be said to be a conclusion, touches on some problems of principle. In this chapter, discussions are made from the viewpoints of both social security and social insurance.

"SHAKAI SEISAKU" AND SOCIAL POLICY—A MEMORANDUM

TAKESHI INAKAMI

(Vol. 10, No. 2)

I would like to conclude my article by giving some closing remarks based on the above studies.

(A) When the substance of social policy in the modern society is studied, various achievements in the existing Japanese social policy science must be analyzed in detail. However, there is the criticism that the thought based on the inflexible diagram is almost useless. At the same time, the fact cannot be overlooked that basic conditions for the establishment of policy science are left unfinished. Judging from the viewpoint of completion of basic conditions, it seems to me that a strong charm still remains in Eihiro Kawai's idea on social policy science.

(B) To narrow the scope of the object of social policy monistically will be not always useful. It seems proper to think that the object is rather omnipresent in the modern Japanese society, where the remarkable socialization of production and life has been pushed at the fast tempo.

(C) The development of social science regarding decision on social will is being actualized. A try to grope for the postulate which social policy should complete can be said to represent the trend of actu-

alization. As influential ways of thinking about the "On Social Choice," the type to place emphasis on market principle and the type to depend on the principle of decision by majority can be listed first. However, the type to establish a ubiquitous "postulate" can also be added. This type can be said to include the thought "civil minimum." The "On Justice," which was developed by J. Rawls, is regarded as a kind of "civil minimum." It can be said to be one of the forms of the "social total."

(D) This "On Justice" is based on the expatiation of fiction about imaginary abstract individuals at the "place of social contract." If this expatiation is made ubiquitously with the description of abstract individuals as a prop, it will have an excellent effect on the problem of "social justice," which naturally the modern social policy should complete. This "On Justice"—in my thought—has its own effect, because it has no important experiential nature of "civil minimum" from the beginning, and it is given a position as a theory of social postulate, which is set outside the theory of "civil minimum." These two theories should form a framework of important

theoretical relations for social policy.

(E) As far as "principle of justice" is concerned, J. Rawls and Masahiko Aoki showed both common nature and some sharp divergencies. It seems to me that Aoki is more persuasive both in the expatiation of the "principle of justice" from the "place of social contract" and in adherence to persistent abstraction.

(F) However, it is necessary, even in Aoki's case, to establish the detailed standards, which will be produced in the experiential application. Furthermore, it is important not to overlook the fact that the last link of his "principle of justice" has the

"weakness" that it must prearrange the "policy for mutual understanding." Also, there is the possibility that his formula for functional relations with social policy is used as weapons for criticism and rejection from beginning to end.

(G) Therefore, in designing and developing a positive social policy, it is necessary to add the theoretical development of "civil minimum." However, it is my temporary conclusion that this necessity does not deny the specific function of the theory of "principle of justice."

SOCIAL INSURANCE IN THE FRAMEWORK OF SOCIAL SECURITY ACTS

SEISHI ARAKI

(Vol. 10, No. 3)

Usually the social security system is formed with social insurance as a center. Social insurance was established at the end of the 19th century to protect workers. The social security policy has developed since the thirties of the 20th century. As a result, social insurance has been incorporated into the social security system. In this course, the scope of application of social insurance has expanded, insurance accidents have increased, and the nature and function of social insurance have changed. On the other hand, the field of social security, which does not depend on social insurance, has also gradually expanded.

It is undeniable that social insurance has made great contributions to the development of social security. However, the limit of social insurance has also expanded. When social security is studied from the viewpoint of law, it seems necessary to concretely examine the significance and function of the legislation based on the social insurance system. This article discusses the existing social insurance system in Japan

in connection with the Workers Accident Compensation Insurance Law, the Unemployment Insurance Law and the Health Insurance Law. In the social insurance laws, there are some defects in the fields of the role and function as the social security law as well as the composition and contents as the traditional social insurance law. This fact poses the problems of legislation and the philosophy of law.

When grasping social security as a legal system, I cannot find a positive significance in establishing a fixed sphere of the social insurance law. It seems necessary to part from the traditional fixed idea of social insurance in order to study the nature of various needs for social security and the contents of benefits which cope with these needs and to grasp the substantial structure of legal relations concerning security benefits. From this stand, this article concretely examines the contents of the existing social insurance law and studies the significance of social insurance.

HISTORICAL ANALYSIS OF INTERN PROBLEMS

AKIRA SUGAYA

(Vol. 10, No. 3)

As is generally known, in foreign countries the intern system is a prerequisite for becoming a clinician. Interns live in the hospital and undergo severe practical training. Needless to say, the system and conditions for the training are completed in these countries. During the training period, interns' life is guaranteed to a certain extent. Therefore, they can devote themselves to the training for clinical study. Under these circumstances, the expected purpose of the intern system has been achieved fully in these countries.

In the advanced Western nations, which have a long history of the intern system, the reform proposal has been made for the past few years that the intern system should not be regarded as training after graduation but be incorporated into education before graduation. In other words, this proposal means that the problem of intern can be settled by reforming the professional course of the medical education at university. Anyhow, however, the intern system still has been maintained as an absolute prerequisite for being a clinician.

On the other hand, in Japan, as a result of the partial revision of the National Medical Treatment

Law Enforcement Ordinance in late August of 1946, the intern system for the period of a year after graduation from the medical faculty was inaugurated in September in the same year. However, the completion of the training system for interns has been delayed, and the guarantee of their social position and life have been dissatisfactory. Therefore, the intern system has been unable to solidify its foundation since its inauguration although the system has barely maintained its form. Anyhow, although many problems are left unsettled, an end was put for the time being to the after-graduation intern system, which was an absolute prerequisite for the acquisition of doctor license, as a result of the passing of the Doctor Law Partial Revision Bill through the Diet in May 1968.

This article tries, through the historical study of developments of the intern system from its inauguration to its abolition, to clarify various problems of the intern system, to discuss what is the genuine settlement of the problems, and to study if the partial revision of the Doctor Law in 1968 was a genuine solution to the intern problem.

ON THE MEASUREMENT OF INCOME INEQUALITY

—Critical Note on Social Welfare Function Approaches—

TAKAO FUJIMOTO

(Vol. 10, No. 4)

This note is to give critical comments on the revival of social welfare function approaches in both the theory and the practice of income inequality measurement. Firstly, a brief summary is given

concerning one of Prof. Atkinson's papers, which shows a beautiful application of the results in the theory of risk bearing to inequality measurement. In the paper, Prof. Atkinson also presents a new

measure which is invariant under linear transformation of the given individual utility function. So, secondly, a diagrammatical exposition of Atkinson's inequality coefficient is made. A comparison between Gini's coefficient and Atkinson's is also made.

In the third place, Atkinson's coefficient is put to criticism after transforming his coefficient formula. And attacks are made generally to social welfare function approaches.

Lastly, a new group of measures is presented.